

やまなし障害者プラン2012

(山梨県障害者計画・山梨県障害福祉計画)

(案)

平成24年度～平成26年度

平成24年 月

山 梨 県

はじめに

山梨県は、平成21年3月に「新やまなし障害者プラン」を策定し、「共生社会の実現」を基本理念とし、その実現に向けて障害のある人の自立と社会参加を図る施策・事業を展開してきました。

また、平成23年10月に県政運営の基本指針として「第二期チャレンジ山梨行動計画」を策定し、基本目標の一つに「生涯あんしん地域」チャレンジを掲げ、その政策の中に「安心して暮らせる地域福祉の推進」を位置付け、『障害者の自立と社会参加の一層の促進を図り、誰もが社会の一員として互いを尊重し、支え合って暮らす「共生社会」の実現』を政策推進に当たっての基本的な考え方としています。

一方、国においては、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする新たな法律や、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定をはじめ、雇用や医療の充実、障害のある子どもの支援強化及び虐待防止の推進など、障がい者制度の集中的な改革が進められています。

こうした中で、第二期チャレンジ山梨行動計画が目指す、「誰もが健康に安心して暮らせるやまなしを実現」するため、国の動向に対応しながら、障害のある人に係る施策の基本的な方向と障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画である「やまなし障害者プラン2012」を策定しました。

今後、市町村、保健・医療・福祉・労働・教育の関係機関、サービス提供事業者、障害関係団体等と連携しながら、この計画の着実な推進に努めますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いします。

目 次

第1	計画の基本的な事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	障害保健福祉圏域	2
5	計画の進行管理	2
第2	計画の基本的な考え方	4
1	基本理念	4
2	基本原則	4
第3	山梨県における障害のある人の現状と課題	5
1	障害者手帳の交付等の状況	5
(1)	身体障害	5
(2)	知的障害	7
(3)	精神障害	9
(4)	難病	10
2	障害のある人の雇用の状況	11
3	特別支援学校卒業生の進路の状況	12
4	障害のある人を取り巻く環境の変化	13
(1)	共生社会の考え方の浸透	13
(2)	障害者基本法の改正	13
(3)	権利擁護	14
(4)	教育	14
(5)	雇用・就労	15
(6)	ボランティア活動	15
(7)	情報化	16
(8)	生活環境	16
5	共生社会を実現するための課題	18
(1)	相互理解の促進	18
(2)	協働体制の整備	19
(3)	ユニバーサルデザインの推進	19
(4)	安全・安心の確保	19
(5)	自己選択・自己決定の支援	20
(6)	障害福祉サービスの充実	21
(7)	保健・医療の充実	21

(8) 教育の充実	2 1
(9) 雇用・就労の支援	2 2
(10) 社会参加への支援	2 2
第4 分野別施策の展開	2 3
1 施策目標	2 3
2 施策の展開	2 5
(1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるための施策	2 5
ア 相互理解の促進	2 6
イ 協働体制の整備	2 8
ウ ユニバーサルデザインの推進	3 0
エ 安全・安心の確保	3 3
(2) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすための施策	3 6
ア 自己選択・自己決定の支援	3 8
イ 障害福祉サービスの充実	4 4
(3) 自らの力を高め地域でいきいきと活動するための施策	5 0
ア 保健・医療の充実	5 1
イ 教育の充実	5 9
ウ 雇用・就労の支援	6 4
エ 社会参加への支援	6 9
第5 数値目標	7 5
第6 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標及びサービスの見込量等 (第3期山梨県障害福祉計画)	7 8
1 平成26年度における地域生活移行・就労支援等に関する数値目標	7 8
2 各年度におけるサービス見込量	8 1
3 各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数	8 5
4 サービス提供を担う人材の養成・確保	8 6
5 山梨県地域生活支援事業の実施に関する事項	8 7
6 障害保健福祉圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し 及び計画的な基盤整備の方策	9 0
参考資料	9 9
1 策定経過	1 0 0
2 これまでの計画(プラン)の経緯	1 0 4
3 障害者に関する意識調査	1 0 6
4 国の基本指針	1 2 1

第1 計画の基本的な事項

1 計画策定の趣旨

平成18年12月、障害者の権利の保護等に関する「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が国連総会において採択され、平成20年5月に発効しています。我が国は、平成19年9月に同条約に署名しましたが、批准には至っていません。

国においては、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備を始めとする障害のある人に係る制度の集中的な改革を行うため、平成21年12月に内閣総理大臣を本部長とし全ての国務大臣により構成される「障がい者制度改革推進本部」を設置するとともに、同本部の下で、平成22年1月から障害のある人とその関係者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」を開催し、議論が重ねられています。

「障がい者制度改革推進会議」は、これまで二度にわたり障害者制度改革の推進のための意見を取りまとめており、これを踏まえて、平成22年6月及び平成23年3月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」に基づいて、国は、改革の集中期間内に必要な対応を図っています。

この一環として、平成23年7月、目的規定や障害者の定義等を抜本的に見直す「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立しました。

山梨県は、平成21年3月に「新やまなし障害者プラン」を策定し、その基本理念である共生社会を実現するために、施策・事業の展開を図っています。

国における障害者制度改革の動向に対応しつつ、「新やまなし障害者プラン」の進捗状況や施策・事業を展開する中で明らかになった課題、障害関係団体等との意見交換会の内容を反映させた新しい計画を策定します。

〈用語解説〉共生社会：国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成、支援し、年齢や障害の有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる社会

2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画である山梨県障害者計画と、障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である第3期山梨県障害福祉計画を統合したものです。

3 計画の期間

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)において、障害福祉計画は、3年を一期として作成するとされていることから、この計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

4 障害保健福祉圏域

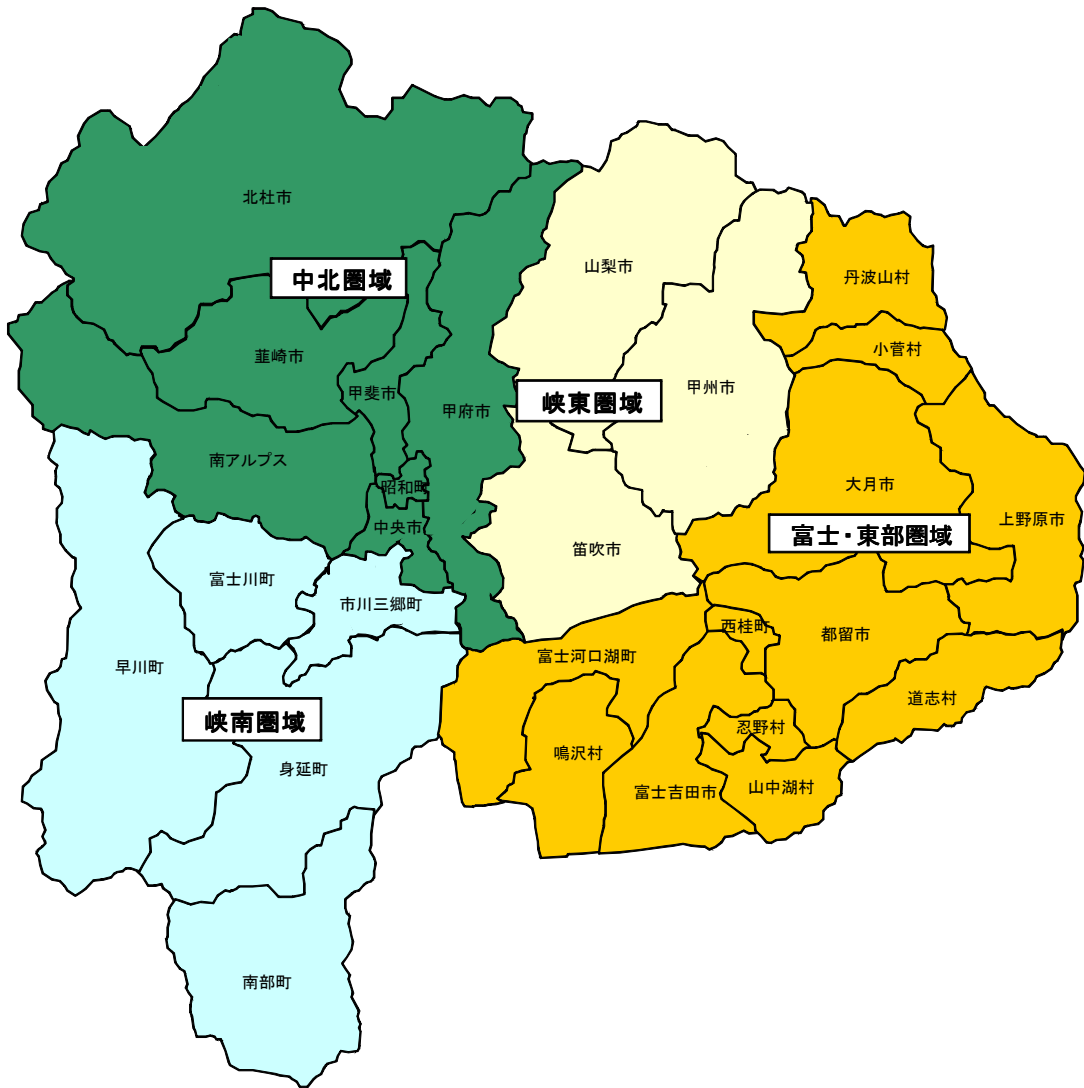
指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域として、障害者自立支援法第89条第2項第1号の規定及び基本指針に基づき、障害保健福祉圏域を設定します。

福祉と保健・医療の連携を図るため、高齢者福祉圏域及び地域保健医療計画の二次医療圏と同一の4圏域(中北圏域、峡東圏域、峡南圏域、富士・東部圏域)とします。

5 計画の進行管理

この計画で定めた事業の目標や数値目標、各年度におけるサービスの見込量に対する達成状況について、山梨県障害者施策推進協議会に報告し、同協議会の点検、評価を受けます。

障害保健福祉圏域



圏域	構成市町村	所管保健福祉事務所
中北障害福祉圏域	甲府市 斐崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 中央市 昭和町	中北保健福祉事務所
峡東障害福祉圏域	山梨市 笛吹市 甲州市	峡東保健福祉事務所
峡南障害福祉圏域	市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町	峡南保健福祉事務所
富士・東部障害福祉圏域	富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村	富士・東部保健福祉事務所

第2 計画の基本的な考え方

1 基本理念

山梨県は、県民誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

2 基本原則

この共生社会を実現するために、全ての障害のある人について、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、また、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られるよう、地域社会における共生等に向けた取組みを推進します。

また、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為がなされないようにし、社会的障壁の除去は、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮をします。

なお、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策・事業は、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に実施するとともに、その実施に当たっては、障害のある人その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めます。

第3 山梨県における障害のある人の現状と課題

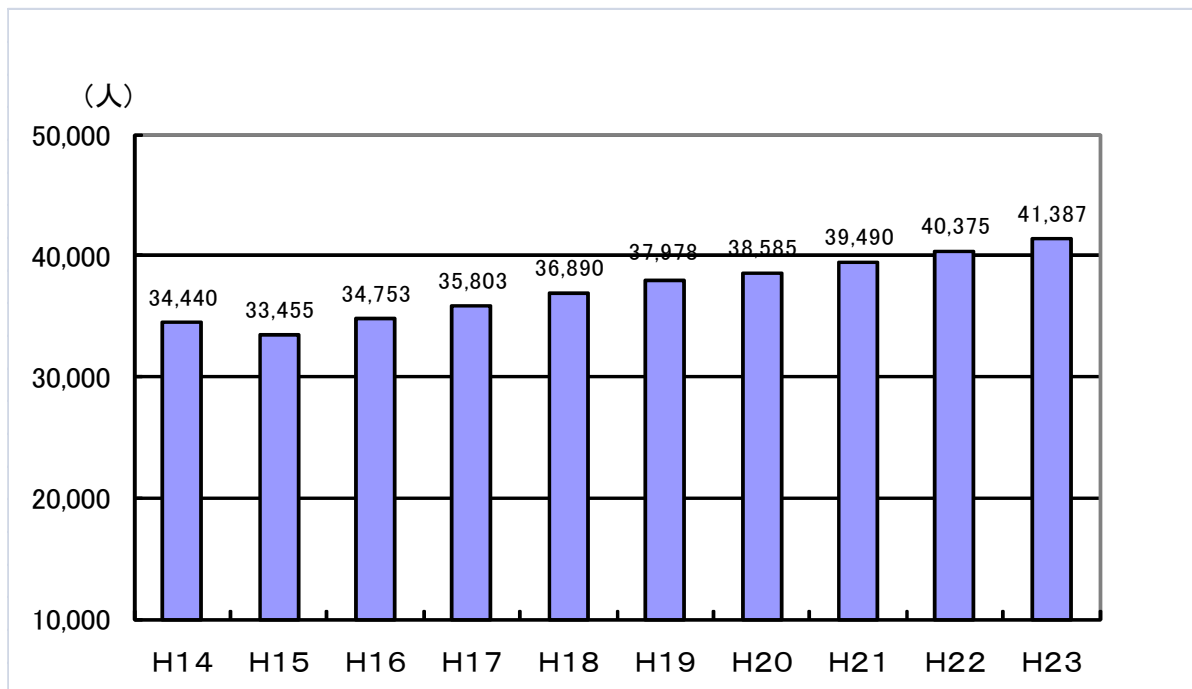
1 障害者手帳の交付等の状況

(1) 身体障害

平成23年4月1日現在の身体障害者手帳の交付者数は、41,387人です。平成14年の34,440人に比べ20.2%増加しています。

平成14年と平成23年を比較すると、年齢階層別では、65歳以上が、障害の種類別では、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害（いわゆる内部障害）が、最も高い増加率となっています。障害の程度別では、重度（1級・2級）と中度（3級・4級）が増加しています。

身体障害者手帳交付者数の推移



年齢階層別の身体障害者手帳交付者数

年度	0歳以上18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H14	531	10,346	23,563
H23	617	10,932	29,838
増加率	16.2%	5.7%	26.6%

(各年4月1日現在)

障害種類別の身体障害者手帳交付者数

(人)

年度	視覚障害	聴覚、平衡機能の障害	音声機能、言語機能、そ しゃく機能の 障害	肢体不自由	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害
H14	2,904	3,230	474	19,274	8,558
H23	2,845	3,461	532	21,463	13,086
増加率	△2.0%	7.2%	12.2%	11.4%	52.9%

(各年4月1日現在)

障害程度別の身体障害者手帳交付者数

(人)

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級
H14	11,009	6,048	5,454	6,749	2,421	2,759
H23	13,310	6,381	6,443	10,141	2,345	2,767
増加率	20.9%	5.5%	18.1%	50.3%	△3.1%	0.3%

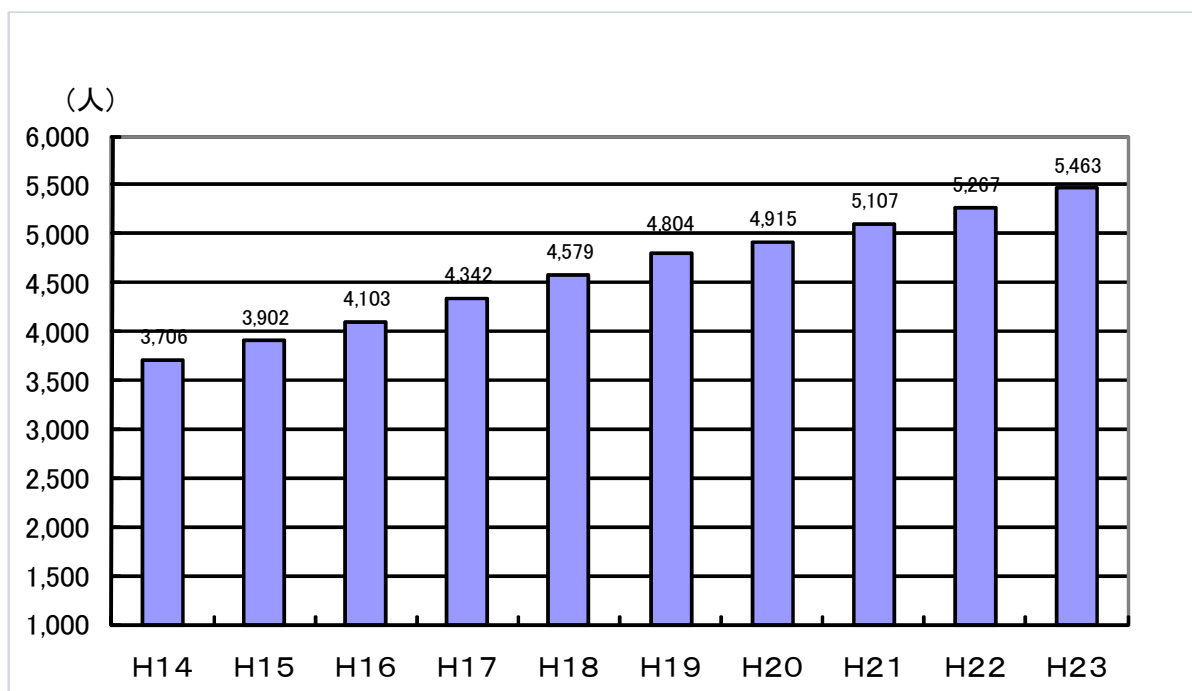
(各年4月1日現在)

(2) 知的障害

平成23年4月1日現在の療育手帳の交付者数は、5,463人です。平成14年の3,706人に比べ47.4%増加しています。

平成14年と平成23年を比較すると、年齢階層別では、65歳以上が、障害の程度別では、軽度（B-2）が、最も高い増加率となっています。

療育手帳交付者数の推移



年齢階層別の療育手帳交付者数

年度	(人)		
	0歳以上18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H14	823	2,657	226
H23	1,375	3,641	447
増加率	67.1%	37.0%	97.8%

(各年4月1日現在)

障害程度別の療育手帳交付者数

(人)

年度	A-1	A-2a	A-2b	A-3	B-1	B-2
H14	325	502	1,109	80	1,247	443
H23	484	743	1,281	106	1,681	1,168
増加率	48.9%	48.0%	15.5%	32.5%	34.8%	163.7%

(各年4月1日現在)

障害程度の基準

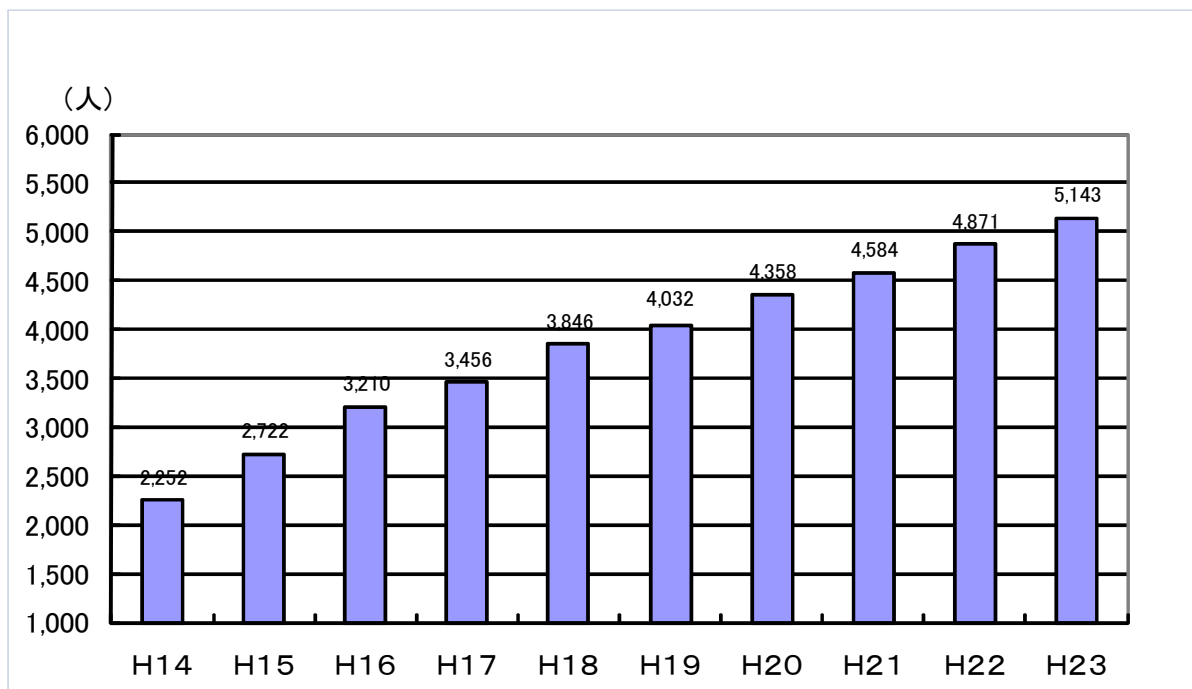
障害程度	障害程度の基準
A-1	最重度又は重度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級又は2級に該当する者
A-2a	最重度の知的障害を有する者
A-2b	重度の知的障害を有する者
A-3	中度の知的障害を有し、かつ身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級から3級に該当する者
B-1	中度の知的障害を有する者
B-2	軽度の知的障害を有する者

(3) 精神障害

平成23年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、5,143人です。平成14年の2,252人に比べ128.4%増加しています。

平成14年と平成23年を比較すると、障害の程度別では、中度（2級）、軽度（3級）の増加率が高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



障害程度別の精神障害者保健福祉手帳交付者数

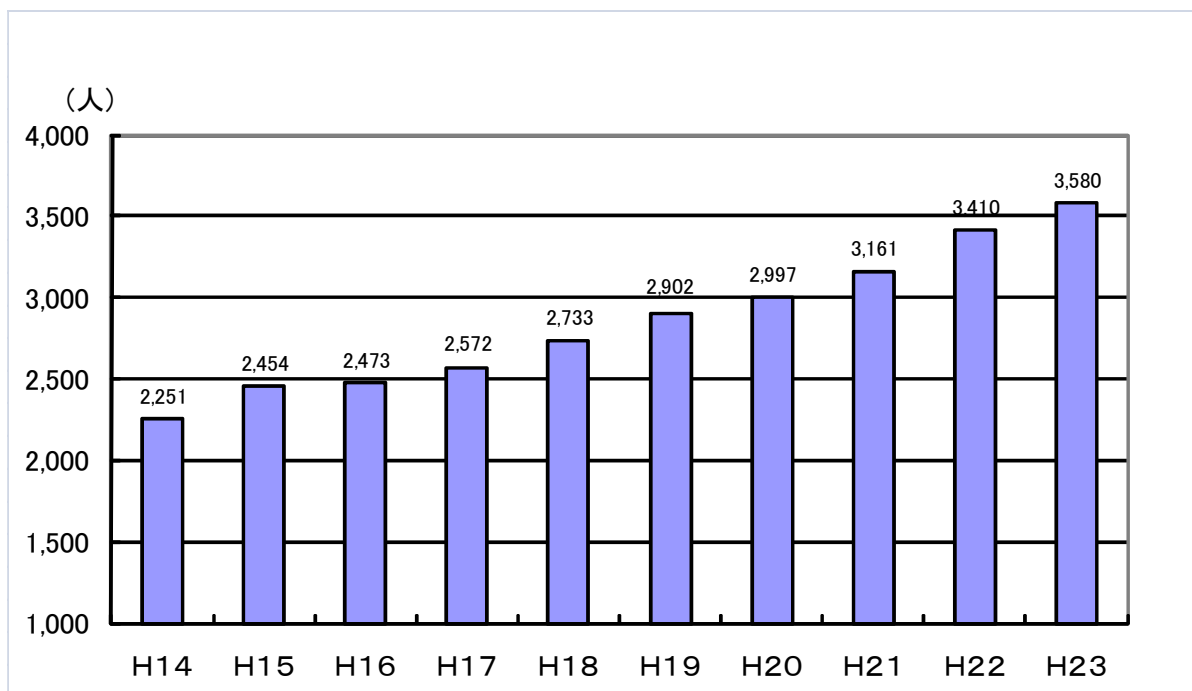
年度	(人)		
	1級	2級	3級
H14	584	1,496	172
H23	1,201	3,547	395
増加率	105.7%	137.1%	129.7%

(各年4月1日現在)

(4) 難病

平成23年3月31日現在の特定疾患医療受給者証の交付者数は、3,580人です。
平成14年の2,251人に比べ59.0%増加しています。

特定疾患医療受給者証交付者数の推移



〈用語解説〉難病：昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、原因不明、治療方法未確立、後遺症を残す恐れのない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家庭に負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病

特定疾患：国が、難病のうち特定疾患治療研究事業対象疾患として指定した56疾患

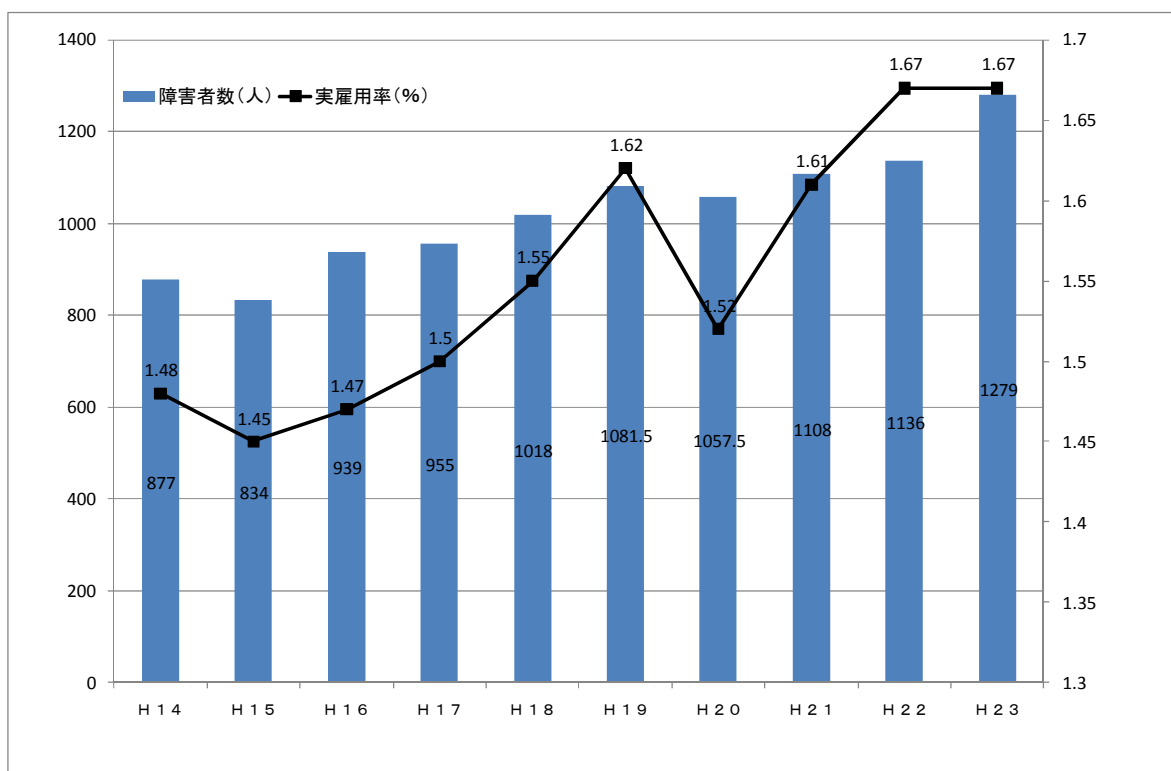
2 障害のある人の雇用の状況

平成23年6月現在、1.8%の障害のある人の法定雇用率が適用される民間企業（常用労働者数56人以上の規模の企業）における雇用状況をみると、雇用されている障害のある人の数は、1,279人（身体980人、知的246.5人、精神52.5人）であり、実雇用率は、1.67%（全国平均：1.65%）となっています。

また、法定雇用率未達成企業の割合は、51.3%（全国平均：54.7%）となっています。

なお、民間企業に雇用されている障害のある人の数は増加傾向にあり、平成18年以降は1,000人を超えています。

民間企業に雇用されている障害のある人の数と実雇用率の推移



(注) 平成22年7月に短時間労働者の算入など制度改正があったため、22年と23年は単純に比較できない。

〈用語解説〉法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて義務付けられている常時雇用する従業員に対する障害のある従業員の割合。民間企業（従業員56人以上の規模）では、1.8%以上となっている。

3 特別支援学校卒業生の進路の状況

平成22年度の状況を見ると、中学部については、全ての卒業生85人が特別支援学校高等部に進学しています。

高等部については、卒業生124人のうち、施設利用が97人（78.2%）、就業が13人（10.5%）、進学9人（7.3%）となっています。

平成22年度特別支援学校中学部卒業生の進路状況

卒業生徒数	進路			
	就業	進学	施設利用	その他
85		85		

平成22年度特別支援学校高等部卒業生の進路状況

卒業生徒数	進路			
	就業	進学	施設利用	その他
124	13	9	97	5

平成23年度の特別支援学校に在籍する幼児児童生徒は976人、特に高等部の生徒が増加しています。今後も、毎年度100人以上が卒業する見込みです。

特別支援学校在籍者数

(人)

区分	幼稚部	小学部						中学部			高等部			専攻科			合計
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
人数	15	41	64	46	48	47	45	83	74	90	147	127	138	4	2	5	976

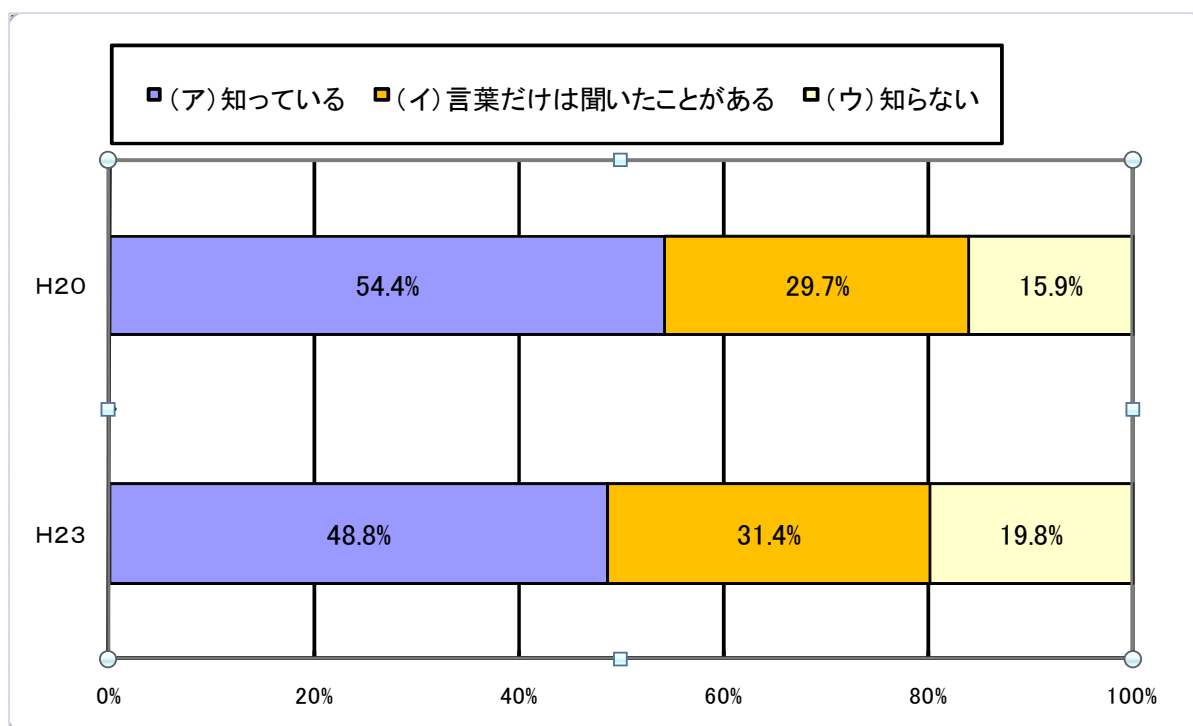
(平成23年5月1日現在)

4 障害のある人を取り巻く環境の変化

(1) 共生社会の考え方の浸透

山梨県が、平成20年7月と平成23年9月に実施した県政モニターアンケートの中で、「共生社会という考え方を知っていますか」という問いに対して、「知っている」と回答した人の割合は54.4%が48.8%に、「言葉だけは聞いたことがある」と回答した人の割合は29.7%が31.4%に、「知らない」と回答した人の割合は15.9%が19.8%になっています。共生社会の考え方は浸透しつつあるものの、定着に向けた更なる取組みが必要です。

共生社会という考え方を知っているか（県政モニターアンケート結果）



(2) 障害者基本法の改正

平成23年8月の障害者基本法の改正では、目的規定の見直しが行なわれ、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する旨が追加されました。

また、障害者の定義を、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害のある人であって、障害及び社会的障壁（障害のある人にとって日

常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと見直されました。

今後は、平成24年12月を目途に、次期障害者基本計画が決定される予定となっています。

(3) 権利擁護

国においては、障害者権利条約の批准に向けた取組みが進められています。

平成23年6月には障害のある人に対する虐待の禁止、予防及び早期発見等を規定した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が成立し、また、平成23年8月の障害者基本法の改正では、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されました。

〈用語解説〉 障害者虐待防止法：平成23年6月に成立し、平成24年10月から施行。障害者の尊厳を守り、障害者の自立及び社会参加を推進するために障害者の虐待を防止することを目的とし、障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律

(4) 教育

平成18年に教育基本法及び学校教育法が改正され、障害のある人に対する教育上必要な支援を講ずべきことが新たに規定され、平成19年度から特別支援教育の実施となりました。特殊教育から移行した特別支援教育は、全ての学校において特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導及び支援を行うこととなりました。これを受け、山梨県では全ての学校において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの校内支援体制の整備を図るとともに、特別支援学校のセンター的機能の充実を図ってきました。

山梨県教育委員会では、平成23年7月に「やまなし特別支援教育推進プラン」を策定し、今後10年間を見通した特別支援教育の推進方策を示しました。

また、平成22年度に文部科学省は、中央教育審議会に特別支援教育の在り方に関する特別委員会を設け、同委員会における議論を論点整理としてまとめ、インクルーシブ教育システム構築に向けた、就学相談・支援の在り方や特別支援教育の充実方策の方向性を示しました。

〈用語解説〉 インクルーシブ教育システム：inclusive education system。障害者権利条約の署名時仮訳。包容する教育制度。人間の多様性の尊重、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するとの目的の下、障害のある人と障害のない人が共に教育を受ける仕組み

(5) 雇用・就労

障害のある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業、国、地方公共団体は、一定の割合以上、障害のある人を雇用しなければならないことが義務づけられています。

平成21年4月には、障害のある人の就業意欲の高まりや短時間労働に対するニーズに対応するため、障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大、短時間勤務の労働者も対象とする雇用率制度の見直しなどの改正が行われました。

また、障害者自立支援法が平成18年4月に施行され、福祉施設から一般就労への移行を進めるための就労支援事業が創設され、労働関係機関との連携の下、一般就労に向けた訓練、職場実習、就業後の職場定着等が推進されています。

(6) ボランティア活動

ボランティア活動を通じて社会に参加し、自己を実現したいと考える人が増加し、全国社会福祉協議会が把握しているボランティア活動者数は、平成21年には730万人で、平成11年の690万人と比較すると5.8%増加しています。

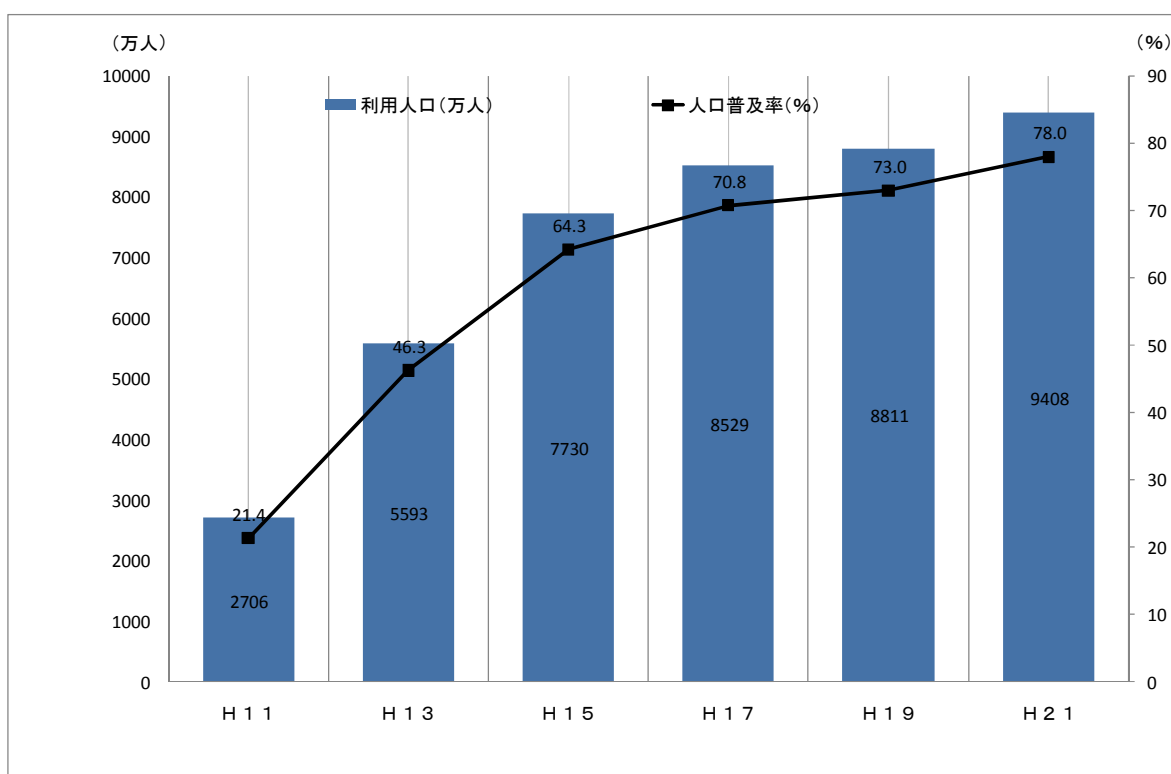
一方、福祉の分野に限らず、国際協力、環境、まちづくりといった様々な分野において、ボランティア活動やこれを支える市民活動団体の取組みが盛んになっています。市民活動の役割が注目される中で、法人格の付与等を通じて、活動促進を図ることを目的とした「特定非営利活動促進法」(NPO法)が平成23年6月に改正され、NPOの活動分野の追加、認証制度の見直しや認定制度の導入などが盛り込まれました。

(7) 情報化

近年の情報通信技術（ICT）の急速な進展により、情報通信が、日常的な生活・コミュニケーションから就労や生涯学習までのあらゆる場面に影響を与えるようになってきています。

情報通信を積極的に利活用することにより、障害のある人の自立及び社会への参加を促進するためには、障害のある人を含めた全ての人々が、自由に情報の発信やアクセスができる社会を構築していく必要があります。

インターネット利用人口と人口普及率の推移



〈用語解説〉 ICT : Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称

(8) 生活環境

平成18年6月、一体的総合的なバリアフリー施策の推進のため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）が施行されました。

平成23年3月に、バリアフリー新法に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が、旅客施設や車両、道路、公園、建築物等について、原則として、平

成32年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定する内容等に改正されました。

バリアフリーが障害によってもたらされるバリア（障壁）に対処するという考え方であるのに対し、身体的な状況や性別、年齢、国籍等にかかわらず、全ての人が人格と個性を尊重され、快適で安全に暮らすことができるよう、まちづくりやものづくり、サービス等にあらかじめ配慮するユニバーサルデザインの考え方が提唱され、障害のある人の自立と社会参加が進む中であって、欠かすことができない要素となっています。

山梨県では、平成20年3月に「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」を策定し、県が取組むべき方向とともに、県民、市町村、事業者、民間団体など、様々な主体における取組みの目安を示しました。

〈用語解説〉 バリアフリー新法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充。バリアフリー化基準に適合するように求める施設等の範囲は公共交通機関・建築物だけでなく、道路、路外駐車場、都市公園も対象となっている。

バリアフリーとユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

5 共生社会を実現するための課題

この計画の策定に当たり、障害関係団体、難病・疾病団体、障害福祉サービス事業者団体、県自立支援協議会、各圏域自立支援協議会等44団体との意見交換会等を通じて、障害福祉施策に関する意見を聴きました。

ここでは、意見交換会の内容、障害福祉をめぐる施策の動向、「新やまなし障害者プラン」の進捗状況や施策・事業を展開する中で明らかになった課題を整理します。

(1) 相互理解の促進

ア 障害のある人が、地域の人々と交流し、社会の一員として共に生活するためには、こころのユニバーサルデザインを推進する必要があり、県民、行政、企業、NPO、ボランティアが一体となって、啓発活動の一層の推進を図る必要があります。

イ 障害のある人に対する偏見の解消、障害の特性の理解を進めるとともに、障害のある人の地域で暮らしたいという気持ちを理解し、互いに支えあう気持ちを育てることが必要です。

ウ 県や市町村の職員に対して障害の特性や障害のある人への理解の促進を図る必要があります。

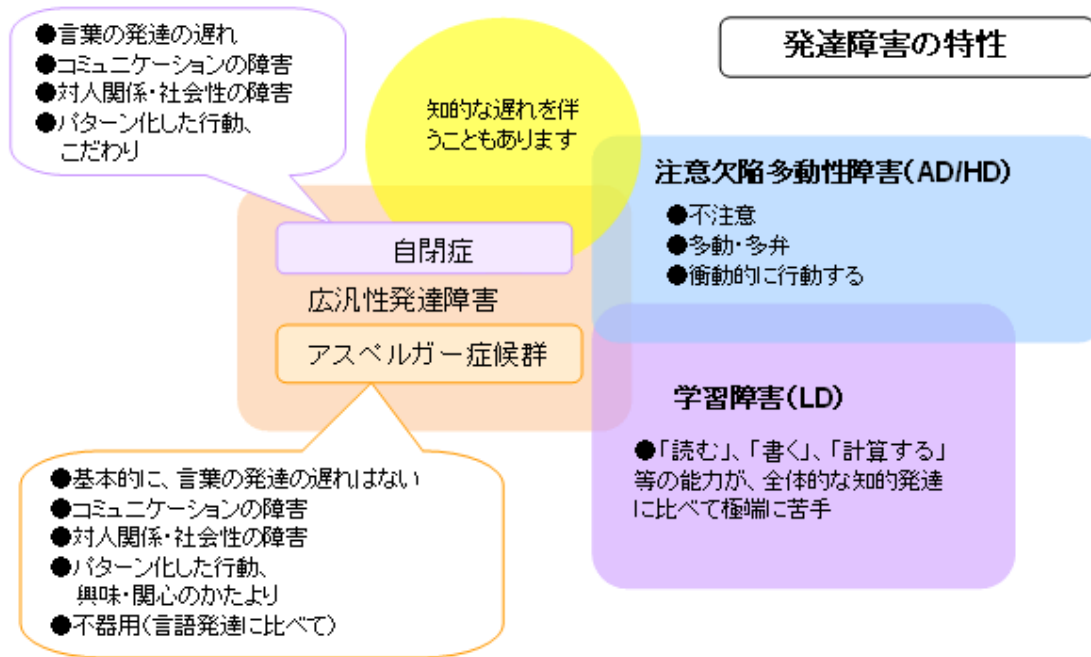
エ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習や、障害のある子どもと地域の人々との交流活動は、全ての子どもの豊かな人間性や社会性を育むとともに、地域の人々の障害の特性や障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深める重要な機会であることから、一層の推進を図る必要があります。

オ 全ての学校において、教育活動全般を通じて、障害の特性や障害のある人への正しい理解を深めるため、更なる交流及び共同学習等の取組みの充実が必要です。

カ 発達障害や高次脳機能障害は、障害として世の中に認知されたのが比較的新しいため、まだ、多くの人に知られていない障害です。また、見えない障害ともいわれ、周囲からの理解が得られにくく、他の人との良好な関係を築くことが難しい場合があります。これらの障害について、より多くの方々に知ってもらうとともに、理解を広めることが必要です。

〈用語解説〉発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの

高次脳機能障害：交通事故や脳血管疾患などの原因により脳が損傷を受け、記憶・注意・行動・言語・感情などに障害がおき、日常生活に支障をきたすもの



(2) 協働体制の整備

- ア NPOやボランティアの活動に対する理解を深め、その活動を活発化させる必要があります。
- イ 障害のある人自身のボランティア活動への参加など、社会参加を支援する必要があります。
- ウ 障害のある人やその家族が協議の場に参画するなど、意見が十分に行政施策に反映できるシステムの構築を推進する必要があります。

(3) ユニバーサルデザインの推進

- ア 障害のある人が安心して生活し、社会参加できるようにするための地域基盤の整備が必要です。このため、ユニバーサルデザインによる生活環境の整備を進めるとともに、誰もが住みやすい住環境の整備促進を図る必要があります。

(4) 安全・安心の確保

- ア 平成23年3月11日に発生した東日本大震災において被災した障害のある人は、移動や避難所での生活などで多くの苦難に直面しました。このような教訓を踏まえ、障害のある人が地震等の災害時に困難な状況に陥らないよう、防災対策の一層の推進を図る必要があります。
- イ 特に、支援物資の供給を受けながら、様々な障害ごとに必要な対応がとれる福祉避難所の整備や障害者支援施設間の連携体制の構築が必要です。

(5) 自己選択・自己決定の支援

- ア 地域で暮らすためには、障害のある人が自己選択や自己決定できるよう、障害のある人自身の力を向上（エンパワメント）させる必要があり、ピアカウンセリングの普及啓発をはじめとした相談支援体制の充実が求められています。
- イ 障害者支援施設入所者や精神科病院の社会的入院患者の地域生活への移行を進めるため、地域自立支援協議会を中核とした相談支援関係機関の連携強化とともに、地域において中心的な活動を行う人材の配置が必要です。
- ウ より質の高い障害福祉サービスが提供できるよう、事業所職員などに対する研修の充実が必要です。
- エ 障害のある人の地域での生活を支える人材の育成、確保が必要です。
- オ 障害のある人が、様々な活動へ参加し、社会の一員として責任を分担することができるよう、その生活力の向上が求められます。
- カ 障害のある人の自己選択・自己決定を支援する権利擁護制度や成年後見制度などの制度の活用促進が必要です。

〈用語解説〉 エンパワメント： 障害者自身の内側から湧き出る力に目を向け、それを呼び覚まそうとすること

ピアカウンセリング： ピア（peer）は、仲間や対等の意味。仲間同士のカウンセリングのこと。従来の専門家によるカウンセリングと異なり、同じ悩みや障害を抱える人同士が、同じ立場を共有しながら、精神的なサポートだけでなく、自立に向けた情報提供などを行う。

障害者支援施設： 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設

自立支援協議会： 相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす定期的な協議の場として市町村が設置する「地域自立支援協議会」、県全体のシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として県が設置する「県自立支援協議会」がある。

成年後見制度： 認知症、知的障害、精神障害等があるため判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するために家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人、または、あらかじめ自らが選んだ任意後見人が本人の利益を考えながら、財産管理等を行う制度

(6) 障害福祉サービスの充実

- ア 障害のある人の重度化、重複化、高齢化、地域生活への意識の高まりなどに対応するためのサービス供給体制の充実が必要です。
- イ 特に、障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、受け皿となるグループホームなどの生活の場の確保が必要です。
- ウ 地域で安心して暮らすことができるよう、公営住宅やアパート等への入居支援や生活支援が必要です。
- エ 障害者支援施設におけるサービスについては、地域との交わりの中で安心して日中活動ができる体制の充実が必要です。
- オ 発達障害及び高次脳機能障害については、その特性に応じたサービスの提供体制を整備する必要があります。

(7) 保健・医療の充実

- ア 障害のある人が地域で安心して暮らすためには、障害の原因となる傷病等の予防・治療や適切な保健・医療サービスの提供による障害の軽減、重度化・重複化の防止を図ることが必要です。
- イ 精神障害のある人の退院や社会復帰を促進するためには、入院医療中心の施策から地域において保健、医療、福祉が連携した総合的方策を推進する必要があります。
- ウ 緊急な医療を必要とする精神障害のある人のために精神科救急医療事業を拡充するとともに、精神障害のある人が地域で安心して生活できる体制を整備することが必要です。
- エ 障害の早期発見、早期療育の連携体制を整備するとともに、ライフステージに応じた一貫した相談支援体制の充実が必要です。
- オ 地域によって、身近な場所において受診できる医療機関がないことや、医療費の負担に不安を持っているので、障害のある人が安心して、医療が受けられるように体制を整備することが必要です。

(8) 教育の充実

- ア 障害のある子どもの自立や社会参加を推進するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服し、社会の一員として自己実現を図るため、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育や療育を行うことが必要です。
- イ 特別支援教育の対象となる子どもの障害が重度化、重複化、多様化していることから、障害の状態や特性を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を行う必要があります。
- ウ 障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて継続した支援を行うため、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関の連携を図り、保育所、幼稚園及び全ての

学校における特別支援教育を推進する必要があります。

エ 特別支援教育の更なる充実を図るため、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図るとともに、それを考慮した教員の配置を図る必要があります。

(9) 雇用・就労の支援

ア 障害のある人が、社会的に自立し地域で安定した生活を確認するためには、経済的な基盤となる職業に就くことが必要です。

イ 山梨労働局、公共職業安定所、障害者職業センターなど労働関係機関と連携し、事業主に対して障害のある人の雇用や支援策についての理解の浸透を図るとともに、福祉、労働、教育等関係機関の連携強化などにより、雇用、就労を一層促進する必要があります。

(10) 社会参加への支援

ア 個々の能力を引き出し、自立・社会参加を促進するためICTを活用し、情報格差の是正や情報活用能力の向上等を図る必要があります。

イ 障害のある人の能力、ニーズに応じた多様な情報教育の機会を設け、技術取得の支援を行うとともに、機器の整備促進を図る必要があります。

ウ 障害のある人が充実した地域生活を送るためには、スポーツ、レクリエーション、芸術、文化等の活動の場や学習の機会を確保し、その充実を図る必要があります。

エ 障害のある人が様々な場所へ気軽に出かけられるようにするための移動支援やコミュニケーション支援などの充実が必要です。

オ 利用しやすい福祉用具の普及・利用の促進を図る必要があります。

第4 分野別施策の展開

1 施策目標

(1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるために

障害の特性や障害のある人への理解を深めることによる心のバリアの除去や、住むまちのところどころに存在する物理的バリアの除去、これらが融合してユニバーサルデザインに配慮した誰もが暮らしやすいまちが創り出される、このようなまちの実現を目指して施策を実施していきます。

(2) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために

人生の様々な段階における自己選択や自己決定を確かなものとし、自らが描いた生活設計に基づき、個性を生かしながら地域で生きていくことができる、このような暮らしの実現を目指して施策を実施していきます。

(3) 自らの力を高め地域でいきいきと活動するために

医療やリハビリテーションの充実、障害に応じたきめ細かな教育、ICTの活用等による就労、これらが相まって、障害のある人の生活力が高まり、それがやがては地域で活動する力につながっていく、このような力の向上を目指して施策を実施していきます。

施策体系表

施策目標	施策	具体的施策		
(1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるために	ア 相互理解の促進	a 啓発・広報活動の推進	P26	
		b 福祉教育等の推進	P27	
	イ 協働体制の整備	a NPO、ボランティア等の活動の推進	P28	
		b 障害のある人の活動の支援	P29	
	ウ ユニバーサルデザインの推進	a 建築物等のユニバーサルデザインの推進	P30	
		b 公共交通機関や歩行空間等のユニバーサルデザインの推進	P31	
	エ 安全・安心の確保	a 防災対策等の推進	P33	
	(2) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすために	ア 自己選択・自己決定の支援	a 相談支援体制の充実と連携	P39
			b 権利擁護等制度の活用促進	P42
		イ 障害福祉サービスの充実	a 訪問系・日中活動系サービスの充実	P44
			b 居住系サービスの充実	P46
			c 福祉マンパワーの確保	P49
ア 保健・医療の充実		a 障害の原因となる傷病の予防・治療	P52	
		b 地域療育の推進	P54	
		c 医療・リハビリテーション等の充実	P55	
イ 教育の充実		a 一貫した教育的支援体制の整備	P59	
		b 指導力の向上と専門機関の充実	P62	
ウ 雇用・就労の支援		a 雇用の場の拡大	P64	
		b 職業相談・雇用の促進等	P65	
(3) 自らの力を高め地域でいきいきと活動するために	エ 社会参加への支援	a 情報のユニバーサルデザインの推進	P69	
		b 生涯学習、スポーツ、レクリエーション、芸術、文化活動の振興	P71	
	c 外出や移動等の支援の充実	P72		
	d 誰もが使いやすい製品の普及促進・利用	P73		
	e 選挙等における配慮の推進	P73		

2 施策の展開

(1) 誰もが暮らしやすいまちをつくるための施策

心のバリアを除去するために、広報活動の充実や「障害者週間」における啓発など各種事業を実施してきました。しかし、山梨県が、平成23年9月に行った県政モニターアンケートでは、「障害者週間」を知っていると回答した人の割合は、46.4%となっています。また、「障害を理由とする差別や偏見があると思うか」の問いに対して、「ある」、「少しはある」と回答した人の割合は、93.3%となっており、障害や障害のある人に対する理解を深めるためには、啓発活動をさらに強化する必要性が認められます。

障害のある人に対する差別や偏見の解消には、意識面の改革と同時に、障害のある人も障害のない人も同じように生活できるよう生活環境を整備し、障害のある人の活動範囲を広げ、地域への定着を促進することが大切であると考えます。県内でも、「バリアフリー新法」や「山梨県障害者幸住条例」に基づき、不特定多数の者の利用に供する施設についてバリアフリー化が進められています。また、山梨県は、平成20年3月に策定した「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」により、全ての人にやさしいまちづくりを推進するため、各種の事業を実施しています。

ア 相互理解の促進

(7) 施策の方向

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う共生社会の理念の普及を図るため、県民の意識改革に向けた更なる理解促進の施策を展開します。

誰もが障害の特性及び障害のある人に対する理解を育みながら、障害のある人も障害のない人も地域の中で共に支え合う社会の構成員として地域社会をともに担っていく土壌を培うために福祉教育を推進します。

障害のある幼児児童生徒が、経験を広め、積極的な態度を養い、豊かな人間性・社会性を育むとともに、障害のない幼児児童生徒や地域の人々が障害の特性と障害のある人への理解の促進を図るため、交流及び共同学習、交流活動を推進します。

(1) 主要な施策

a 啓発・広報活動の推進

- No.1** 障害者週間等の各種行事を中心にNPO、ボランティア、障害関係団体などをはじめ、幅広い層の県民の参加による啓発活動を推進します。
- No.2** 精神障害のある人の社会的な誤解や偏見を是正するため、精神保健福祉普及運動期間における精神保健福祉大会や交流事業等の各種行事を通して、精神障害のある人に対する正しい理解を求めるとともに交流を深めます。
- No.3** 障害の特性や障害のある人、地域生活への移行の考え方などについて、県民の理解を促進するため、県の広報活動や市町村及び報道機関の協力を得ながら啓発広報を実施します。
- No.4** インターネットを利用して、県のホームページに「障害者福祉サービスのご案内」を掲載することにより障害のある人の利便を図り、また、障害者文化展、障害者の主張大会、障害関係の講演会等の予定を掲載することにより、県民の意識の醸成を図ります。
- No.5** 障害のある人が、地域において安心して生活できるよう、行政職員、警察職員等に対し障害の特性についての理解を深めるため、研修内容の充実を図るなど、

障害のある人に対する充実した研修を実施します。

No.6 「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」に基づき、ユニバーサルデザインを周知するため、パンフレットを作成、配付するなど、普及啓発を行います。

b 福祉教育等の推進

No.7 特別支援学校と保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校との学校間及び特別支援学級設置校の校内における交流及び共同学習、地域の人々との交流活動を計画的、組織的に実施し、障害のある幼児児童生徒の社会性を養うとともに、障害のない幼児児童生徒、保護者及び地域の人々に対し、障害の特性及び障害のある人に対する理解の促進を図ります。

No.8 福祉の心を育てる教育を推進するため、学校における福祉教育の在り方や進め方を研究し、家庭や地域との連携を活かした活動や体験的活動の充実を図るとともに、県が作成した福祉読本等を活用します。

No.9 学校における福祉体験活動や障害のある人との交流活動等を通して、障害の特性や障害のある人に対する理解を促進します。

No.10 保育所、幼稚園において、障害児施設等との相互訪問などの交流活動を通じて障害のある子どもとの直接的な交流を図ることにより、就学前から障害の特性や障害のある人に対する理解を促進します。

No.11 民間団体等主催の福祉講話や講演会に際し、障害のある人や専門家などの講師派遣情報を提供して支援します。

イ 協働体制の整備

(7) 施策の方向

共生社会を実現していくためには、行政とNPO、ボランティア等との協働を推進する必要があります。これらの活動をさらに活発化させるため、ボランティアの講習や体験などを通じて、地域に根ざして活動する人の発掘、養成を行います。

障害のある人が積極的に意見を主張し、社会へのアピールを継続して実施していくため、行政の意思決定過程などにおいて、障害のある人の意見が適切に示され、検討されるような配慮を促していくとともに、障害のある人自身の活動についての支援を充実し、障害のある人も障害のない人も共に社会の構成員として一体となって共生社会を構築する機運の醸成を図ります。

障害のある人のライフステージに応じた一貫した支援体制を充実するため、地域自立支援協議会等の活用により関係機関の連携システムを構築します。

(1) 主要な施策

a NPO、ボランティア等の活動の推進

No.12 住民主体の地域福祉活動への支援を行うほか、ボランティア活動を行う団体等の連携を深め、地域住民やボランティアが主体となった地域における福祉活動の推進を図ります。

No.13 福祉教育の推進により、福祉の心を醸成し、地域におけるボランティア活動等の福祉活動を推進します。

No.14 NPOやボランティア活動に対する理解と関心を深め、県民誰もがその活動に気軽に参加するための「県民ボランティア運動」を推進するとともに、質の高いボランティアサービスを確保するため、専門職とボランティアの連携と協働を積極的に支援します。

No.15 障害児（者）地域療育等支援事業コーディネーターによる地域の住民に対するボランティア養成講習や本事業実施施設を利用したボランティアの体験などにより、地域に根づいたボランティアの養成や掘り起こしを推進します。

〈用語解説〉 障害児（者）地域療育等支援事業：障害児（者）施設が有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもなどの家庭を訪問して相談、指導を行うなど、地域で生活する在宅の障害のある子どもなど及びその家庭に対する専門的な支援体制の充実を図るための事業。支援活動の中心として、相談業務や各種福祉サービスの提供に係る援助や調整に当たる職員をコーディネーターという。

b 障害のある人の活動の支援

No.16 障害のある人が、自らの体験に基づいて、相談や支援に応じ、問題の解決を図るピアカウンセラー、身体介護、家事援助など日常生活を営むのに必要なサービスを提供する居宅介護従事者、パソコンの使用方法等についてサポートを行うパソコンボランティアなどとして活動できるよう支援します。

〈用語解説〉 ピアカウンセラー：同じ悩みや障害を抱える者として、精神的なサポートだけでなく、自立に向けた情報提供などを行う障害のある人等

No.17 様々なレベルの行政施策に障害のある人及びその家族の意見が十分反映されるようにするため、意見を聴く場の充実を図るとともに、県の審議会、委員会、自立支援協議会等への参画を促進します。

No.18 各市町村における障害のある人に係る施策を総合的、計画的に推進するため、障害者基本法の規定により市町村の条例を設置根拠とする審議会その他の合議制の機関の設置とその委員に障害のある人の登用を促進します。

No.19 障害のある人が参画する地域自立支援協議会等の活用により、保健、福祉、教育など関係機関の連携体制を構築し、学齢期への移行時、進学時、卒業時などの様々なライフステージにおいて、支援の切れ目が生じないよう連携強化を図ります。

ウ ユニバーサルデザインの推進

(7) 施策の方向

誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したやさしいまちづくりの推進に努めます。このため、「バリアフリー新法」、「山梨県障害者幸住条例」、「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」の趣旨の徹底を図りながら、障害のある人を含む全ての人が、安全に安心して生活し社会参加できるよう、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のユニバーサルデザイン化はもとより、情報、社会的制度にまで幅広いバリアの除去を推進します。

(イ) 主要な施策

a 建築物等のユニバーサルデザインの推進

No.20 「バリアフリー新法」、「山梨県障害者幸住条例」、「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」に基づき、障害のある人や高齢者をはじめ全ての県民が安全で快適に利用できる施設等の整備を、行政、事業者、県民が一体となって進めます。

No.21 障害のある人との健康づくりやふれあい交流の場を身近に確保するため、都市公園の整備に当たっては、多目的トイレや点字ブロックの設置、園路の段差解消等を推進します。

No.22 市町村等が行う庁舎、学校その他の公共施設の整備に際し、障害のある人や高齢者等に配慮した施設、設備に要する経費を融資し支援します。

No.23 県内の幹線道路などの沿道で整備される道の駅について、障害のある人が利用しやすいトイレの整備や駐車スペースの確保が図られるよう、管理運営者等と連携し適切な対応に努めます。

No.24 中小企業等が、事務所、店舗等の新築または改修を行うに際し、障害のある人に配慮した施設、設備の整備に要する経費を融資することにより、福祉のまちづくりを促進します。

No.25 段差のない床、手すり、広い廊下、エレベーターなどを備えた県営住宅の建て替え等を推進します。

No.26 障害のある人向けの住宅に関する情報をはじめ、住宅に関する総合的な情報提

供とともに、新築や改修の際には、障害のある人や高齢者等が使いやすい住宅とするための相談窓口の設置やアドバイザーの派遣を行います。

No.27 地域で生活する重度の障害のある人や要介護認定を受けている高齢者の日常生活環境を改善するため、居室、玄関、浴室、トイレ等の住宅設備の改修に必要な経費に対する助成等をします。

No.28 河川の近隣に福祉施設、病院等が立地している区域や高齢者の割合が著しく高い地域において安全に河川が利用できる箇所について、水辺にアプローチしやすいスロープ、階段、案内標識の整備等バリアフリー対策を実施し、障害のある人や高齢者など全ての人々が安心して河川を訪れ、憩い親しむ河川空間の創出を推進します。

No.29 県の建築物等については、ユニバーサルデザインの視点による整備を進める観点から、施設建設の設計段階などにおいて、障害のある人の意見を採り入れます。

No.30 建築物、道路、公園などが、全ての利用者に使いやすい施設となっているかなどを、小・中学生や障害のある人などが一緒になって利用者の視点で点検を行い、改善に向けた提案等を行う事業の実施を支援するとともに、「山梨県障害者幸住条例」の見直しに合わせ、「特定施設整備基準」や「幸住のまちづくり推進指針」の見直しを行います。

No.31 県のホームページの「福祉マップやまなし」について、掲載している施設の情報を更新するとともに、新たに掲載する施設を追加します。

〈用語解説〉福祉マップやまなし：県のホームページに、障害のある人や高齢者をはじめ全ての人々が安心して気軽に県内各地へ出かけられるよう、毎日の生活に関わりの深い公共施設、病院、文化施設、商業施設、公園等に加え、飲食店、宿泊施設等について、トイレ、駐車場、エレベーターなどのバリアフリー情報を掲載

No.32 障害のある人をはじめ全ての人々が、同じように観光を楽しめるようにするため、観光事業者、地域住民に対する観光のバリアフリー化に向けた普及啓発活動を実施するとともに、観光施設のトイレ等のバリアフリー化を推進します。

b 公共交通機関や歩行空間等のユニバーサルデザインの推進

No.33 鉄道事業者が行う駅のエレベーター等の設置に対して補助する市町村への助成や、身近な公共交通機関である路線バス事業者が行うノンステップバス等の導

入に対して助成します。

〈用語解説〉 ノンステップバス：障害のある人、高齢者、妊産婦等が乗り降りしやすいように配慮した、乗降口に階段のない超低床のバス

No.34 公共交通機関等に対し、大きく見やすい案内板や音声誘導設備の整備など障害のある人の声を反映させながら、使いやすい施設整備が図られるよう取組みを進めます。

No.35 重度の障害のある人や介護を必要とする高齢者の行動範囲の拡大と社会参加を促進するため、市町村が行うタクシー料金への補助に対して助成を行うとともに、タクシー会社等のリフト付き車両の導入に対して助成します。

No.36 車いす利用者などがゆとりを持ってすれ違えることができる広幅員歩道の整備をはじめ、歩道のフラット化、点字ブロックの整備を推進します。

No.37 歩道に設置されている電柱を撤去し、障害のある人、高齢者、車いすやベビーカーなどを利用する人に、快適で利用しやすい歩道空間を確保するため、電線類の地中化を推進します。

No.38 青信号であることを音で知らせる装置の付いた視覚障害のある人用の音響信号機、青信号の時間を延長して横断時間を長くする高齢者等感応信号機などバリアフリー対応型信号機の整備を行います。

No.39 歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、緊急に対策を講ずる必要があると認められる住居系地区または商業系地区に指定した「あんしん歩行エリア」においては、県公安委員会と道路管理者が連携して、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備や歩道の整備などを行います。

No.40 障害のある人や高齢者などが安心して移動できる歩行空間を確保するため、放置物等の是正について、各種行事や県広報等を活用して県民への啓発活動を行います。また、甲府駅周辺等の自転車駐輪対策については、各市町村と連携して必要に応じて適切な対策を講じていきます。

エ 安全・安心の確保

(7) 施策の方向

地震・豪雨等による災害や火災の発生時における、障害のある人等の災害時要援護者に対する、迅速な情報の受伝達の確保や避難誘導體制の確立など、安全で安心して暮らせる地域づくりのための施策の充実に努めます。

障害のある人が安全に外出できるように、公共交通機関や歩行空間等のユニバーサルデザインの推進を図るとともに、交通危険箇所の点検、改善や障害の種別、程度に応じた交通安全教育の推進に努めます。

障害のある人は防犯対策として特別なニーズを有していることから、障害のある人が被害に遭わないための施策の推進に努めます。

(1) 主要な施策

a 防災対策等の推進

(a) 防災対策

No.41 障害のある人や難病患者、その家族、ボランティア、地域住民が一体となった防災体制の確立、強化のための防災訓練の実施を促進するとともに、防災に関する講演会、研修会等を通して防災意識の高揚を図ります。

No.42 災害時要援護者関連施設の保全を図るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業を重点的に実施します。また、災害が発生した場合、災害時要援護者関連施設を保全するため迅速かつ的確な対応を行います。

No.43 地域で生活する障害のある人等の災害時要援護者を把握し、災害発生時の迅速かつ的確な対応を確保するため、要援護者についての情報収集、情報共有の方法など災害時要援護者対策の基本的な方針を定めた市町村災害時要援護者避難支援プラン及び市町村災害時要援護者名簿の整備を促進します。

No.44 災害発生時の避難所のバリアフリー化を図ります。

No.45 災害時等に地域において活動する地域防災リーダーや、ボランティアをコーディネートできる者を養成し、災害時要援護者等の支援の充実に努めます。

- No.46** 市町村防災行政無線のデジタル化による情報伝達手段の高度化を促進します。
- No.47** 地域で生活する障害のある人の災害発生時の安全確保をより確かなものとするため、地域の自主防災組織の活動を強化し、避難誘導や情報の受伝達がスムーズに運ぶようにします。
- No.48** 災害発生時の障害者支援施設入所者や障害福祉サービス事業所利用者の安全を確保するため、各施設において防災訓練の実施や地震防災応急計画の見直しを促進します。
- No.49** 地域で生活する障害のある人の災害発生時の避難所として、処遇に関する専門的知識を有する障害福祉サービス事業所等への防災拠点スペースの整備促進や福祉避難所の指定の促進を図ります。
- No.50** 市町村災害時要援護者避難支援プランによる災害時要援護者に対する避難誘導體制などの確立や、自力避難困難者が入所している施設におけるボランティア組織との応援・協力体制の確立等に努めます。
- No.51** 災害時における手話通訳ボランティア等の派遣について、県認定手話通訳者等の派遣業務を行う県聴覚障害者情報センターや市町村と連携し、具体的な対応マニュアルの作成や派遣体制の整備を行います。
- No.52** 緊急通報体制の一層の充実など障害のある人に係る火災予防体制を強化するとともに、国、地方自治体、関係機関等が連携を図り、住宅用消火器等の設置促進、防災品の使用促進など住宅防火対策を推進します。
- No.53** 障害者支援施設等に対する県内各消防本部による立入検査の実施、防火管理指導の徹底により、防火体制の充実を図ります。
- No.54** 木造住宅の耐震化を促進するため、住宅の耐震診断の実施や耐震改修に助成する市町村への支援を行います。
- No.55** 福祉避難所の設置訓練等を促進し、災害時要援護者の避難支援体制の整備を図るため、県社会福祉協議会が行う災害時要援護者を対象とした訓練に対して助成します。
- No.56** 大規模な災害時において、施設入所者等の安全を確保し処遇の継続を図るため、

各施設団体と覚書を締結し、障害種別ごとに施設の入所者を他の施設で受け入れるようにします。

(b) 交通安全対策

No.57 障害のある人、県、市町村、道路管理者などが参加して「交通安全総点検」を行うことで、交通危険箇所の点検と改善を図り、全ての人にやさしい交通環境づくりを推進します。

No.58 運転免許センター、交通安全教育施設が一体となった総合交通センターを活用した、交通安全教育の一層の充実を図ります。

No.59 障害者支援施設等へ交通安全教室担当者を派遣するなど、障害の種別や程度に応じた交通安全教育を推進します。

(c) 防犯対策

No.60 障害のある人などの犯罪被害を未然に防ぐため、防犯ボランティア団体の組織化や防犯パトロールの方法に関する助言をします。

No.61 窓口対応を行う警察官を中心に、障害のある人への理解を深め、その立場に立った活動を行えるよう、手話講習会を開催します。また、緊急通報を受理する24時間対応可能な「ファックス110番」や「メール110番」の普及を図ります。

No.62 各学校において、安全管理点検項目を作成し、児童生徒の安全管理の徹底を図るなど、危機管理体制の確立に努めます。

No.63 各学校において、防犯に関する日常の授業や防犯教育等を通して、事前の準備を十分に行い、実際の場面で適切な対応ができるよう体制づくりに努めます。

(2) 生まれ育ち住み慣れたまちで暮らすための施策

「新やまなし障害者プラン」の数値目標やサービス見込量に基づき、障害者自立支援法による居宅介護、短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの日中活動事業や施設入所支援、グループホーム、ケアホーム、福祉ホームなどの居住支援事業等について、計画的に整備・充実を図ってきました。

自立支援給付制度は、障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるものであり、この制度が適正に機能するためには、サービスを提供する地域の社会資源の質的・量的整備を図りながら、需要に応じたサービス供給体制を確立することが必要となります。

障害のある人が、自らの選択に基づき、自分らしさを発揮しながら住み慣れた地域や住みたいところでより充実した人生を送ることができるようにするためには、県、市町村、障害福祉サービス事業者が、それぞれの役割分担の下に支援を行っていくことが必要となります。

〈用語解説〉居宅介護：ホームヘルパーが、障害のある人の家庭を訪問し、入浴、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動介護などを提供するサービス

短期入所：在宅の障害のある人の介護者が、病気等の社会的理由やその他の私的理由によって一時的に介護が困難となった場合に、障害のある人が短期間、夜間を含めて一時的に施設を利用し、必要な介護などを提供するサービス

生活介護：常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス

自立訓練：自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を提供するサービス

就労移行支援：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供するサービス

就労継続支援：一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供するサービス

施設入所支援：施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービス

グループホーム：地域社会の中にある住宅等において数人の障害のある人が共同で生活する形態により、夜間や休日、世話人が相談や自立支援のための日常生活援助を提供するサービス

ケアホーム：地域社会の中にある住宅等において数人の障害のある人が共同で生活する形態により、夜間や休日、世話人及び支援員が、入浴、排せつ、食事等の自立生活に必要な介護を提供するサービス

福祉ホーム：住居を必要としている障害のある人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を提供するサービス

社会資源：社会福祉を支える財政（資金）、施設・機関、設備、人材、法律等、社会福祉を成立させるために必要なものをまとめて社会資源と呼ぶ。

(7) 施策の方向

身近な市町村は、障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの実施主体となるなど、地域で生活する障害のある人にとって大きな役割を担うこととなりました。今後は、地域で生活する障害のある人が、福祉サービスについて適切な情報提供を受けながら、自己選択・自己決定ができるような環境を整えることが肝要となることから、市町村における相談支援体制の一層の充実を図ります。

障害のある人の個々の生活ニーズに応じてサービスや社会資源の利用を組み合わせながら、継続的に支援を行う相談支援の役割が極めて重要になることから、市町村や相談支援事業者の窓口における相談支援機能の充実を促進します。

市町村のみでは対応が困難な課題については、県自立支援協議会や市町村が設置する地域自立支援協議会等との連携を図りながら、障害保健福祉圏域または県全体で広域的なバックアップ体制の強化を図ります。

障害のある人自身が、自己選択や自己決定の能力を育み合い、支え合うピアカウンセリングの推進を図ります。

障害のある人が地域で自立して生活するためには、日常生活自立支援事業、成年後見制度など、障害のある人を支援するための制度の利用促進を図ります。

障害のある人の自己選択・自己決定に資するためのサービスの質を確保する、福祉サービス第三者評価制度等の推進を図ります。

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を進めていくため、精神障害者地域移行支援事業を実施するとともに、地域生活に必要な社会資源の充実を図ります。

〈用語解説〉 日常生活自立支援事業：認知症、知的障害、精神障害等があるため判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う事業

(1) 主要な施策

a 相談支援体制の充実と連携

(a) 障害者自立支援法に基づく身近な相談支援体制の充実

- No.64** 聴覚に障害のある人の障害福祉サービス支給申請手続をはじめとした各種手続におけるコミュニケーションの円滑化を図るため、市町村窓口等における手話通訳の設置を促進します。
- No.65** 障害福祉サービスの実施主体である市町村の職員が、制度を正確に理解するとともに、障害のある人の特性を把握し、適切な支援を行うことができるよう資質向上のための研修会等を開催します。
- No.66** 市町村が適切に障害程度区分の認定を行うことができるよう、制度の理解や面接手法の向上を目指した研修や困難ケースに対する個別相談などの支援をします。
- No.67** 障害者自立支援法におけるサービス提供を希望する事業者の指定を行うとともに、指定事業者が適切なサービスの提供を行うよう指導します。
- No.68** 県のホームページを活用し、障害福祉サービス事業所や事業内容についての情報提供の充実を図ります。
- No.69** ケアマネジメント手法を用いた相談支援体制やサービス提供体制の整備等について、県・地域自立支援協議会等を通じ、市町村自らが現状を分析し、地域生活支援のサービスを向上させるための支援を実施します。
- No.70** 市町村が設置する身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を広域的、専門的に支援することを目的に、障害保健福祉圏域ごとに圏域障害者相談員アドバイザーを設置し、市町村が実施する相談支援事業の充実を図ります。
- No.71** 地域自立支援協議会の運営強化を図るため、社会資源の評価、開発、改善を行うためのツールの導入などを行い、広域的な支援を実施します。
- No.72** 相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事や設備整備等に要する経費を助成することにより、相談支援事業の充実、強化を図ります。

No.73 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって相談等の対応が必要な障害のある人を市町村が支援する場合、経費の一部を助成します。

No.74 地域における障害福祉サービスの状況や、国等の障害福祉施策に関する情報等を周知します。

(b) 広域・専門的な相談支援体制の充実

No.75 障害のある人の多様なニーズに対応するためには、相談支援体制の構築が重要であり、圏域ごとに地域のネットワーク構築に向けた指導、調整等を行う圏域マネージャーを配置し、地域における相談支援体制等の整備、充実強化の広域的支援を行います。

〈用語解説〉 圏域マネージャー：障害保健福祉圏域ごとに地域のネットワーク構築に向けて指導、調整等を行うアドバイザー

No.76 市町村では対応が困難な広域的、専門的な課題に対応するため、児童相談所、こころの発達総合支援センター（発達障害者支援センター）、障害者相談所、精神保健福祉センター、富士ふれあいセンターなどの専門機関の相談機能を充実するとともに、関係機関相互の連携を強化します。また、各専門機関において障害のある人の保護者などへの精神的ケアを充実します。

〈用語解説〉 こころの発達総合支援センター：平成18年度に開所した子どもメンタルクリニックと発達障害者支援センターを平成23年度に統合し、支援のワンストップ化により、発達障害のある子ども、発達障害のある人及びその家族に対する一貫した診療、相談・発達・就労の支援の充実を図る機関

発達障害者支援センター：発達障害のある子ども、発達障害のある人及びその家族に対する相談に応じ、専門的な指導及び助言を行うとともに、保健、医療、福祉、労働、教育などの従事者に対し、発達障害についての情報提供及び研修を行う機関

No.77 高次脳機能障害のある人を支援するため、関係機関との連携を図りながら、高次脳機能障害者支援センターにおいて、専門的な相談支援、普及啓発、研修を行う等支援体制の充実を図ります。

〈用語解説〉 高次脳機能障害者支援センター：交通事故や脳血管疾患などの原因により高次脳機能障害になった人やその家族の相談に応じ、高次脳機能障害のある人が安心・安全な地域生活を営めるよう、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係者と

連携し、支援を実施する機関

No.78 あけぼの医療福祉センターに設置している、障害のある子どもなどの指導、療育等を総合的に行う相談窓口については、医療型児童発達支援センターが行う相談支援や保育所訪問支援の機能とあわせ、一層の充実を図ります。

〈用語解説〉 医療型児童発達支援センター：日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行う施設

No.79 障害により自立した生活を営むことが困難な矯正施設出所者等が、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターを設置し、社会復帰を支援します。

(c) 相談支援体制の連携

No.80 自立支援協議会を中核とする相談支援体制の構築のため、特別アドバイザー派遣事業を実施することにより、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

No.81 適切な相談支援を行うため、市町村、障害関係団体、社会福祉施設等の多様な実施主体に所属する相談支援従事者を養成するとともに、相談支援従事者の養成に必要な指導者の研修を推進します。

No.82 相談支援従事者現任研修等を通じて、専門的知識や技術を習得してもらい、実務に携わる相談支援従事者の専門性を一層高めていきます。

No.83 全市町村においてケアマネジメント手法を用いた適切な相談支援事業が実施されるよう支援するとともに、市町村と連携して専門的、広域的にケアマネジメントを行う地域療育等支援事業実施機関等の機能の充実を促進します。

〈用語解説〉 ケアマネジメント：障害のある人の地域における生活支援のために、保健、医療、福祉、労働、教育など幅広いニーズと地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを結びつけて調整を図る援助手法

No.84 相談支援の一手法であるピアカウンセリングを普及、啓発することにより、地域生活への移行に向けて取組むとともに、障害のある人の潜在能力を高め、セルフマネジメントにつなげる支援を推進します。

b 権利擁護等制度の活用促進

(a) 自己選択・自己決定の援助システムの活用促進

No.85 県社会福祉協議会が作成するパンフレット等により日常生活自立支援事業の普及啓発に努めます。また、市町村、障害関係団体等を通じ事業の利用を促進します。

No.86 障害のある人の権利擁護に係る相談等に対応するため、県社会参加推進センターに設置した専門相談窓口（障害者110番）で行う弁護士等による専門相談の利用促進を図ります。

No.87 障害のある人の権利が守られ、自立して生活ができるよう成年後見制度の普及啓発に努め、市町村が実施する地域生活支援事業の一つである成年後見制度利用支援事業の利用促進を図ります。

No.88 障害のある人やその家族などの主体的活動を促進するため、障害関係団体の活動を支援します。

(b) サービス評価制度等の充実

No.89 質の高いサービスを確保する観点から、障害福祉サービス事業者の自己評価を進めます。

No.90 サービスの質的向上が図られるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するよう、福祉サービス第三者評価事業を普及します。

〈用語解説〉福祉サービス第三者評価事業：社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業

No.91 障害福祉サービス事業者に対する苦情に対応するため、事業者や県社会福祉協議会が設置する苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。

(c) 権利擁護のための取組み

No.92 障害者虐待防止法や制定が見込まれる障害者差別禁止法（仮称）など、国の動向を注視しながら、障害のある人の権利擁護に関する取組みを促進します。

- No.93** 障害のある女性の権利擁護のため、県社会参加推進センターに設置した専門相談窓口（障害者110番）において、プライバシーに配慮した対応を行います。
- No.94** 精神障害のある人の人権に配慮した適正な医療を推進するため、精神医療審査会の活用などにより、病状に応じた医療の確保を図ります。
- No.95** 障害のある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、「山梨県障害者幸住条例」の見直しを行います。
- No.96** 障害者虐待防止法に基づき、障害のある人の尊厳を守るとともに自立や社会参加を推進するために、関係機関と連携し障害のある人の虐待防止に関する体制整備を図る中で障害者権利擁護センターを設置し、通報の受理、市町村、障害のある人、養護者の支援に対する助言や援助、障害者虐待防止の普及啓発などに努めます。

イ 障害福祉サービスの充実

(7) 施策の方向

障害者自立支援法の施行により、それまでの入所施設サービスが、日中活動事業と夜間の居住支援事業に分かれ、サービスの組合せを選択できるようになったことから、障害のある人が適切な自己選択・自己決定ができるよう、障害福祉サービスの質的、量的充実を図る必要があります。このため、障害福祉サービスの提供について、この計画の数値目標やサービス見込量に基づき、市町村や障害福祉サービス事業者と連携をとりつつ充実を図ります。

施設入所支援については、未だ長期の生活施設として機能している場合が多く見受けられることから、地域移行を促すとともに、地域におけるサービス基盤の整備を促進します。

地域で暮らす障害のある人にとって、保健、医療、福祉、労働、教育など様々な分野に携わる人々の支援が重要になることから、これらマンパワーの確保を図ります。

(1) 主要な施策

a 訪問系・日中活動系サービスの充実

(a) 居宅介護サービス等の充実

No.97 居宅介護サービス等事業者の新規参入促進、介護保険制度の訪問介護事業者の参入促進により、居宅介護サービス等の量的、質的な充実を図ります。

No.98 障害の特性を理解したホームヘルパーを養成するとともに、現任研修を充実します。

No.99 屋外での移動が困難な障害のある人について、外出する機会の確保に努めます。

No.100 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対する外出時における同行や移動に必要な情報を提供するなどの同行援護サービスを行う人材育成のための研修を実施します。また、視覚障害のある人の移動支援を充実させるため、ガイドヘルパーの資質向上に努めます。

(b) 生活介護サービス等の充実

No.101 重度の障害のある人に対する生活介護サービス等については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの量的、質的な充実を促進します。

No.102 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人に対する療養介護については、利用者のニーズ等を勘案する中で、必要なサービスの確保に努めます。

No.103 発達障害のある人に対応できるよう、障害福祉サービス事業所の処遇の充実を促進します。

(c) 就労支援サービス等の充実

No.104 就労支援サービス事業所等の利用者が、就労を目指して企業等で作業経験を積み適応能力の向上を図ることができるように、職場実習先の確保に努めます。

No.105 自立訓練サービス事業所における機能訓練や生活訓練を促進します。

〈用語解説〉 自立訓練サービス事業所: 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供する事業所

No.106 地域活動支援センターについては、市町村や当該事業所に意見を聞くなどして、経営基盤の安定化のため障害福祉サービス事業所への移行促進を図ります。

〈用語解説〉 地域活動支援センター: 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所

No.107 就労を希望する障害のある人への支援を行う就労移行支援事業所や、雇用契約に基づき就労する人への支援を行う就労継続支援 A 型事業所の整備を促進します。また、一般企業に雇用されることが困難な障害のある人への支援を行う就労継続支援 B 型事業所、地域活動支援センターなどの就労の場の確保に努めます。

〈用語解説〉 就労移行支援事業所: 一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う事業所

就労継続支援事業所: 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。A型は、雇用契約等に

基づく就労の機会を提供し、B型は、雇用契約を結ばない就労及び生産活動の機会を提供する事業所

No.108 発達障害のある子ども、発達障害のある人の就労に向け、こころの発達総合支援センターを中心に、労働、教育等関係機関との連携を図り、よりきめ細かい支援を行います。

(d) その他の障害福祉サービスの充実

No.109 質の高い支援を必要とする障害のある子どもに身近な地域などで療育を受けられるよう、児童発達支援事業所や児童発達支援センターの充実を図ります。

〈用語解説〉 児童発達支援事業所：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う事業所

児童発達支援センター：日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識技能付与、集団生活への適応のための訓練を行う施設

No.110 在宅支援の重要な柱となる短期入所サービスについては、障害者支援施設にその入所定員の1割を当てるように指導するなど、その確保に努めます。

No.111 障害のある人や高齢者をはじめ全ての県民に対して、保健、医療、福祉に関する様々な情報を、インターネットなどを活用して提供します。

b 居住系サービスの充実

(a) グループホーム等の充実

No.112 施設入所者の地域への移行促進を図る際の受け皿として、また、地域で生活する障害のある人の自立支援のための居住の場としてのグループホーム、ケアホームについて、障害児（者）施設整備費補助金の活用等により、量的、質的な充実に努めます。

No.113 使用条件が整った場合の県営住宅の活用などにより、グループホーム、ケアホームの確保に努めます。

No.114 職員の配置加算等の制度の活用を進め、重度の障害のある人を受け入れるグループホーム、ケアホームの充実に努めます。

No.115 日常生活の質の向上を図り、障害のある人の地域移行をさらに進めるため、グループホーム、ケアホームの家賃について一定額を助成します。

No.116 地域での生活を進めるため、長期施設入所者等のグループホーム、ケアホームの体験利用を促進します。

No.117 低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設である福祉ホームの利用を促進します。

No.118 新築の県営住宅の入居者を公募するに当たって、障害のある人がいる世帯等に対し、一定の範囲内で優先入居枠を確保します。

(b) 地域生活への移行促進

No.119 地域生活を希望する施設入所者などに対して、ケアマネジメント手法を用いて、地域生活に向けた公的サービスの利用等の相談支援など地域生活への移行を促進する取組みを行う市町村を支援します。

No.120 施設入所者の保護者や関係者などに対して、「障害のある人は施設入所」という認識を改めるため、地域で暮らしている事例を紹介するなど、具体的な情報提供を行います。

No.121 長期入院している精神障害のある人の退院意欲を喚起し、地域移行を推進するため、市町村、保健所等関係機関の連携、協力のもと、ピアサポーターの活用を図ります。

〈用語解説〉 ピアサポーター：すでに地域移行している精神障害のある人で、これから地域移行を目指す社会的入院患者に対し、同じ仲間としての支援を行うことができる者

No.122 障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、施設や病院からの地域移行を進め、地域生活の支援を充実し、障害のある子どもや障害のある人に対する移動支援やコミュニケーション支援等の安心支援体制の整備を促進します。

(c) 障害者支援施設の充実

No.123 障害者支援施設については、入所者の地域移行を進めるとともに、生活の質の向上を図るため、施設の一層の小規模化、個室化を促進します。

No.124 障害者支援施設は地域の重要な社会資源との考え方の下に、各種日中活動サービス等を提供する拠点として充実を図ります。

No.125 障害者支援施設については、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備をはじめ、介護機器などの導入による自立支援機能の強化を促進します。

No.126 地域住民と施設入所者の交流を深めるため、福祉施設等が開催する地域交流活動への地域住民の積極的な参加の呼びかけを行うことや地域の行事への施設入所者の参加を促進します。

No.127 障害のある子どもは、成人後も一貫した支援が必要な面もあることから、障害児入所施設等において、支援目標を明確にした個別支援計画を踏まえ、地域生活移行に向けた支援をします。

No.128 県立民営施設については、現在の経営形態を含めた在り方の検討を行うとともに、県立県営施設についても、サービスの充実を図りながら、高齢化など様々な課題に適確に対応していく観点から、その施設の在り方について検討を行います。

No.129 あけぼの医療福祉センターについては、入所を希望する障害のある子どもの重度化、重複化に対応するとともに、地域の中核施設となる医療型児童発達支援センターとして、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、小児リハビリテーション機能や外来医療等の更なる充実、相談支援機能の強化を図ります。

〈用語解説〉 保育所等訪問支援：保育所等の施設を訪問し、当該施設における障害のない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等

No.130 育精福祉センターを中心として、強度行動障害等の処遇の在り方などについて研究を推進します。

〈用語解説〉 強度行動障害：知的障害があり、生活環境への極めて不適切な行動としての行動障害が著しい状態を指す。行動障害としては、多動、自傷、他害、興奮、パニックなどがある。

c 福祉マンパワーの確保

No.131 社会福祉士、介護福祉士等社会福祉の専門的相談、支援、介護等に従事する者の確保に取り組むとともに、社会福祉施設等に従事する職員を対象とした研修の実施による資質の向上に努めます。

No.132 社会福祉事業従事者の就業の援助、社会福祉事業経営者に対する相談等を行うことにより、質の高い福祉人材を確保し、これらの人材の専門的知識、技術、意欲を高めることを目的として設置した福祉人材センターの充実に努めます。

(3) 自らの力を高め地域でいきいきと活動するための施策

障害のある人の日々の生活を充実させ、やがて地域での活動につなげるためには、障害のある人が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、保健、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援が必要となります。また、障害のある人が、可能な限りその身近な場所において医療、介護の給付、リハビリテーションの提供を受けられるようにする必要があります。

障害のある人が、その能力に応じて、適切な職業に従事することができるようにするため、障害のある人の多様な就労の機会を確保するよう努め、個々の障害のある人の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施の必要があります。

パソコン及び入力補助機器の普及により、ICT技術を身に付けることを希望する障害のある人の数は年々増加傾向にあります。今後とも、ICTを活用することにより、障害のある人が社会参加する機会の創出につなげるための支援の必要があります。

特別支援学校高等部の生徒の多くは、卒業後の進路について、就職、進学、通所施設利用等、積極的に地域社会と関わり合いながら生活することを希望しています。このため、自立と社会参加に向け、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな教育等を行うことが必要となります。

平成23年6月1日現在、県内の一般企業における障害のある人の実雇用率は、平成22年7月に短時間労働者の算入等の制度改正があったため、前年と同じ1.67%で、全国の1.65%を上回ったものの、依然として、法定雇用率1.8%を下回っており、障害のある人の就職環境は厳しいものとなっています。

(7) 施策の方向

医療及び福祉の連携を図る中で、障害の原因となる傷病等の発生予防、障害の早期発見、早期療育を推進します。

出生から高齢期に至る健康保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の早期治療のため、周産期医療体制の整備などを推進します。

障害のある子どもが心身ともに健全に育ち、共生社会の実現という理念の下、障害の有無にかかわらず全ての人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域づくりを目指します。

障害のある子どもの保護者などが、地域で安心して相談、療育指導を受けることができ、また、新たな課題への対応が可能となる療育体制の充実を図ります。

障害や疾病を軽減し、障害のある人や患者を支える医療・医学的リハビリテーションの充実を図るとともに、地域におけるリハビリテーション体制の整備を促進します。

原因が不明であって、治療方法が確立していない難病の患者に対する施策の推進を図ります。

発達障害や高次脳機能障害などについては、障害者総合支援法の制定など国の動向も踏まえ、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係者と連携し支援の充実を図ります。

〈用語解説〉周産期：世界保健機関（WHO）の定義によれば、妊娠満22週（154日、出産体重が正常な場合では500gである時点）に始まり、出生後満7日未満で終わる期間

(イ) 主要な施策

a 障害の原因となる傷病の予防・治療

(a) 障害の原因となる傷病の発生予防

No.133 壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を図り、県民一人ひとりの豊かな人生を実現するため、疾病の一次予防に重点を置いた健康づくりの各種施策を推進します。

No.134 学校、職域、地域における健康診査等の適切な実施、疾患等に関する相談、カウンセリング等の機会の充実を図るとともに、地域及び職域保健の取組みが生涯を通じた健康づくり体制となるよう連携を推進します。

No.135 健康度評価（ヘルスアセスメント）や個別健康教育を計画的に拡大し、個人の状況にきめ細かく対応することにより、効果的に生活習慣を改善し、高齢期における生活の質の低下をもたらす生活習慣病の予防に努めます。

No.136 エイズの感染を予防するため、エイズに関する正しい知識の普及、啓発を図るとともに、検査・相談体制の充実に努めます。

(b) 障害の原因となる傷病の早期発見、早期治療体制の充実

No.137 各地域において、医療機関（産科、小児科）、母子保健、児童福祉、障害のある子どもの専門機関等の連携を強化し、可能な限り早期から親子をサポートしていく体制づくりを推進します。

No.138 在宅当番医制等による休日・夜間の初期医療の充実や、二次救急の病院群輪番制の円滑な運用に努めるとともに、救急救命センターの機能の充実を進めるなど、救急医療体制の整備に努めます。

No.139 救急救命士の実習病院における気管挿管や薬剤投与に関する追加講習の実施について支援を行い、救急救命士がより高度な救命活動を行えるよう、資質の向上を図ります。

No.140 県民が救急医療に関する情報を容易に入手できるよう、救急医療情報センターやインターネットによる情報提供を行っていくとともに、提供する情報の拡大等に努めます。

No.141 かかりつけ医を持つことの意義について、医師会等と連携し、住民に啓発を行うとともに、住民が適切な医療機関を選択できるよう、各診療所の情報をインターネットなどでわかりやすく提供します。

No.142 誰もが安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠や出産に支障を及ぼす恐れのある妊婦や出生後に特別な管理が必要な新生児に対し高度な医療を提供するとともに、24時間いつでも救急患者を受入れられる体制を整備するため、県立中央病院総合周産期母子医療センターを中心とした周産期医療体制の一層の充実を図ります。

No.143 妊婦並びに乳児、1歳6か月及び3歳児の健康診査を行い、必要に応じて精密検査を行うことにより、障害の早期発見と適切な指導、相談を実施します。また、心の健康を含めた母子保健の推進は、地域ぐるみで支援する必要があることから、愛育会等の地域組織活動を支援します。

No.144 乳幼児期からの健康保持及び増進を図る観点から、新生児が聴覚検査を円滑に受けられ、また、早期に療育が受けられるような取組みを行います。

No.145 心身や知能の障害を早期に発見するため、先天性代謝異常検査等を行い、早期治療に対応します。

〈用語解説〉先天性代謝異常検査：フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は放置すると知的障害などの症状を来すので、異常を早期に発見する必要があることから、新生児を対象に実施する血液によるマス・スクリーニング検査

No.146 乳幼児の健やかな成長を支援するため、保健所において心身の発達過程、疾患等に関する情報提供や相談支援を行うとともに、広域的、専門的な相談機能の充実を図ります。

No.147 認知症の正確で迅速な鑑別診断や専門的な医療を提供する認知症疾患医療センターは、認知症患者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるようにするため、地域包括支援センターと連携し、医療情報等を提供するとともに、患者及び家族の相談支援の充実を図ります。

No.148 地域における認知症高齢者の支援のため、現状分析や課題の整理等を行う中で、医療、福祉等関係者との連携を図ります。

No.149 夜間・休日における精神疾患の急激な発症などに対応する精神科救急医療事業を充実するとともに、精神科救急情報センターにおける24時間精神医療相談の実施について検討します。

No.150 うつ病予防のため、地域保健や産業保健と連携し、知識の普及啓発や早期発見への取組みを推進します。

b 地域療育の推進

No.151 地域療育等支援事業については、ケアマネジメント手法の習熟のための研修の中心となる地域療育コーディネーターの資質の向上を図るなど、事業の一層の充実に努めます。

No.152 あけぼの医療福祉センターにおいて、児童発達支援センター事業を実施するとともに、社会福祉法人等が行う児童発達支援事業の拡充を図ります。

〈用語解説〉児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う支援

No.153 あけぼの医療福祉センターについては、地域療育等支援事業の中核的な拠点施設として、各障害保健福祉圏域の障害者支援施設に対する指導、研修、困難事例の専門的な指導を行うなど療育体制の一層の充実に努めます。

No.154 富士ふれあいセンターにおいて、富士・東部圏域の拠点施設として、地域療育等支援事業を実施します。

No.155 あけぼの医療福祉センターでは、障害のある子どもとその保護者を一時的に入所させ、在宅療育及び日常生活に関する正しい知識を習得させる母子入所事業を実施します。

No.156 二次障害の予防に有効な集団療育を導入して、発達障害のある人を幼児期、学齢期、成人期別に障害の程度や特性などで分けたグループごとに、社会で自立した生活が営めるようコミュニケーション能力や社会性を養うとともに、保護者に、障害の受容や家庭での養育技術の向上を図ります。

〈用語解説〉二次障害：発達障害のある人が周囲の理解を得られず、叱責・いじめなどを受け、生来の発達障害とは別に、心の問題を抱えてしまうこと。

No.157 発達障害のある子ども、発達障害のある人及びその家族に対し、より身近な市町村において、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を提供するため、民間や行政の支援関係者の資質向上を図るとともに、支援システムの構築に向け、モデル市町村支援サポート強化事業により、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係者の連携を推進します。

No.158 園芸活動、音楽療法、アニマルセラピー等の新しい手法による心身の健康づくりを推進します。

No.159 地域で生活する障害のある子どもの保護者間の交流を活発にし、在宅における療育についての情報交換等を行う機会の提供などに配慮します。

No.160 放課後児童クラブへの障害のある子どもの受入れを促進することで、放課後の生活の充実を図ります。

〈用語解説〉放課後児童クラブ：放課後、児童館や小学校の空き教室などを利用して、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童などに、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

c 医療・リハビリテーション等の充実

(a) 医療・医学的リハビリテーションの充実

No.161 保健所の情報提供機能を活用し、地域の保健、医療、福祉に関する情報を収集、分析し、住民や関係団体等への適切な情報提供に努めます。

No.162 保健所は、地域保健における広域的、専門的、技術的拠点として、健康危機管理をはじめ、精神保健、難病、インフルエンザ及びエイズ等の感染症対策などの機能強化を図り、市町村の保健医療サービスが円滑に実施できるよう支援します。

No.163 あけぼの医療福祉センターのリハビリテーション従事者による地域支援を充実するとともに、研修等の開催により理学療法士等専門職の質の向上を図ります。

〈用語解説〉理学療法士：身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操、その他運動を行わせ、また、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える者

No.164 重度心身障害者医療費助成制度について、国の障害者制度改革の動向を見極め

ながら、安定した持続可能な制度となるよう努めるとともに、公費負担制度の確立に向け、国に対し強力に要望します。

〈用語解説〉重度心身障害者医療費助成制度：障害のある人の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与することを目的とし、重度の障害のある人の医療費のうち、自己負担分について県及び市町村が2分の1ずつ助成を行う制度

No.165 一般の歯科診療所では対応が困難な障害のある人の歯科診療、歯科相談、摂食・嚥下相談指導の充実に努めます。また、富士・東部圏域に歯科救急拠点施設を整備し、救急時における障害のある人の歯科診療や摂食・嚥下相談指導の充実に図ります。

No.166 精神科病院における質の高い治療環境を確保するため、実地指導などを通じて精神科病棟の整備や人員体制などの充実に努めるとともに、社会復帰、社会参加の促進を図ります。

No.167 たんの吸引や経管栄養が必要な人に将来にわたって必要な医療的ケアをより安全に提供するため、介護職員等を対象に研修を実施します。

(b) 地域リハビリテーションの推進

No.168 保健、医療、福祉の各分野におけるリハビリテーション関係機関の連携の下、地域リハビリテーション提供体制の整備を図ります。

〈用語解説〉地域リハビリテーション提供体制：いつでもどこでも必要な人が適切なリハビリテーションを受けられる体制を指し、高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で生活を送るために、ノーマライゼーションを基本理念とし、保健、医療、福祉及び日常生活に関わるあらゆる人々が提供するリハビリテーション

No.169 リハビリテーション医療、リハビリテーション従事者への教育及び研修、研究等の体制が整っている病院を「県リハビリテーション支援センター」に指定し、連絡会議の開催、専門的技術指導や研修等を通じて県内全域のリハビリテーション関係機関の連携と従事者の資質の向上を図ります。

No.170 高齢者福祉圏域ごとに、地域の拠点となる病院を「地域リハビリテーション広域支援センター」に指定し、それぞれの地域特性を踏まえたネットワークづくりを推進し、各圏域のリハビリテーションの体制整備を図ります。

No.171 地域リハビリテーション分野の重要な担い手である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の一層の資質向上に努めます。

〈用語解説〉 作業療法士：身体及び精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力等の回復を図るため、手芸、工芸、その他の作業を行わせる者

言語聴覚士：コミュニケーション障害の軽減を目指して、患者及び周囲への専門的な働きかけを行う者

No.172 医療機関や介護施設等で機能訓練を担当している職員、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象に、地域リハビリテーション従事者研修を行い、リハビリテーションに関する知識や技術の向上を図ります。

No.173 小児リハビリテーションについては、あけぼの医療福祉センターと民間の医療機関が連携して、地域に密着した支援体制の充実に取組みます。

(c) 難病対策の充実

No.174 身体状況等に応じた適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、難病患者に対する正しい理解を促進します。

No.175 在宅難病患者に対するホームヘルプサービス、短期入所及び日常生活用具の給付など福祉サービスを充実します。

No.176 難病患者ホームヘルパーを養成します。

No.177 難病の発生原因、治療方法の調査研究、専門医療機関の充実とともに、医療費の公費負担による治療研究の推進や関係団体への支援に努めます。

No.178 難病患者の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心とした地域の医療機関、関係機関との連携体制の下、患者個別の処遇計画の策定、医療相談、訪問相談などを行う難病患者地域支援対策推進事業を推進します。

No.179 地域で生活する難病患者やその家族の相談窓口として、また、地域交流の場として、平成17年度に開設した「難病相談・支援センター」の更なる機能の充実に努めます。

No.180 病状の悪化により居宅での療養が極めて困難となった重症難病患者に対し、適時に入院施設が確保できるよう、拠点病院、協力病院を整備して、難病医療連絡協議会を中心とした病院間の連携システムを推進します。

No.181 特定疾患患者への医療給付については、今後の制度改正等の動向を見据える中で、医療費の負担軽減を図り、安定した療養生活の確保を図るため実施します

教育の充実

(7) 施策の方向

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や支援を行うという特別支援教育の理念に基づき、特別支援教育の内容の充実を図ります。

障害のある幼児児童生徒の社会参加と自立した生活を支援するため、障害の特性と教育的ニーズに応じて、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関との連携による個別の支援計画の作成及び活用に努めます。

障害のある児童生徒の社会的・職業的自立を促進するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

(1) 主要な施策

a 一貫した教育的支援体制の整備

(a) 幼児教育の充実

No.182 特別支援学校において、それぞれの学校が対象とする障害に関する専門性を活かし、センター的機能を発揮して、就学前の障害のある子ども及び保護者への教育相談や、保育所、幼稚園及び家庭における指導の在り方についての助言や援助の充実を図ります。

No.183 早期から障害の状態等に応じた専門的な相談や支援を受けられるよう、盲学校及びろう学校の幼稚部における就学前の教育相談や指導の充実を図ります。

No.184 保育所及び幼稚園の職員の現任研修や幼稚園の新規採用職員を対象とした研修の実施により、障害のある子どもの受入れ体制及び指導の充実を図ります。

No.185 障害の程度に応じた適切な教育が受けられるようにするため、障害のある子どもを受入れる幼稚園に対して助成します。

No.186 就学前の相談、支援の充実を図るため、市町村の主体的な就学相談・支援体制の充実に向けた専門研修の実施等の取組みを推進するとともに、市町村単位での

就学指導委員会の設置、保健、医療、福祉、教育等の関係機関による情報共有の場の設置を促進します。

(b) 一人ひとりのニーズに応じた教育

No.187 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズや障害の特性等に応じた適切な指導や必要な支援がなされるよう、全ての学校における校内支援体制の充実を図ります。

No.188 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、学齢期を通じて一貫した教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、組織的、計画的な支援体制の構築を図るとともに、その活用を促進し、学校間の引継ぎや連携等の強化を図ります。

No.189 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた日々の指導及び支援を適切に行うため、「個別の指導計画」の作成及び活用の促進を図ります。

No.190 障害のある幼児児童生徒一人ひとりに対して、地域における総合的な支援を行うため、地区及び専門部特別支援連携協議会を開催し、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関の連携体制の充実を図ります。

No.191 特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応を適切に行うため、医療的ケア運営協議会を開催し、医療的ケアの在り方に関する実践的研究を推進するとともに、安全な教育活動が行われるよう校内体制の整備を推進します。

No.192 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校における支援体制の充実を図ります。

No.193 障害が重度化、重複化、多様化している幼児児童生徒の障害の状態、特性及び教育的ニーズに応じた指導や支援を充実するため、指導内容等の改善、工夫や特別支援学校間の連携強化、特別支援学校のセンター的機能の活用を図ります。

No.194 幼稚園、小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援を強化するため、特別支援教育支援員の研修を充実させ、その配置拡大に向けた市町村の取組みを促進します。

〈用語解説〉 特別支援教育支援員：幼稚園、小・中学校において、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任の教員と連携し、着替えや食事の日常生活上の介助、発達障害のある児童生徒に対する学習支援、車いすの児童生徒に対する教室間移動等における介助、運動会や学習発表会等の学校行事における介助、周囲の児童生徒の障害に対する理解促進などの役割を担う者

(c) 社会的、職業的な自立の促進

No.195 障害のある生徒の社会的、職業的な自立の促進に向け、「個別の教育支援計画」（移行支援計画）の作成及び活用を通じて、家庭及び保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関との連携を深め、適切な教育的支援の充実を図ります。

No.196 障害のある生徒の社会的、職業的な自立は、その能力、適性、障害の状態等に応じたきめ細かな指導が必要であることから、障害の特性等を見極め関係機関との連携を図るとともに、生徒が進路を主体的に選択できるよう、早い段階からの職業教育や進路指導の充実を図ります。

No.197 総合教育センター等における教育相談及び就学相談は、家庭及び保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら実施し、適正な就学支援がなされるよう努めます。

No.198 特別支援学校、企業や事業所、福祉、労働等の関係機関の連携を強化し、インターンシップ及び産業現場等における実習の充実や職域の拡大を図ります。

No.199 特別支援学校におけるICTを活用した教育を推進し、障害の状態等に応じたパソコン等の操作、コミュニケーション手段の確保やその能力の向上を図り、社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

〈用語解説〉 ICTを活用した教育：学校教育においては、コンピューターやインターネットに加えて、プロジェクター、デジタルカメラ、プレゼンテーションソフトなどのICTが、国語、社会、算数・数学、理科、外国語、総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されている。

No.200 軽度の知的障害のある生徒に対する社会参加や自立を促進するため、知的障害特別支援学校への高等部専門学科の設置を進め、職業教育の充実を図るとともに、地域や関係機関との連携強化や家族に対する支援を充実します。

No.201 高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒に対する適切な支援を

推進するため、特別支援学校のセンター的機能や医師等外部の専門家の活用、特別支援教育支援員の効果的な配置等を進め、校内支援体制の充実を図ります。

b 指導力の向上と専門機関の充実

(a) 教員の専門性・指導力の向上

No.202 全ての学校の教員を対象に特別支援学校教諭免許状の認定講習を実施し、免許状保有率の向上を図り、特別支援教育を担当する教員の専門性及び指導力の向上に努めます。

No.203 総合教育センターにおいて、実践に役立つ教育課程の編成や学習指導方法等についての調査研究を行い、障害の特性等に応じた専門的な教育研修の充実を図ります。

(b) 多様化する障害への対応

No.204 障害のある幼児児童生徒に対する指導方法、校内支援体制の在り方等について、特別支援教育総合推進事業を実施するとともに、その成果に基づいて研究校を指定するなどして改善、充実を図ります。

〈用語解説〉 特別支援教育総合推進事業:平成19年からの特別支援教育の実施に伴い、障害のある全ての幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、平成20年から文部科学省の委嘱及び委託事業として実施。全ての学校、幼稚園において校内支援体制の整備や保健、医療、福祉等の関係機関との連携、専門家による指導助言、就学相談員の配置、学生支援員の派遣等を行っている。

No.205 特別支援教育は全ての学校において取り組む必要があることから、校長、副校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任の教員等それぞれの役割に応じた研修を実施するとともに、専門性の高い教員の計画的養成などに取り組み、教員の専門性の向上を図ります。

No.206 特別支援学校の教員と小・中学校、高等学校の教員の人事交流を進めるとともに、専門性や指導の継続性を考慮した人事配置を推進します。

No.207 肢体不自由特別支援学校への理学療法士、作業療法士等の外部の専門家の配置、病弱で高等学校に進学できない生徒の特別支援学校高等部における教育の保障、各特別支援学校が対象とする障害の検討などを進め、特別支援学校における障害

の特性に応じた専門的な教育の充実を図ります。

No.208 情緒障害のある児童を短期間入所させ、専門的な心理ケアを実施する情緒障害児短期治療施設の設置の必要性について検討を行います。

〈用語解説〉 情緒障害児短期治療施設：軽度の情緒障害のある児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

(c) 特別支援学校の機能の充実

No.209 特別支援学校は、それぞれの学校が所在している地域において対象とする障害に関する専門性を活かしたセンター的機能を強化し、その保護者や小・中学校等への支援の充実を図ります。

No.210 特別支援学校の教室不足や施設の老朽化の解消、大規模化の解消、障害の特性に応じた施設設備の充実などを検討し、特別支援学校の教育環境の整備を図ります。

No.211 障害者用トイレやスロープの設置など、県立学校における施設・設備の整備充実を図るとともに、小・中学校におけるバリアフリー対策を促進します。

No.212 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育的支援を行うため、デジタル教科書やICTを活用した教材など新たな教材や教具の研究開発や指導法の充実を図ります。

No.213 小・中学校における特別支援教育を推進するため、全ての学校において特別支援教育の理念に基づいた学級経営や学習指導の取組みを推進するとともに、特別支援学級及び通級指導教室の運営等の改善や指導内容等の充実を図ります。

〈用語解説〉 通級指導教室：小・中学校の通常の学級に在籍している言語障害、発達障害、情緒障害等の軽度の障害のある児童生徒を対象として、小・中学校に「ことばの教室」等の特別な教育的支援を行う教室を設置している。対象の児童生徒は、通常の学級で各教科等の指導を受けつつ、障害の状態に応じて、授業の一部（週1～8単位時間程度）を「ことばの教室」等に通り、障害の改善や克服を目指した学習（自立活動）を中心とした指導を受けている。山梨県では、言語障害、発達障害、情緒障害に対応する通級指導教室を設置している。難聴の児童生徒に対する通級による指導は、ろう学校が行っている。

(7) 施策の方向

障害のある人が社会的に自立し、安定した生活を確立するためには、経済的な基盤となる職業に就くことが必要となりますが、障害のある人の雇用環境は、非常に厳しい状況にあることから、県内4か所の障害者就業・生活支援センターや山梨労働局等との緊密な連携のもと障害者雇用施策を進めるとともに、保健、福祉、教育関係機関と連携した就業支援施策を推進します。

障害のある人の就労を進めるため、就労移行支援事業を核とした支援事業の充実強化を図るとともに、就労継続支援事業など福祉的な就労の場の確保に努めます。

障害のある人の職場定着を支援するため、障害の特性に応じた職域の確保に加え、職業生活を支援することを目的とした職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援など、きめ細やかな支援を行います。

〈用語解説〉 障害者就業・生活支援センター：知的障害、精神障害など就業や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で福祉、労働、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を行いながら、就業及び日常生活、社会生活に係る支援を推進する施設

職場適応援助者（ジョブコーチ）：円滑なコミュニケーションが困難な障害のある人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練をサポートしたり、職場内の人間関係の調整等に当たることで、職場環境等への適応を支援する指導員

(1) 主要な施策

a 雇用の場の拡大

No.214 山梨労働局、公共職業安定所等、国などの関係機関と連携して、各種施策を充実することにより、障害のある人の雇用促進、就業の安定を図ります。

No.215 障害者雇用促進キャンペーンなどの啓発活動を推進し、雇用の促進を図ります。

No.216 山梨労働局、公共職業安定所等が主催する障害者就職面接会等を活用して雇用の拡大を図ります。

No.217 山梨労働局、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等との連携の下、法定雇用率の達成に向け、障害のある人の雇用に関する制度や重度障害者等雇用促進助成金、雇用促進等支援融資などの支援策の浸透を図り、障害のある人の雇用の拡大に努めます。

〈用語解説〉重度障害者等雇用促進助成金：公共職業安定所の紹介により重度の障害のある人等を新たに雇用した中小企業事業主（資本金3億円以下または常時雇用労働者数300人以下の事業主）に支給する助成金

雇用促進等支援融資：重度の障害のある人を一定以上雇用する事業主が、事業施設等の設置若しくは整備を行う場合、必要な資金を低利で貸付ける制度

No.218 身体に障害のある人を対象とした山梨県職員採用選考を実施します。

No.219 障害者雇用の意義等を踏まえ、県建設工事等入札参加業者資格審査基準においては障害者雇用を評価するなど、障害のある人を積極的に雇用している事業所等に対し、建設工事入札参加資格者名簿の等級格付時に加点を行います。

No.220 障害者支援施設等が製作する物品の調達を行うよう努めます。

No.221 障害のある人の技能習得や事業準備等に役立てる生活福祉資金の貸付けを行い、経済的自立を支援します。

b 職業相談・雇用の促進等

(a) ICTを活用した就労の促進

No.222 特別支援学校においてICTを活用できる環境整備を行い、児童生徒の障害の状態や発達段階等に応じたICT教育の推進を図り、情報活用能力を養うとともに、就労機会の拡大を図ります。

No.223 ICTを用いた実務的な職業能力の向上のため、障害のある人を対象とするパソコンを使った職業訓練を充実します。

No.224 障害のある人が、ICTを活用することにより在宅等で就労が可能となるよう支援します。また、特に技能の向上を支援するため、障害者ITサポートセンターの機能を充実します。

(b) 福祉的就労の場の確保

No.225 雇用による就労の機会を確保するため、就労継続支援A型事業所の整備促進を図るとともに、最低賃金以上の工賃支給を図るための対策を進めます。

No.226 在宅の障害のある人の地域に密着した就労の場を確保するため、地域活動支援センターの支援内容の充実を促進します。

No.227 平成23年度で終了する工賃倍増計画に代り新たに策定する工賃向上計画に基づき、就労支援事業所等で働く障害のある人の工賃水準引上げを目標に、引き続き工賃向上に向けた事業を実施します。

〈用語解説〉工賃向上計画：県内授産施設等における工賃水準の倍増を目的に平成19年度に策定した工賃倍増計画に代り、平成24年度からの3年間について、引き続き障害のある人の工賃水準の引上げを目的として具体的な取組みを定める計画

(c) 一般就労に向けた総合的支援

No.228 職場定着に多くの時間を要する障害のある人の雇用の場を確保するため、訓練終了後の雇用を前提として、民間事業者に委託する職場適応訓練事業を実施します。

No.229 障害のある人が実際に従事する仕事を経験し、職場への適応を進める短期職場適応訓練事業を実施します。

No.230 視覚に障害のある人の就労については、あんま・マッサージ、鍼、灸といったいわゆる三療への就労支援を関係機関とも連携して進めるとともに、ICT関係等の新たな職域への進出を支援します。また、離職率の高い中途視覚障害のある人の就業継続を支援します。

No.231 山梨障害者職業センターなどが実施する専門的な職業評価、職業指導、職業準備支援、職業講習、職場適応援助者（ジョブコーチ）による人的支援等の職業リハビリテーションとの連携を図り、障害のある人の就業に向けた取組みを支援するとともに、定着支援において重要となる就業後の生活支援体制の強化を促進します。

〈用語解説〉 障害者職業センター：障害者雇用促進法において専門的な職業リハビリテーションを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言や援助等を行う機関で、障害者職業カウンセラーが配置されている。

職業リハビリテーション：障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の措置を講じその職業生活における自立を図ること

No.232 身近な地域において、障害のある人の就職や生活の指導、助言、その他支援を行うために設置された県内4か所の障害者就業・生活支援センターを拠点として、就職、職場定着を促進します。

No.233 就業定着等を目指す支援対象者が増加していることから、センター機能を補完するためにも県版障害者ジョブコーチの活用強化を図ります。

〈用語解説〉 県版障害者ジョブコーチ：障害のある人の就業を促進するために、専門性の高い支援を行う職場適応援助者（ジョブコーチ）では対応しにくい支援にも柔軟に対応できるように平成21年11月から開始した制度。県内の障害者就業・生活支援センターを拠点に派遣を行っている。

No.234 障害のある人の企業・事業所での就業を促進するため、国や県等での職場実習を行うとともに、県と包括提携協定を行った企業における職場実習の実施に向けた準備を進めます。

No.235 就労移行支援事業所等からの職場実習の受入れ先を確保するため、企業内の設備更新等に助成した企業をはじめ多くの企業に対し、障害のある人の職場実習の受入れを要請します。

No.236 障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等が連携して行う、企業に就職した障害のある人の定期的な自主交流会等の開催を支援することにより、就業意欲の増進を図るとともに、職場定着を促進します。

No.237 精神障害のある人の就労を支援するため、精神障害者社会適応訓練事業を行う協力事業所の拡充と支援を図り、回復途上にある精神障害のある人の集中力、対人能力、仕事に対する持久力を養います。

No.238 障害のある人が障害のない人とともに訓練受講が可能な場合は、県立職業能力開発施設（産業技術短期大学校や都留・峡南高等技術専門校、就業支援センター）への入校を積極的に促進します。また、一般の職業能力開発施設での受入れが困

難な障害のある人については、県外の障害者職業能力開発校への入校を促進するための奨励金を支給します。

No.239 障害のある人の職業能力開発を促進し就業を支援するため、県立職業能力開発施設において、障害のある人の態様に応じた訓練コースを充実します。また、企業のニーズに対応した訓練を実施するため、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力や適性、地域の障害のある人の雇用ニーズに対応した委託訓練を機動的に実施します。

No.240 障害のある人の職業能力の開発を促進し、社会参加への自信や意欲を高めるため、山梨県障害者技能競技大会を開催するとともに、全国障害者技能競技大会へ選手を派遣します。

No.241 特別な教育的支援を必要とする高校生に対し、労働関係機関や経済団体等との連携を強化し、就業支援の充実を図ります。

エ 社会参加への支援

(7) 施策の方向

障害のある人にとっても、ICTの活用は個々の能力を引き出し、自立や社会参加を促進するものとして、その効果に大きな期待が寄せられていることから、障害による情報格差が生じないようにするための施策を進めます。

障害のある人が安心して生活を送れるよう、障害のある人の特性に応じたきめ細やかなコミュニケーション支援体制の充実を図ります。

障害のある人が自主的・主体的に生涯学習に取り組めるよう、生涯学習環境の充実を図ります。

障害のある人がスポーツ、芸術、文化に親しむことができる環境の整備を推進するとともに、社会参加を促進するための外出や移動の支援を充実し、選挙等における配慮の推進を図ります。

日常生活の利便を図り、社会参加の意欲を増進するため、年齢、性別、国籍、障害の有無など個人の様々な状況に関わらず、可能な限り多くの人が利用できるユニバーサルデザインに配慮した福祉用具や一般製品の開発のための情報提供体制の充実を図ります。

(イ) 主要な施策

a 情報のユニバーサルデザインの推進

No.242 ICTを利用した相談事業、情報提供事業、在宅就労に向けた支援事業等を実施する障害者ITサポートセンターの充実を図ります。

No.243 障害のある人の情報機器活用能力の向上のため、障害者ITサポートセンターで行う障害者パソコン教室の充実を図るとともに、パソコンボランティアの養成、派遣事業を推進します。

No.244 地域における障害のある人に対する情報のユニバーサルデザイン化を促進するため、視覚障害のある人用の活字文書読上げ装置や聴覚障害のある人用の通信装置などの情報支援機器の給付や貸与を促進します。

No.245 高額なためパソコンの購入に踏切れずにいる障害のある人に、企業等で不要となったパソコンをリユースすることにより、障害のある人のICT利用需要に応えるリユースパソコン活用事業を推進します。

No.246 県のホームページが障害のある人や高齢者をはじめ、利用者誰にも使いやすいものとなるよう、音声読上げソフトへの対応、文字サイズや配色の変更機能を整備するなどユニバーサルデザインに配慮したホームページの構築を推進します。

No.247 視覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションを確保するため、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成及び資質の向上を図ります。

No.248 視覚障害のある人に県政の情報を的確に伝え、県政への理解を深めてもらうため、広報誌「ふれあい」について、点字版と録音テープ版を作成し対象者に配布するとともに、県のホームページにも音声データ版を掲載します。

No.249 日本盲人連合会からインターネットを通じて送付される新聞記事等をパソコンで点字プリンターにより出力し、希望する視覚障害のある人に情報提供する点字即時情報ネットワーク事業を推進します。

No.250 市町村広報誌をはじめとした印刷広報媒体に音声コードの添付が普及するよう、市町村等に啓発するとともに、視覚障害のある人が音声コードを活用するよう周知します。

〈用語解説〉 音声コード：紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための切手大の二次元のバーコードで、活字文書読上げ装置を使い音声化される。

No.251 点字図書館の点字図書及び録音図書を充実します。また、全国の点字図書館とのネットワークの充実を図ります。

No.252 聴覚障害のある人用のコミュニケーションボード等を各交番、駐在所に配備し、活用を図るなど、障害のある人への対応の充実を図ります。

No.253 手話通訳を必要とする聴覚に障害のある人が、県外や県内の居住地以外の市町村へ移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するための支援を行います。

No.254 聴覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションの支援ができるよう、手話通訳者、要約筆記者の養成及びこれらの者等の資質の向上を図ります。

No.255 聴覚障害のある人が、十分に情報を入手できるよう、県の広報テレビ番組において手話を挿入するとともに、字幕の挿入についても検討します。

No.256 聴覚障害のある人の情報の確保及び知識の習得を支援するため、手話や字幕を挿入したビデオライブラリーの充実を図るとともに、貸出しを行う聴覚障害者情報センター及び富士ふれあいセンターの機能を充実します。

No.257 重複した障害のある盲ろう者のコミュニケーションの支援や社会参加の促進を図ります。

No.258 ALS患者など、重度の言語機能障害のある人のコミュニケーションを確保するため、意志伝達装置などの日常生活用具の利用を促進します。

〈用語解説〉 ALS：全身の筋肉が急速に萎縮していく進行性の神経難病。筋萎縮性側索硬化症と訳される。

No.259 観光地などにおいて、ユニバーサルデザインに配慮した分かりやすい標識や案内板の設置を進めます。

b 生涯学習、スポーツ、レクリエーション、芸術、文化活動の振興

No.260 県民の生涯学習を支援するため、生涯学習推進センターでの各種講座の開催等による学習機会の提供や、インターネットを介して学習情報等を提供する「やまなしまなびネットワークシステム」の運用を充実します。

No.261 障害のある人が心豊かに生きがいをもって生活できるよう、スポーツ、芸術、文化活動など各種活動の充実を図ります。

No.262 障害のある人と障害のない人が交流する場を提供し、障害のある人の自立と社会参加を支援する障害者社会参加推進センターが行う社会参加活動に関する相談、情報の収集や提供を支援します。

No.263 障害のある人等がスポーツ競技の指導を受けようとする場合に、障害者スポーツ指導員を派遣するとともに、各種スポーツ大会や全国的な規模の大会への参加を促進します。

No.264 スポーツ、レクリエーション活動を指導する障害者スポーツ指導員、障害者ス

ポーツ活動推進員の育成を図るとともに、資質の向上と相互の連携を強化します。

No.265 障害関係団体等が行う各種スポーツ大会等の開催を支援するとともに、障害のある人が、いつでも気軽にスポーツができるよう、練習環境の改善などを検討します。

No.266 障害のある人の社会参加を促進するとともに、韓国忠清北道との友好関係を深めるため、姉妹締結20周年時に障害者スポーツ交流事業を実施します。

No.267 障害のある人が制作した手芸、工芸、陶芸、絵画、書道等の作品を展示する「障害者文化展」や、障害のある人が自らの体験等を発表する「障害者の主張大会」の開催をはじめ、オリジナル曲やミュージカルを創作し発表する「山の都ふれあいコンサート」などを支援し交流を促進します。

No.268 障害のある人の文化活動の指導が行える人をボランティアとして登録し、レクリエーションの指導員として参画するふれあい創作活動を促進します。

No.269 県立美術館において、障害のある人も障害のない人も共に参加し体験しながら創作活動を行い発表する美術展について一層の充実を図るとともに、障害のある人を対象とした実技講習の充実を図ります。

No.270 障害のある人の自立と社会参加の促進を図るとともに、国際交流を通して自己研鑽を目的とした海外諸地域との友好親善交流を支援します。

c 外出や移動等の支援の充実

(a) 外出や移動の支援の充実

No.271 身体障害のある人が運転免許の取得に要する経費、または自らが所有し運転する自動車の改造に要する経費に対して助成します。

No.272 車いす等を使用する在宅の重度障害のある人及び寝たきり高齢者の社会参加と介助者の負担軽減を図るため、リフト付き自動車への改造や既にリフト付きに整備された自動車を新規に購入するための経費に対して助成します。

No.273 障害のある人の利便の向上と活動範囲の拡大を図ることを目的に、一定の条件を満たした重度の障害のある人が使用する自家用車について、燃料費の一部を助成します。

No.274 身体障害者補助犬法の趣旨の徹底を図るための普及啓発を行うとともに、補助犬を障害のある人に貸与することで、就労等社会活動への参加を促進します。

No.275 歩行が困難な人や移動に介助者の特別な注意が必要な人等が地域で安心して暮らせるよう、障害のある人のための駐車場を利用できる人を明確にし、その利用証（パーキングパーミット）を発行する「やまなし思いやりパーキング事業」（仮称）を実施します。

No.276 精神障害のある人が外出や移動がしやすくなるよう、公共交通機関等に協力を得つつ、支援の充実に努めます。

No.277 移動に著しい困難を有する視覚に障害のある人への外出時における同行援護サービスの確保に努めるとともに、視覚障害のある人の移動支援の充実に努めます。

(b) 福祉用具等の普及促進と利用支援

No.278 義肢、装具等の補装具に関する専門的な相談に応じるとともに、補装具費支給に係る適合判定等を行います。また、良質な補装具が供給されるよう補装具業者に対する技術指導を行います。

No.279 介護実習普及センターの展示内容の充実に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した先進的福祉用具のインターネット等を活用した情報提供を推進します。

d 誰もが使いやすい製品の普及促進・利用

No.280 県内製造業者に対する工業技術センター等での講習会の実施などにより、ユニバーサルデザインによるものづくりの普及や、その促進を図ります。

No.281 ユニバーサルデザインに配慮した物品の調達に向け、情報収集や情報提供を行います。

e 選挙等における配慮の推進

No.282 視覚障害のある人が投票しやすいように、「点字による候補者名簿」を各投票所に備え付けるとともに、国政選挙、知事選挙では候補者等の政見等を点字で記

載した「選挙のお知らせ版」に加え、「選挙のお知らせ全文音声版」を作成して配付します。

No.283 障害のある人や高齢者が投票しやすいように、市町村選挙管理委員会と連携し、投票所の段差解消や車いす用記載台の設置、点字投票のための点字器や老眼鏡の配備などのバリアフリー環境の向上を図ります。

第5 数値目標

数値目標一覧

No.	施策	事業名	事業内容	数値目標		設定内容等	担当課
				単位	平成23年度までの実績(見込)		
1	相互理解促進の促進	共生社会の理解の促進	「共生社会」の理解の促進	%	80.1	100 成人県民全て	障害福祉課
2		精神障害のある入院患者と地域住民とのふれあいの促進	精神科病院入院中の精神障害のある人が地域住民と交流することにより、社会参加への意欲を促進	人	4,900	スポーツ、芸術活動等の交流事業への参加者数を各年度100人ずつ増加	障害福祉課
3		障害のある人によるパソコンボランティアの養成	障害のある人にパソコン利用等の支援を行う障害のあるボランティアを養成	人	33	各年度5人のパソコンボランティア養成	障害福祉課
4		障害者基本法の規定に基づく審議会その他の合議制の機関の設置促進	障害者基本法に基づき、条例を設置相拠とする審議会その他の合議制の機関について、市町村への設置促進	市町村数	6	全市町村設置	障害福祉課
5		障害のある人・高齢者等にやさしい県営住宅の建替え促進	建替えの際、段差のない床、広い廊下、エレベーター等を備えた県営住宅を整備	戸	1,406	1,569 公営住宅等長寿寿命化計画	建築住宅課
6		鉄道駅バリアフリー化の促進	バリアフリー新法に基づき、1日当たり3,000人以上の乗降客のある鉄道駅のバリアフリー化を促進	箇所	6	7 バリアフリー化未実施の対象駅所在市町村の事業計画より	交通政策課
7		ノンステップバス等の導入促進	バリアフリー新法に基づき、低床化乗合バスの導入を促進	台	61	64 毎年度1台ずつ導入	交通政策課
8		リフト付タクシーの普及	車いす利用者が使用するリフト等がある車両の設置促進	台	12	15 普及を図るため各年度1台の設置	障害福祉課
9		安全で快適な歩道の整備(歩道の新設)		Km	497.7	506.2 県管理道路の歩道の整備延長	道路管理課
10		安全で快適な歩道の整備(フラット化)	多くの障害のある人が利用する福祉施設等の周辺の歩行空間の整備を優先的に進め、広幅員歩道、歩道のフラット化、点字ブロックの整備を推進	Km	73.4	81.9 県管理道路のフラット化歩道の整備延長	道路管理課
11		安全で快適な歩道の整備(点字ブロック)		Km	35.7	41.7 県管理道路の点字ブロックの整備延長	道路管理課
12		人にやさしい歩行空間の確保(電線類地中化)	歩道に設置されている電柱を撤去し、電線類の地中化を推進	Km	52.2	72.0 県管理道路の電線類の地中化延長	道路管理課
13		バリアフリー対応型信号機の整備	県内道路におけるバリアフリー対応型信号機の設置を推進	基	13.4	14.3 バリアフリー対応型の信号機への設置推進	警察本部 交通規制課
14		地域防災リーダーの養成	防災活動の要となり、的確かつ迅速な対応ができる地域防災リーダーの養成	人	1,283	1,988 各年度235人を養成	消防防災課
15		警察官の手話技能の向上	交番・駐在所に勤務する地域警察官に手話技能を習得させるための研修の実施	人	678	738 各年度20人に対し手話講習を予定	警察本部 地域課
16		手話通訳設置事業の促進	市町村における手話通訳者の設置の促進	人	5	8 大規模人口の市町村への設置促進	障害福祉課
17		障害程度区分認定調査員研修の実施	市町村障害程度区分認定調査員の資質向上に向けた研修の実施	回	6	9 年1回開催	障害福祉課

No.	施策 の 自 己 決 定	事業名	事業内容	数値目標		設定内容等	担当課		
				単位	平成23年度 までの実績 (見込)			平成26年度 末目標値	
18	自己選択の支援	相談支援従事者の養成	相談支援従事者の養成	相談支援従事者の養成	人	1,350	1,650	各年度、初任者研修は市町村担当者、相談支援従事者80人、現任研修は地域のリーダーを20人養成 計100人	障害福祉課
19	自己決定	相談支援従事者研修指導者の養成	相談支援従事者に対する研修指導者の養成	相談支援従事者に対する研修指導者の養成	人	25	34	各年度3人を養成	障害福祉課
20		日常生活自立支援事業の活用促進	判断能力の不十分な障害のある人等に、生活支援員を派遣し、金融管理や様々なサービスの利用等を援助	判断能力の不十分な障害のある人等に、生活支援員を派遣し、金融管理や様々なサービスの利用等を援助	人	932	1,193	H21～H23の契約締結件数を基に算出	福祉保健総務課
21		短期入所事業の充実	短期入所事業所を拡大	短期入所事業所を拡大	床数	197	203	2床数×3年間	障害福祉課
22		優先入居戸数の拡大	新築の県営住宅の入居者の募集にあたり、一定の範囲内で優先入居を確保	新築の県営住宅の入居者の募集にあたり、一定の範囲内で優先入居を確保	戸	205	232	新規募集の2割を優先入居	建築住宅課
23		社会福祉士・介護福祉士の確保	福祉サービスに従事する社会福祉士・介護福祉士の確保	福祉サービスに従事する社会福祉士・介護福祉士の確保	人	7,515	9,495	H18～H22の社会福祉士・介護福祉士の登録者数の実績を基に算出	福祉保健総務課
24		社会福祉事業従事者の資質向上	社会福祉施設事業従事者の資質向上のため、新任・現任・指導監督者研修を実施	社会福祉施設事業従事者の資質向上のため、新任・現任・指導監督者研修を実施	人	9,232	11,437	研修定員から算出	福祉保健総務課
25		福祉人材センターの幹旋による就職促進	新たな福祉マンパワー、潜在的マンパワーの就労を促進し、福祉人材を確保	新たな福祉マンパワー、潜在的マンパワーの就労を促進し、福祉人材を確保	件	1,540	1,903	H21～H23の幹旋件数を基に算出	福祉保健総務課
26		療養の充実	ホームヘルパー(難病)養成研修	難病ホームヘルパー養成・確保のための研修会の実施	人	759	849	研修定員から算出	健康増進課
27		個別の教育支援計画の作成(公立小・中学校)	長期的な観点で、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うための計画の作成	長期的な観点で、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うための計画の作成	%	80.0	84.5	国における目標数値及びこれまでの実績に基づいて算出	新しい学校づくり推進室
28		個別の指導計画の作成(公立小・中学校)	教育的ニーズに対応するため、日々の指導や支援のための個別の指導計画の作成	教育的ニーズに対応するため、日々の指導や支援のための個別の指導計画の作成	%	77.0	78.5	国における目標数値及びこれまでの実績に基づいて算出	新しい学校づくり推進室
29		特別支援学校の小・中学校等への訪問支援	特別支援学校の教員が、小中学校等の要請に基づき、支援等に関する助言の実施	特別支援学校の教員が、小中学校等の要請に基づき、支援等に関する助言の実施	回数	450	600	目標値は取組状況を明確化するためH22年度までの実績を基に算出(訪問回数毎年度50回増)	新しい学校づくり推進室
30		特別支援学校高等部卒業生の就職率	自立と社会参加を促進するため、「個別の教育支援計画」に基づいて、就労支援の適切な実施	自立と社会参加を促進するため、「個別の教育支援計画」に基づいて、就労支援の適切な実施	%	10.0	20.0	高等部在籍者の実績、これまでの実績を動案して算出	新しい学校づくり推進室
31		特別支援学校教諭免許状保有率の向上	特別支援学校教諭免許状認定講習を実施し、免許状保有率の向上	特別支援学校教諭免許状認定講習を実施し、免許状保有率の向上	%	72.0	75.0	教員定数、期間採用教員数、これまでの認定講習会の受講状況及び保有者率の増加状況を動案し算出	新しい学校づくり推進室
32		民間企業における障害のある人の法定雇用率の達成	民間企業において、障害のある人の法定雇用率1.8%の達成	民間企業において、障害のある人の法定雇用率1.8%の達成	%	1.67	1.80	法定雇用率	産業人材課
33		ハローワークによる就職の促進	トライアル雇用、職業訓練などによる就職の促進	トライアル雇用、職業訓練などによる就職の促進	人	2,852	4,052	過去の実績に経済情勢を考慮	山梨労働局
34		「県版障害者ジョブコーチ」の派遣	県で養成した「県版障害者ジョブコーチ」を派遣し就労支援	県で養成した「県版障害者ジョブコーチ」を派遣し就労支援	回	199	1,399	支援対象数から必要回数を推計	障害福祉課

No.	施策	事業名	事業内容	数値目標		設定内容等	担当課
				単位	平成23年度 までの実績 (見込)		
35	雇用・支・課 奨励の	精神障害者社会適応訓練事業の充実	精神障害者を対象とした社会適応訓練事業の実施	人	207	303	障害福祉課
36		県立施設における職業訓練の推進	県立の能力開発施設において、知的障害のある人等を対象とした職業訓練の実施	人	102	156	産業人材課
37		障害者の態様に応じた多様な訓練の推進	社会福祉法人等を活用し、適性・雇用ニーズ等に対応した多様な職業訓練の実施	人	557	827	産業人材課
38	社会参加への支援	障害者パソコンボランティアの養成	重度心身障害のある人の自宅などに向いてパソコンの操作指導を行うボランティアの養成	人	240	300	障害福祉課
39		障害者パソコンボランティアの派遣	重度心身障害のある人の自宅などに向いてパソコンの操作指導等を行うボランティアの派遣	人	4,102	5,602	障害福祉課
40		リユースパソコン活用事業	企業で使われていたパソコン等をリユースし利用希望者に無償で配付	台	226	376	障害福祉課
41	社会参加への支援	点字図書の実施	点字図書館の点字図書の充実	冊	3,535	5,035	障害福祉課
42		録音図書の実施	点字図書館の録音図書の充実	本	5,478	7,578	障害福祉課
43		手話通訳者の養成	聴覚障害のある人のコミュニケーションを確保するための手話通訳者の養成	人	118	130	障害福祉課
44	社会参加への支援	要約筆記者の養成	聴覚障害者のコミュニケーションを確保するための要約筆記者の養成	人	-	15	障害福祉課
45		障害者スポーツ指導員等の育成	障害のある人のスポーツの指導に習熟した指導員の養成	人	316	346	障害福祉課
46		障害者スポーツ指導員等の派遣	障害のある人がスポーツ指導を受けようとする場合の指導員の派遣	回	434	584	障害福祉課
47	社会参加への支援	ふれあい創作活動の実施	絵画・陶芸・手芸などの創作活動を支援する指導者の派遣	回	635	875	障害福祉課
48		身体障害のある人の自動車運転免許取得促進	自動車運転免許取得費の一部助成による社会参加の促進	人	39	57	障害福祉課
49		身体障害のある人の自動車改造費の助成	自ら所有し運転する自動車の操向装置等の改造費の一部助成による社会参加の促進	人	113	158	障害福祉課
50	社会参加への支援	介助用自動車購入等の助成	在宅の車いす利用者がリフト付等に自動車を改造した場 合、経費を助成し社会参加を促進	人	466	556	障害福祉課
51		身体障害者補助犬の育成賞与	身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の育成委託及び賞与	頭	26	32	障害福祉課

第6 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標及びサービスの見込量等（第3期山梨県障害福祉計画）

1 平成26年度における地域生活移行・就労支援等に関する数値目標

障害のある人の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、平成26年度を目標年度として、国の基本指針に基づき、県の数値目標を設定する。

〈用語解説〉 地域生活移行：障害者支援施設入所者や精神科病院入院者が退所又は退院し、生活の拠点を共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、一般住宅等へ移すこと

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進めるため、障害者支援施設に入所している障害のある人のうち、障害者自立支援法で新たに導入された自立訓練等のサービスを利用し、平成26年度末までに共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）や一般住宅等に移行する人について、市町村の数値目標の総計を県の数値目標とします。

施設入所者の地域生活移行に関する数値目標

項目		数値目標	備考
福祉施設入所者数 (平成17年10月1日現在) (A)		1,238 人	
障害者支援施設入所者数 (平成27年3月31日現在) (B)		1,097 人	
目標値	削減見込数 (A-B)	141 人	
	$(A-B)/(A) \times 100$	11.4 %	
	地域生活移行者数 (C)	239 人	平成17年10月1日現在の施設入所者のうち、施設から共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)等に移行した人の数
	$(C)/(A) \times 100$	19.3 %	

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

精神科病院における精神障害のある人の社会的入院を解消するために、早期退院の取組み等により入院後1年未満で退院する人を増やすことで入院の長期化を防ぐとともに、入院期間が長期化し退院が難しくなっている5年以上入院している65歳以上の人に対する支援により退院を促進し、平成26年度における1年未満入院者の平均退院率及び5年以上かつ65歳以上の退院者数について、目標値を設定します。

1年未満入院者の平均退院率に関する数値目標

項目	19年度	26年度	考え方
1年未満入院者の平均退院率	73 %	76 %	平成19年度(平成19年6月～平成20年5月)の実績を基準とし、平成26年度(平成26年6月～平成27年5月)の目標値を設定します。

(注) 平成19年度の実績は、平成20年度精神保健福祉資料(平成20年6月30日調査)により、平成26年度の数値は、平成27年度精神保健福祉資料(平成27年6月30日調査)による。

5年以上かつ65歳以上の退院者数に関する数値目標

項目	23年度	26年度	考え方
5年以上かつ65歳以上の退院者数	16 人	19 人	平成22年度(平成22年4月～平成23年3月)に退院した5年以上かつ65歳以上の退院者数(死亡、転院による退院を除く)を基準とし、平成26年度(平成26年4月～平成27年3月)の目標を設定します。

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行に向けた取組みを強化するために、平成26年度における福祉施設から一般就労への移行等に係る数値目標について、次のとおり設定します。

福祉施設利用者の一般就労への移行等に関する数値目標

項目	目標値	考え方
福祉施設から一般就労への移行	123 人	就労移行支援事業をはじめとする福祉施設の利用者のうち、平成26年度において一般就労へ移行する者の総数を数値目標とします。
就労移行支援事業の利用者数	419 人	市町村障害福祉計画で定める、平成26年度における就労移行支援事業の利用者の総数とします。
就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	14.4 %	平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合とします。
公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数	24 人	平成26年度において、公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行する者の総数を数値目標とします。
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	20 人	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち障害者委託訓練の受講者の総数を数値目標とします。
障害者試行雇用事業の開始者数	12 人	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち障害者試行雇用事業の開始者の総数を数値目標とします。
職場適応援助者による支援の対象者数	12 人	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち職場適応援助者の支援を受けた者の総数を数値目標とします。
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	123 人	平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち障害者就業・生活支援センターによる支援を受ける者の総数を数値目標とします。

2 各年度におけるサービスの見込量（各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要量の見込み）

計画期間の各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの見込量を次のとおり定めます。

県は、市町村のサービス見込量を集計して、県全体のサービス見込量を設定します。

市町村は、国の基本指針や県の提示する基礎資料を踏まえるとともに、現在のサービス利用状況等の分析や障害のある人を対象としたアンケート調査の実施などにより利用者のニーズを把握し、地域の実情に即してサービス見込量を設定します。

指定障害福祉サービス等の種類ごとのサービス見込量

(平均月間量)

区分	種類	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問系サービス	居宅介護	時間分	11,646	13,487	15,044	16,600
		人	800	905	1,016	1,137
	重度訪問介護	時間分	7,289	8,197	8,960	9,697
		人	72	81	89	97
	同行援護	時間分	585	1,800	2,063	2,329
		人	45	131	154	175
	行動援護	時間分	1,866	2,287	2,628	2,922
		人	79	95	111	124
	重度障害者等包括支援	時間分	0	264	264	264
		人	0	2	2	2
計	時間分	21,386	26,035	28,959	31,812	
	人	996	1,214	1,372	1,535	
日中活動系サービス	生活介護	人日分	25,232	35,462	38,009	40,617
		人	1,348	1,825	1,952	2,085
	自立訓練(機能訓練)	人日分	384	618	733	882
		人	22	33	40	48
	自立訓練(生活訓練)	人日分	1,372	2,032	2,353	2,740
		人	82	112	129	150
	就労移行支援	人日分	4,562	6,191	7,130	7,879
		人	249	327	378	419
	就労継続支援(A型)	人日分	2,070	2,865	3,700	4,662
		人	110	149	193	245
	就労継続支援(B型)	人日分	17,476	20,948	23,200	25,163
		人	1,008	1,215	1,346	1,458
	療養介護	人日分	31	3,699	3,880	4,122
		人	1	126	132	140
短期入所	人日分	2,338	3,021	3,321	3,589	
	人	282	329	368	399	
計	人日分	53,465	74,836	82,326	89,654	
	人	3,102	4,116	4,538	4,944	
居住系サービス	共同生活援助	人	254	303	348	401
	共同生活介護	人	174	222	276	331
	計	人	428	525	624	732
相談支援	施設入所支援	人	890	1,186	1,146	1,097
	計画相談支援	人	—	335	671	1,007
	地域移行支援	人	—	5	5	5
	地域定着支援	人	—	5	5	5
計	人	—	345	681	1,017	

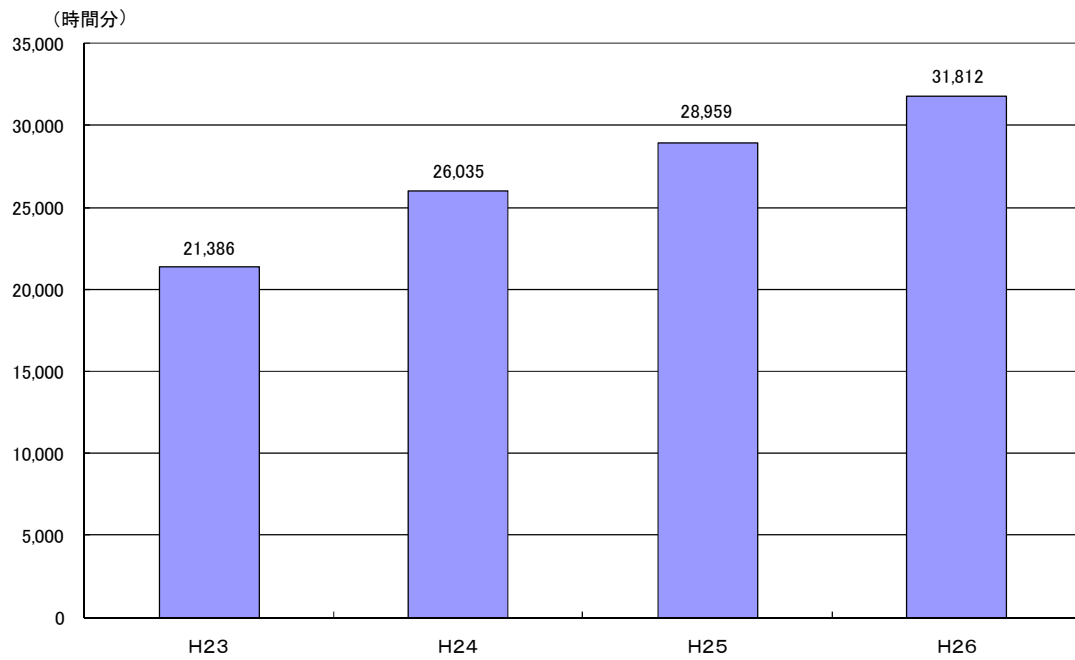
時間分: 月間のサービス提供時間

人日分: 月間の利用人員×1人1か月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

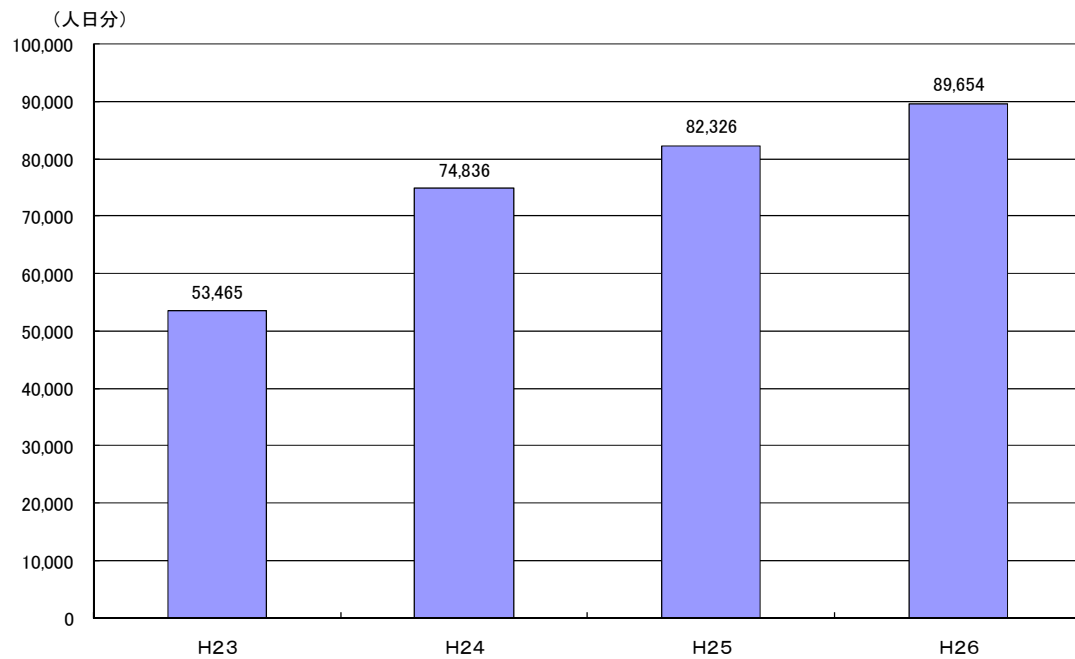
(注) 平成23年度のサービス見込量は旧体系サービス量を除く。

旧体系とは、障害者自立支援法成立時に既にある障害福祉施設やそこで提供されるサービスであって、平成23年度末までは継続して実施できるとされているものをいう。

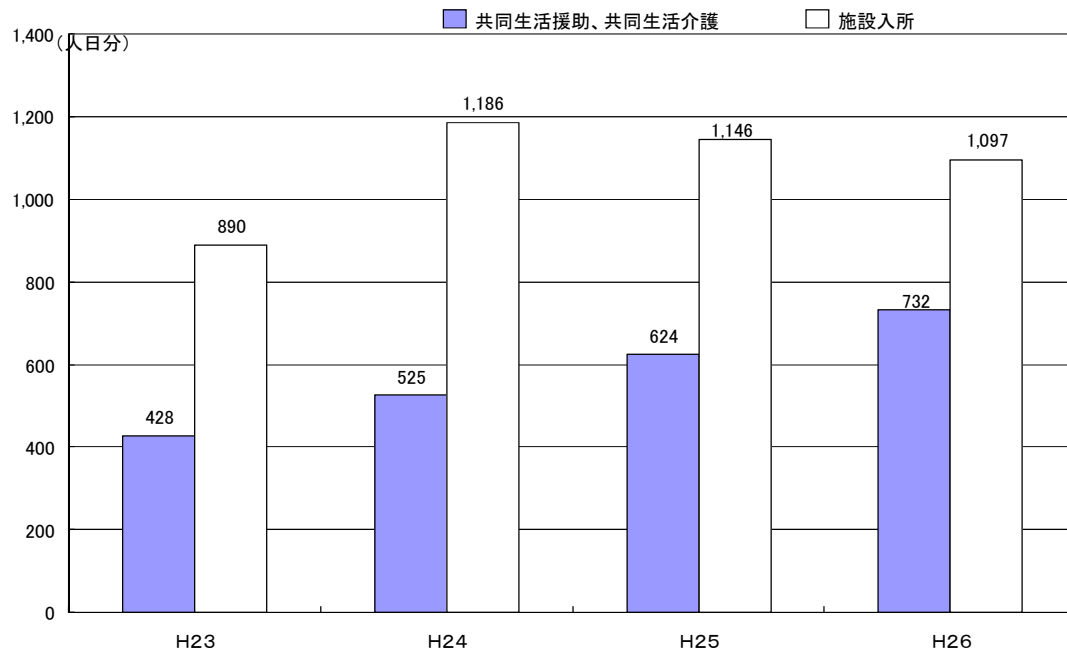
訪問系サービス見込量の推移



日中活動系サービス見込量の推移



居住系サービス見込量の推移



3 各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数

地域生活への移行の具体的な目標として、指定障害者支援施設の入所者数を平成26年度まで毎年度約3.3%減少させることとします。これに伴い、指定障害者支援施設の必要入所定員総数は、毎年度削減し、平成26年度には1,497人とします。

指定障害者支援施設の必要入所定員総数

項目	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
指定障害者支援施設必要入所定員総数	人分	1,266	1,586	1,546	1,497

(注) 平成24年度の必要入所定員総数は、平成23年度の必要入所定員総数に旧体系施設から新体系施設への移行定員分を、地域移行可能な人の数を考慮した上で加算している。

4 サービス提供を担う人材の養成・確保（指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置）

(1) 障害福祉サービス等に係る人材の研修

障害のある人に身近な地域で障害福祉サービスや相談支援が十分に供給されるように、障害福祉サービス等に係る人材の養成又は資質の向上に関する取組みを行います。

障害福祉サービスに係る専門的職員として、介護や就労等のサービス提供に必要なサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者を養成するとともに、サービスの質を高めることに必要な知識、技能を習得するための研修を実施します。

また、障害のある人や家族の相談に応じて、必要な助言や連絡調整等の支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する相談支援従事者を養成し、障害のある人等のニーズに対応した相談支援の提供に資することを目的とした研修を実施します。

さらに、障害福祉サービス従業者等が、障害のある人のニーズに的確に対応できるように、居宅介護従事者等研修や同行援護研修等を実施します。

(2) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

障害福祉サービス等の質的向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、福祉サービス第三者評価事業の活用を促進します。

(3) 障害のある人等に対する虐待の防止

障害者虐待防止推進委員会において、障害のある人の虐待防止の体制整備や県障害者権利擁護センター機能、その他障害のある人の虐待防止に必要な支援等に関することを検討します。

県障害者権利擁護センターが、市町村に対する情報提供や助言、障害のある人等に対する支援に関する相談や情報提供・助言、障害のある人の虐待防止に関する広報その他必要な支援などを果たすように、関係機関等と連携し、体制整備を図ります。

市町村、障害福祉サービス事業所、障害福祉施設などの従事者や管理者、相談窓口職員を対象に障害者虐待防止研修を実施します。

5 山梨県地域生活支援事業の実施に関する事項

障害のある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、最も身近な行政機関である市町村において、地域の実情に応じ、効率的、効果的な支援を実施する必要があります。このため、山梨県は、市町村が地域生活支援事業を実施する上で必要な助言等を行い、市町村の取組みを支援します。

山梨県は、発達障害者支援センター事業や障害児（者）地域療育等支援事業など、専門性の高い相談支援事業や、県自立支援協議会の設置など市町村域を超えた広域的な支援事業等を行います。

(1) 専門性の高い相談支援事業

ア 発達障害者支援センター事業

発達障害のある子ども、発達障害のある人及びその家族に対する相談に応じ、専門的な指導及び助言を行うとともに、保健、医療、福祉、労働、教育などの従事者に対し、発達障害についての情報提供及び研修を行い、関係機関等と連携することにより、ライフステージに応じた適切な支援が受けられるよう取組みます。

イ 障害者就業・生活支援センター事業

就業や職場の定着が困難な障害のある人が、県内に4箇所ある障害者就業・生活支援センターを活用することにより、就業及び日常生活や社会生活に係る支援が受けられるようにします。

ウ 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害者支援センターを中心に高次脳機能障害のある人に対し、相談支援、普及啓発、研修を実施します。

エ 障害児（者）地域療育等支援事業

在宅の重症心身障害のある子どもなどの地域における生活を支えるため、各地域で必要な療育指導等の相談支援事業を行います。

専門性の高い相談支援事業の見込量

事業名	23年度		24年度		25年度		26年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
発達障害者支援センター事業	1	2,791	1	3,045	1	3,299	1	3,553
障害者就業・生活支援センター事業	4	900	4	1,000	4	1,000	4	1,000
高次脳機能障害支援普及事業	1	300	1	310	1	320	1	330
障害児(者)地域療育等支援事業	8		8		8		8	

(2) 広域的な支援事業

ア 相談支援体制整備事業

圏域ごとに、地域のネットワーク構築に向けた助言、調整を行う圏域マネージャーを配置し、地域における相談支援体制等の整備、充実強化のための広域的支援を行います。

イ 県自立支援協議会

県全体における相談支援体制の構築及び充実に向けて、主導的役割を担う協議の場として、市町村の相談支援体制の状況を把握、評価するとともに、専門的分野における支援方策等について協議し必要な助言を行います。

広域的な支援事業の見込量

事業名	23年度		24年度		25年度		26年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
相談支援体制整備事業	4		4		4		4	
県自立支援協議会	1	全体会 年6回開催	1	全体会 年6回開催	1	全体会 年6回開催	1	全体会 年6回開催

(3) その他事業

ア 障害者パソコンボランティア派遣事業

重度の心身障害のある人の自宅などに出向いてパソコンの操作指導等を行うボランティアの派遣を行います。

イ リユースパソコン活用事業

企業で使われていたパソコン等をリユースし利用を希望する障害のある人に無償で配布します。

ウ 手話通訳者養成事業

聴覚障害のある人のコミュニケーション支援を行うため、手話通訳者の養成を行います。

エ 障害者スポーツ指導員等派遣事業

障害のある人がスポーツ指導を受けようとする場合の指導員の派遣を行います。

オ 身体障害者補助犬育成貸与事業

重度の視覚、聴覚、肢体に障害のある人の社会活動への参加を促進し、その福祉の増進を図るために、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を育成し、貸与を行います。

その他事業の見込量

事業名	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
障害者パソコンボランティア派遣事業	人	4,102	4,602	5,102	5,602
リユースパソコン活用事業	台	226	276	326	376
手話通訳者養成事業	人	118	122	126	130
障害者スポーツ指導員等派遣事業	人	434	484	534	584
身体障害者補助犬育成貸与事業	頭	26	28	30	32

6 障害保健福祉圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策

(1) 県全体

ア 現状と課題

全ての圏域において、施設入所支援以外のサービス量の増加が見込まれているため、施設整備の促進が必要です。

また、圏域により、サービスの増加量が違うことや、圏域を越えて利用している人が身近な地域で利用できるよう考慮し、圏域ごとの障害福祉サービス事業所の偏りに留意しながら、地域間のバランスに配慮した事業所等の整備が必要です。

特に、障害のある人の高齢化等に対応して、グループホーム等の需要が高まっています。

イ 取組みの方向

居住系サービスについては、施設の一層の小規模化、個室化を促進し、障害者支援施設から地域生活への移行を今後も進めることとしますが、共同生活援助及び共同生活介護（以下「共同生活援助等」という。）については、全ての圏域においてサービス量の増加が見込まれているため、事業所の整備を促進します。

日中活動系サービスについては、生活介護、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）（以下「就労系サービス」という。）のサービス見込量の増加が著しいことから、事業所の整備を促進します。

(2) 中北圏域



ア 現状と課題

全ての障害福祉サービスについて、大幅な増加が見込まれます。

中でも、施設入所者の地域移行のための受け皿である共同生活援助等、生活介護及び就労系サービスにその傾向が顕著です。

イ 取組みの方向

施設入所は、改修や建て替えに当たっては定員の削減を図りますが、短期入所のニーズが多いことから、定員の見直し時には、短期入所の定員の増加を進めます。

地域移行を進めるため、共同生活援助等については、整備の促進を図ります。

日中活動系サービスについては、利用者ニーズに応じた多様なサービスの提供ができるよう、整備の促進を図ります。

中北圏域の指定障害福祉サービス等の見込量

(平均月間量)

区分	事業名	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問系サービス	居宅介護等	時間分	13,561	16,480	18,281	19,981
		人	597	733	833	933
日中活動系サービス	生活介護	人日分	14,248	18,981	20,428	22,048
		人	778	1,011	1,088	1,174
	自立訓練(機能訓練)	人日分	256	405	445	504
		人	15	22	25	28
	自立訓練(生活訓練)	人日分	790	1,357	1,600	1,827
		人	52	79	92	105
	就労移行支援	人日分	2,419	3,212	3,664	4,031
		人	137	172	197	217
	就労継続支援(A型)	人日分	1,518	2,140	2,808	3,543
		人	79	109	144	184
	就労継続支援(B型)	人日分	9,262	11,424	12,715	13,776
		人	549	682	761	825
	療養介護	人日分	0	2,077	2,258	2,470
		人	0	69	75	82
短期入所	人日分	1,445	1,954	2,105	2,266	
	人	168	194	211	227	
計	人日分	29,938	41,550	46,023	50,465	
	人	1,778	2,338	2,593	2,842	
居住系サービス	共同生活援助	人	113	138	166	197
	共同生活介護	人	115	144	181	222
	計	人	228	282	347	419
	施設入所支援	人	481	597	569	541
相談支援	計画相談支援	人	—	181	362	544
	地域移行支援	人	—	2	2	2
	地域定着支援	人	—	2	2	2
	計	人	—	185	366	548

時間分：月間のサービス提供時間

人日分：月間の利用人員×1人1か月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

(注) 平成23年度のサービス見込量は旧体系サービス量を除く。

旧体系とは、障害者自立支援法成立時に既にある障害福祉施設やそこで提供されるサービスであって、平成23年度末までは継続して実施できるとされているものをいう。

(3) 峡東圏域



ア 現状と課題

全ての障害福祉サービスについて、大幅な増加が見込まれます。

中でも、施設入所者の地域移行のための受け皿である共同生活援助等、生活介護及び就労系サービスについてその傾向が顕著です。

イ 取組みの方向

施設入所は、改修や建て替えに当たっては定員の削減を図りますが、短期入所のニーズが多いことから、定員の見直し時には、短期入所の定員の増加を進めます。

地域移行を進めるため、共同生活援助等については、整備の促進を図ります。

日中活動系サービスについては、利用者ニーズに応じた多様なサービスの提供ができるよう、整備の促進を図ります。

峡東圏域の指定障害福祉サービス等の見込量

(平均月間量)

区分	事業名	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問系サービス	居宅介護等	時間分	4,550	5,576	6,240	6,844
		人	181	221	242	263
日中活動系サービス	生活介護	人日分	3,707	4,842	5,120	5,382
		人	198	256	271	285
	自立訓練(機能訓練)	人日分	24	69	122	170
		人	2	4	7	10
	自立訓練(生活訓練)	人日分	302	333	400	492
		人	16	17	20	25
	就労移行支援	人日分	845	1,296	1,611	2,006
		人	45	69	86	107
	就労継続支援(A型)	人日分	349	481	586	675
		人	21	28	34	39
	就労継続支援(B型)	人日分	2,089	2,757	3,067	3,377
		人	132	174	194	214
	療養介護	人日分	0	546	546	576
		人	0	18	18	19
	短期入所	人日分	329	413	497	578
		人	44	54	64	73
計	人日分	7,645	10,737	11,949	13,256	
	人	458	620	694	772	
居住系サービス	共同生活援助	人	40	46	50	56
	共同生活介護	人	21	28	35	43
	計	人	61	74	85	99
	施設入所支援	人	114	167	159	149
相談支援	計画相談支援	人	—	57	114	171
	地域移行支援	人	—	1	1	1
	地域定着支援	人	—	1	1	1
	計	人	—	59	116	173

時間分:月間のサービス提供時間

人日分:月間の利用人員×1人1か月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

(注)平成23年度のサービス見込量は旧体系サービス量を除く。

旧体系とは、障害者自立支援法成立時に既にある障害福祉施設やそこで提供されるサービスであって、平成23年度末までは継続して実施できるとされているものをいう。

(4) 峡南圏域



ア 現状と課題

生活介護、就労系サービスは、サービス見込量の大幅な伸びが見込まれます。
また、圏域を越えた利用をすることなく身近な地域でサービスが受けられるよう、日中活動系サービスの充実が必要です。

イ 取組みの方向

地域資源が少ないこと、日中活動系サービスの見込量が増加することから、事業所の設置における補助事業については優先して採択するなど、障害福祉サービス事業所の増加を図ります。

また、利用者のニーズに応じた多様なサービスの提供ができるよう配慮していきます。

峡南圏域の指定障害福祉サービス等の見込量

(平均月間量)

区分	事業名	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問系サービス	居宅介護等	時間分	1,293	1,668	1,837	2,003
		人	80	101	116	132
日中活動系サービス	生活介護	人日分	2,825	4,164	4,455	4,670
		人	140	195	206	216
	自立訓練(機能訓練)	人日分	43	81	103	103
		人	2	4	5	5
	自立訓練(生活訓練)	人日分	141	155	146	150
		人	7	7	7	7
	就労移行支援	人日分	360	401	422	402
		人	17	19	20	19
	就労継続支援(A型)	人日分	64	85	129	129
		人	3	4	6	6
	就労継続支援(B型)	人日分	1,940	2,236	2,444	2,636
		人	112	127	136	143
	療養介護	人日分	0	165	165	165
		人	0	9	9	9
	短期入所	人日分	222	259	296	297
		人	19	24	32	34
計	人日分	5,595	7,546	8,160	8,552	
	人	300	389	421	439	
居住系サービス	共同生活援助	人	37	44	47	47
	共同生活介護	人	14	18	21	21
	計	人	51	62	68	68
	施設入所支援	人	119	147	141	140
相談支援	計画相談支援	人	—	30	61	91
	地域移行支援	人	—	1	1	1
	地域定着支援	人	—	1	1	1
	計	人	—	32	63	93

時間分:月間のサービス提供時間

人日分:月間の利用人員×1人1か月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

(注)平成23年度のサービス見込量は旧体系サービス量を除く。

旧体系とは、障害者自立支援法成立時に既にある障害福祉施設やそこで提供されるサービスであって、平成23年度末までは継続して実施できるとされているものをいう。

(5) 富士・東部圏域



ア 現状と課題

生活介護、就労系サービス、共同生活援助等は、サービス見込量の大幅な伸びが見込まれます。

また、圏域を越えた利用をすることなく身近な地域でサービスが受けられるよう、日中活動系サービスの充実が必要です。

イ 取組みの方向

地域資源が少ないこと、日中活動系サービスの見込量が増加することから、事業所の設置における補助事業については優先して採択するなど、障害福祉サービス事業所の増加を図ります。

また、利用者のニーズに応じた多様なサービスの提供ができるよう配慮していきます。

富士・東部圏域の指定障害福祉サービス等の見込量

(平均月間量)

区分	事業名	単位	23年度	24年度	25年度	26年度
訪問系サービス	居宅介護等	時間分	1,982	2,311	2,601	2,984
		人	138	159	181	207
日中活動系サービス	生活介護	人日分	4,452	7,475	8,006	8,517
		人	232	363	387	410
	自立訓練(機能訓練)	人日分	61	63	63	105
		人	3	3	3	5
	自立訓練(生活訓練)	人日分	139	187	207	271
		人	7	9	10	13
	就労移行支援	人日分	938	1,282	1,433	1,440
		人	50	67	75	76
	就労継続支援(A型)	人日分	139	159	177	315
		人	7	8	9	16
	就労継続支援(B型)	人日分	4,185	4,531	4,974	5,374
		人	215	232	255	276
	療養介護	人日分	31	911	911	911
		人	1	30	30	30
	短期入所	人日分	342	395	423	448
		人	51	57	61	65
計	人日分	10,287	15,003	16,194	17,381	
	人	566	769	830	891	
居住系サービス	共同生活援助	人	64	75	85	101
	共同生活介護	人	24	32	39	45
	計	人	88	107	124	146
	施設入所支援	人	176	282	277	267
相談支援	計画相談支援	人	—	67	134	201
	地域移行支援	人	—	1	1	1
	地域定着支援	人	—	1	1	1
	計	人	—	69	136	203

時間分:月間のサービス提供時間

人日分:月間の利用人員×1人1か月あたりの平均利用日数で算出されるサービス量

(注)平成23年度のサービス見込量は旧体系サービス量を除く。

旧体系とは、障害者自立支援法成立時に既にある障害福祉施設やそこで提供されるサービスであって、平成23年度末までは継続して実施できるとされているものをいう。

参 考 资 料

1 策定経過

平成23年 7月13日

第1回山梨県障害者施策推進幹事会

平成23年 7月14日

山梨県身体障害者相談員連絡協議会と意見交換

山梨県知的障害者相談員連絡協議会と意見交換

平成23年 7月29日

市町村障害福祉担当者説明会

平成23年 8月11日

第1回山梨県障害者施策推進協議会

次期新やまなし障害者プランの策定方針等について審議

平成23年 8月18日

山梨県手をつなぐ育成会と意見交換

山梨県地域生活支援事業所協議会と意見交換

山梨県精神科病院協会と意見交換

平成23年 8月23日

山梨県精神障害者家族会連合会と意見交換

山梨県精神保健福祉士協会と意見交換

山梨県自閉症協会と意見交換

山梨LD・発達障害児者の支援を考える会と意見交換

平成23年 8月31日

山梨県障害者福祉協会と意見交換

山梨県身体障害者連合福社会と意見交換

山梨県視覚障害者福祉協会と意見交換

山梨県喉頭摘出者福社会と意見交換

山梨県障害者スポーツ協会と意見交換

山梨県変形股関節症の会と意見交換

平成23年 9月 6日

山梨県身体障害者施設協議会と意見交換

山梨県知的障害者支援協会と意見交換

山梨県精神障害者社会復帰関係施設連絡会と意見交換
山梨県中途失聴・難聴者協会と意見交換
山梨県聴覚障害者協会と意見交換

平成23年 9月 7日

日本オストミー協会山梨県支部と意見交換
山梨車いす生活者の会「ステップアップ」と意見交換
山梨県身体障害者運転者会と意見交換
全国脊髄損傷者連合会山梨支部と意見交換
山梨県肢体不自由児者父母の会連合会と意見交換
山梨県重症心身障害児（者）を守る会と意見交換
日本ダウン症協会山梨県支部と意見交換

平成23年 9月 9日

峡南圏域自立支援協議会と意見交換

平成23年 9月14日

甲府圏域ネットワーク会議と意見交換

平成23年 9月15日

富士東部自立支援協議会と意見交換

平成23年 9月22日

日本ALS協会山梨県支部と意見交換
全国パーキンソン病友の会山梨県支部と意見交換
脊髄小脳変性症山梨友の会と意見交換
山梨炎症性腸疾患患者会と意見交換
山梨網膜色素変性症患者の会と意見交換
日本てんかん協会山梨県支部と意見交換
全国心臓病の子供を守る会山梨県支部と意見交換
山梨県腎臓病協議会と意見交換
全国膠原病友の会山梨県支部と意見交換
富士北麓圏域ネットワーク会議と意見交換

平成23年 9月28日

東部圏域ネットワーク会議と意見交換

平成23年10月 4日

山梨県障害者自立支援協議会と意見交換

平成23年10月17日

中北圏域自立支援協議会と意見交換

平成23年10月20日

峡東圏域自立支援協議会と意見交換

平成20年11月11日

市町村障害福祉担当者説明会

平成23年12月26日

第2回山梨県障害者施策推進幹事会

平成24年 1月11日

第2回山梨県障害者施策推進協議会

次期新やまなし障害者プランの素案について審議

平成24年 1月18日

庁議

素案に対する県民意見提出制度の実施について協議

平成24年 1月20日～ 2月20日

県民県提出制度（パブリックコメント）の実施

平成24年 1月31日

山梨県精神保健福祉審議会から意見聴取

平成24年 2月 8日

山梨県障害者自立支援協議会から意見聴取

平成24年 3月15日

第3回山梨県障害者施策推進本部幹事会

平成24年 3月23日

第3回山梨県障害者施策推進協議会

「やまなし障害者プラン2012」策定について審議

平成24年 3月28日

庁議

「やまなし障害者プラン2012」策定について協議

2 これまでの計画（プラン）の経緯

山梨県は、これまで、障害のある人の福祉の向上のために、長期にわたる取り組みが必要であるとの考えの下に、その取り組みの基本的方向を示す計画を策定し、これを基本として、施策の展開を図ってきました。

最近の各計画の策定経緯を整理すると、次のとおりです。

(1) 平成10年2月 「やまなし障害者プラン」を策定

ア 目的

「山梨県障害者幸住計画」に掲げられた施策の内、重点施策ごとに可能な限り数値目標を掲げ、計画の実効性を確保

イ 背景

平成7年12月、国が「障害者プラン」を策定

ウ 計画期間

平成10年度～平成15年度

(2) 平成16年3月 「新たなやまなし障害者プラン」を策定

ア 目的

障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目的とする。障害者基本法に基づく都道府県障害者計画として策定

イ 背景

平成14年12月、国が、今後10か年の「障害者基本計画」及び「重点施策実施5ヶ年計画」を策定

ウ 計画期間

平成16年度～平成25年度（平成20年度見直し）

(3) 平成19年3月 「山梨県障害福祉計画」を策定

ア 目的

障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を目的とする「第1期山梨県障害福祉計画」として策定

イ 背景

平成18年4月、「障害者自立支援法」施行

ウ 計画期間

平成18年度～平成20年度

(4) 平成21年3月 「新やまなし障害者プラン」を策定

ア 目的

障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目的とする。障害者基本法に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「山梨県障害者計画」、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「第2期山梨県障害福祉計画」として策定

イ 背景

平成19年12月、国が、平成14年12月に策定した「障害者基本計画」の「重点施策実施5ヶ年計画」(後期)を策定

ウ 計画期間 平成21年度～平成23年度

3 障害者に関する意識調査

障害福祉課では、障害や障害のある人に対する県民の皆さんの意識について把握し、県の施策の参考とさせていただくため、次のとおり県政モニターの方への意識調査を実施しました。

(1) 調査の概要

- ア 調査対象者
県政モニターの方 369人
- イ 調査期間
平成23年8月～9月
- ウ 回答数
304人
- エ 回答率
82.4%

(2) 調査表

別紙1のとおり（107ページ参照）

(3) 集計結果

別紙2のとおり（117ページ参照）

別紙 1

障害者に関する意識調査

山梨県では、平成21年3月「新やまなし障害者プラン」を策定し、障害のある・なしにかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現を目指し取り組んでいます。

今回の調査は、障害や障害をもつ人に対する県民の皆さんの意識について把握し、県の施策の参考とさせていただくために実施するものです。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、意識調査への回答に御協力いただきますようお願いいたします。

記入上の注意

※ 回答は、あてはまるものに○をつけてください。(Q20、Q22以外)

平成23年8月 福祉保健部障害福祉課

【問い合わせ先】

山梨県福祉保健部
障害福祉課 企画推進担当
TEL 055-223-1460
FAX 055-223-1464

障害者に関する意識調査

Q 1 あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。

- (ア) 知っている
- (イ) 言葉だけは聞いたことがある
- (ウ) 知らない

Q 2 国や地方公共団体では、「共生社会」の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に生活できるための環境づくりを進めています。あなたは、この「障害のある人が身近で生活しているのが当たり前だ」という考えについて、どう思いますか。この中から1つだけお答え下さい。

- (ア) そう思う
- (イ) どちらかといえばそう思う
- (ウ) どちらかといえばそう思わない
- (エ) そう思わない
- (オ) 一概にいけない
- (カ) わからない

Q 3 国は、国民の間に広く障害や障害のある人に関する理解と関心を深め、障害のある人の社会参加への意欲を高めるために、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と決めて、さまざまな取り組みを行っています。

あなたは、「障害者週間」を知っていますか。

- (ア) 月日も含めて知っている (Q 4へ)
- (イ) 月日までは知らないが、「障害者週間」があることは知っている (Q 4へ)
- (ウ) 知らない (Q 5へ)

Q 4 Q 3で「(ア) 月日も含めて知っている」、「(イ) 月日までは知らないが「障害者週間」があることは知っている」と答えた方に伺います。それは何によって知りましたか。この中からいくつでもあげてください。

- (ア) 国・地方公共団体の広報
- (イ) テレビ、ラジオ、新聞などの報道
- (ウ) インターネット

- (エ) 障害者団体などの活動
- (オ) 人から聞いて
- (カ) その他
- (キ) わからない

Q 5 国や地方公共団体では、「障害者週間」を中心に、障害のある人に対する理解を深めるために、次のようなさまざまな行事や催しを行っています。

あなたは、このような行事や催しに今後参加してみたいと思いますか。

・ 障害のある人のことをテーマとしたセミナーやシンポジウム
・ 障害のある人による演劇・コンサート
・ 障害のある人とともに行うスポーツ
・ 障害のある人が作成した絵画等展示会・作品展
・ 福祉バザー

- (ア) ぜひ参加したい
- (イ) 機会があれば参加したい
- (ウ) 参加したいと思わない
- (エ) わからない

Q 6 あなたの身近に障害のある人がいますか、または、これまでいたことがありますか。この中からいくつでもあげてください。

- (ア) 自分自身又は家族等身近な親族
- (イ) 学校
- (ウ) 自分の職場
- (エ) 仕事関係（ウ）以外
- (オ) 隣近所
- (カ) 趣味等の活動
- (キ) その他
- (ク) 身近にいたことはない
- (ケ) わからない

Q 7 あなたは、障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたりしたことがありますか。

- (ア) ある (Q 8へ)
- (イ) ない (Q 10へ)

Q 8 Q 7で「(ア) ある」と答えた方に伺います。それはどのような気持ちからでしょうか。この中からいくつでもあげてください。

- (ア) 身内などに障害のある人がいて、その大変さを知っているから
- (イ) 近所付き合いや親戚付き合いなどで
- (ウ) 困っているときはお互い様という気持ちから
- (エ) 自分の仕事に関連して
- (オ) 将来、自分も障害をもつ可能性があるから
- (カ) 何となく
- (キ) その他
- (ク) わからない

Q 9 Q 7で「(ア) ある」と答えた方に伺います。それはどのような話や手助けでしたか。この中からいくつでもあげてください。(回答後、Q 11へ)

- (ア) 席をゆずった
- (イ) 横断歩道や階段で手助けをした
- (ウ) 車椅子を押した
- (エ) 一緒に遊んだ
- (オ) 家事や買い物などの手伝い
- (カ) 入浴や着替えなどの手伝い
- (キ) 相談相手、話し相手
- (ク) 手話、点訳、音読など
- (ケ) 寄附等の金銭的な援助
- (コ) 募金活動
- (サ) その他
- (シ) わからない

Q 10 Q 7で「(イ) ない」と答えた方に伺います。なかったのはどうしてでしょうか。この中からいくつでもあげてください。

- (ア) たまたま機会がなかったから
- (イ) 自分が何をすればよいかわからなかったから
- (ウ) どのように接したらよいかわからなかったから
- (エ) お節介になるような気がしたから
- (オ) 専門の人や関係者にまかせた方がよいと思ったから
- (カ) 自分にとって負担になるような気がしたから
- (キ) その他
- (ク) 特に理由はない
- (ケ) わからない

Q 1 1 あなたは、世の中には障害がある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。

- (ア) あると思う
- (イ) 少しはあると思う
- (ウ) ないと思う
- (エ) わからない

Q 1 2 あなたは、5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。

- (ア) かなり改善されている
- (イ) 少しずつ改善されている
- (ウ) あまり改善されていない
- (エ) 改善されていない
- (オ) どちらともいえない
- (カ) わからない

Q 1 3 あなたは、平成16年に障害者基本法が改正され、「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが法律の基本的理念として明示されたことを知っていますか。

- (ア) 知っている
- (イ) 詳しい内容は知らないが、障害者基本法が改正されたことは聞いたことがある
- (ウ) 知らない

Q14 「障害者基本法」では、都道府県や市町村が、障害のある人々への支援や社会参加を進めるための基本的な計画（障害者計画）をつくることとなっています。この計画をつくるに当たって、意見や要望を出すことができる場が設けられるとしたら、あなたは参加したいと思いますか。

- (ア) 参加したい
- (イ) 参加したいと思わないが、検討状況を知りたい
- (ウ) 障害のある人々や専門家で十分議論すべきことなので、参加したいと思わない
- (エ) 関心がないので、参加したいと思わない
- (オ) その他
- (カ) わからない

Q15 平成17年4月に、新たに発達障害者支援法が施行され、学習障害（LD）（※1）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）（※2）、自閉症（※3）などの発達障害を持つ本人やその家族に対する支援が求められています。そのためにも、発達障害についてまわりの理解が重要ですが、あなたは、発達障害について社会の理解は深まっていると思いますか。

- (ア) 深まっていると思う
- (イ) どちらかといえば深まっていると思う
- (ウ) どちらかといえば深まっているとは思わない
- (エ) 深まっているとは思わない
- (オ) どちらともいえない
- (カ) 知らない・わからない

（※1）

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。

（※2）

注意欠陥／多動性障害（ADHD）とは、注意力が乏しいか持続せず、衝動的で、年齢相応ではない状態をいいます。一部の子供には多動もみられます。

（※3）

自閉症は、生まれつきの脳の機能障害と考えられています。全般的な知能の遅れが

ある精神発達遅滞と異なり、認知、知覚、言語の障害が基本にあると考えられ、人とのコミュニケーション、物の認知などが苦手です。さらに特定な物事へのこだわりや、急に予定が変更になるなどの見通しが立たないことに対し嫌悪感を示すなどの特徴があります。

Q16 国連は、平成18年12月、障害者の権利や尊厳を保護・促進するため、障害を理由とする差別の禁止や、障害のある人が障害のない人と同じように暮らすためのさまざまな施策を包括的に定める「障害者権利条約」を採択しましたが、あなたはこのことを知っていますか。

- (ア) 条約の内容も含めて知っている
- (イ) 詳しい内容は知らないが、条約ができたことは聞いたことがある
- (ウ) 知らない
- (エ) わからない

Q17 障害のある人とない人が同じように生活するためには、例えば、

- ・ 車椅子が利用できるように商店やレストランの入り口のスロープやトイレの整備
- ・ 目の不自由な人や耳の不自由な人が地域の集会や会社の会議に参加できるように、点字の資料や、手話の通訳を用意

などいろいろな配慮や工夫が必要になることがあります。

あなたは、こうした配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」だと思いますか。

- (ア) 差別に当たると思う
- (イ) どちらかといえば差別に当たると思う
- (ウ) どちらかといえば差別に当たるとは思わない
- (エ) 差別に当たるとは思わない
- (オ) 一概にいけない
- (カ) わからない

Q18 障害のある人とない人が同じように生活していくために必要とされるこうした配慮や工夫を行うことをあなたが求められた場合、経済的な負担を伴うこともあります。あなたはどうしますか。

- (ア) 負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行う
- (イ) 可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う
- (ウ) 負担がなければ、配慮や工夫を行う

- (エ) 配慮や工夫を行うことは難しい
- (オ) 一概にはいけない
- (カ) わからない

Q19 あなたは、障害のある人のために企業などの民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。この中からいくつでもあげてください。

- (ア) 障害のある人の雇用の促進
- (イ) 障害者になっても継続して働くことができる体制の整備
- (ウ) 障害や障害のある人への理解を深めるための研修の実施
- (エ) 障害のある人の雇用の促進スポーツ、文化、レクリエーション活動に対する支援
- (オ) 障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備
- (カ) 障害のある人に配慮した商品の開発
- (キ) 職場での精神的な不安を解消する相談体制の整備
- (ク) 職場での事故防止体制の充実
- (ケ) 障害のある人を支援するための介護休暇制度やボランティア休暇制度の充実
- (コ) 障害者団体に対する経済的支援
- (サ) 障害に関連する分野での国際協力の推進
- (シ) その他
- (ス) わからない

Q20 Q19で「(シ) その他」と答えた方は、希望する活動についてご記入をお願いします。

()

Q21 障害のある人々に関する国や地方公共団体の施策のうち、あなたがもっと力を入れる必要があると思うものをこの中からいくつでもあげてください。

- (ア) 障害のある人々への理解を深めるため啓発・広報活動
- (イ) ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実
- (ウ) 生活の安定のための年金や手当の充実
- (エ) 障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備
- (オ) 障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実
- (カ) 障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保
- (キ) 保健医療サービスやリハビリテーションの充実
- (ク) 点字・手話、字幕放送などの情報提供の充実

- (ケ) その他
- (コ) わからない

Q 2 2 Q 2 1で「(ケ) その他」と答えた方は、もっと力を入れる必要があると思うものについてご記入をお願いします。

()

Q 2 3 5年前と比べて福祉・教育・雇用・まちづくりなどの障害者施策は進んだと思いますか。

- (ア) かなり進んだと思う
- (イ) 少し進んだと思う
- (ウ) あまり進んだと思わない
- (エ) ほとんど進んだと思わない
- (オ) どちらともいえない
- (カ) わからない

Q 2 4 最後にあなたご自身について伺います。あなたの性別は

- (ア) 男性
- (イ) 女性

Q 2 5 あなたの年齢は

- (ア) 20～24歳
- (イ) 25～29歳
- (ウ) 30～34歳
- (エ) 35～39歳
- (オ) 40～44歳
- (カ) 45～49歳
- (キ) 50～54歳
- (ク) 55～59歳
- (ケ) 60～64歳
- (コ) 65～69歳
- (サ) 70歳以上

Q 2 6 あなたのご職業は

- (ア) 自営業主（農林漁業）

- (イ) 自営業主 (商工サービス業)
- (ウ) 自営業主 (自由業)
- (エ) 家族従業者 (農林漁業)
- (オ) 家族従業者 (商工サービス業)
- (カ) 家族従業者 (自由業)
- (キ) 雇用者 (管理職)
- (ク) 雇用者 (専門技術職)
- (ケ) 雇用者 (事務職)
- (コ) 雇用者 (労務職)
- (サ) 無職 (主婦)
- (シ) 無職 (学生)
- (ス) 無職 (その他)

以上 御協力ありがとうございました。
御手数ですが9月14日までに投函してください。

別紙2 集計結果

障害者に関する意識調査（回答数304人）

設問	設問文	選択肢	回答数 (人)	割合 (%)
Q1	あなたは、障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っていますか。	(ア) 知っている	148	48.8
		(イ) 言葉だけは聞いたことがある	95	31.4
		(ウ) 知らない	60	19.8
Q2	国や地方公共団体では、「共生社会」の考え方に基づいて、障害のある人もない人も共に生活できるための環境づくりを進めています。あなたは、この「障害のある人が身近で生活しているのが当たり前だ」という考えについて、どう思いますか。この中から1つだけお答え下さい。	(ア) そう思う	189	62.6
		(イ) どちらかといえばそう思う	75	24.8
		(ウ) どちらかといえばそう思わない	5	1.7
		(エ) そう思わない	2	0.6
		(オ) 一概にいけない	26	8.6
		(カ) わからない	5	1.7
Q3	国は、国民の間に広く障害や障害のある人に関する理解と関心を深め、障害のある人の社会参加への意欲を高めるために、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と決めて、さまざまな取り組みを行っています。あなたは、「障害者週間」を知っていますか。	(ア) 月日も含めて知っている	10	3.3
		(イ) 月日までは知らないが、「障害者週間」があることは知っている	131	43.4
		(ウ) 知らない	161	53.3
Q4	Q3で「(ア) 月日も含めて知っている」、「(イ) 月日までは知らないが「障害者週間」があることは知っている」と答えた方に伺います。それは何によって知りましたか。この中からいくつでもあげてください。	(ア) 国・地方公共団体の広報	59	30.6
		(イ) テレビ、ラジオ、新聞などの報道	97	50.2
		(ウ) インターネット	1	0.5
		(エ) 障害者団体などの活動	18	9.3
		(オ) 人から聞いて	3	1.6
		(カ) その他	12	6.2
		(キ) わからない	3	1.6
Q5	国や地方公共団体では、「障害者週間」を中心に、障害のある人に対する理解を深めるために、次のようなさまざまな行事や催しを行っています。あなたは、このような行事や催しに今後参加してみたいと思いませんか。 ・障害のある人のことをテーマとしたセミナーやシンポジウム ・障害のある人による演劇・コンサート ・障害のある人とともに行うスポーツ ・障害のある人が作成した絵画等展示会・作品展 ・福祉バザー	(ア) ぜひ参加したい	19	6.4
		(イ) 機会があれば参加したい	213	71.9
		(ウ) 参加したいと思わない	33	11.2
		(エ) わからない	31	10.5
Q6	あなたの身近に障害のある人がいますか、または、これまでいたことがありますか。この中からいくつでもあげてください。	(ア) 自分自身又は家族等身近な親族	114	24.7
		(イ) 学校	58	12.6
		(ウ) 自分の職場	63	13.7
		(エ) 仕事関係(ウ以外)	53	11.5
		(オ) 隣近所	87	18.9
		(カ) 趣味等の活動	14	3.0
		(キ) その他	26	5.6
		(ク) 身近にいたことはない	42	9.1
		(ケ) わからない	4	0.9
Q7	あなたは、障害のある人と気軽に話したり、障害のある人の手助けをしたりしたことがありますか。	(ア) ある	233	77.7
		(イ) ない	67	22.3
Q8	Q7で「(ア) ある」と答えた方に伺います。それはどのような気持ちからでしょうか。この中からいくつでもあげてください。	(ア) 身内などに障害のある人がいて、その大変さを知っているから	81	20.3
		(イ) 近所付き合いや親戚付き合いなどで	53	13.3
		(ウ) 困っているときはお互い様という気持ちから	142	35.7
		(エ) 自分の仕事に関連して	54	13.6
		(オ) 将来、自分も障害をもつ可能性があるから	27	6.8
		(カ) 何となく	25	6.3
		(キ) その他	16	4.0
(ク) わからない	0	0.0		

設問	設問文	選択肢	回答数 (人)	割合 (%)
Q9	Q7で「(ア)ある」と答えた方に伺います。それはどのような話や手助けでしたか。この中からいくつでもあげてください。(回答後、Q11へ)	(ア) 席をゆずった	68	12.7
		(イ) 横断歩道や階段で手助けをした	62	11.6
		(ウ) 車椅子を押した	78	14.6
		(エ) 一緒に遊んだ	61	11.4
		(オ) 家事や買い物などの手伝い	36	6.8
		(カ) 入浴や着替えなどの手伝い	29	5.4
		(キ) 相談相手、話し相手	100	18.7
		(ク) 手話、点訳、音読など	7	1.3
		(ケ) 寄附等の金銭的な援助	28	5.3
		(コ) 募金活動	22	4.1
		(サ) その他	42	7.9
		(シ) わからない	1	0.2
Q10	Q7で「(イ)ない」と答えた方に伺います。なかったのはどうしてでしょうか。この中からいくつでもあげてください。	(ア) たまたま機会がなかったから	47	36.7
		(イ) 自分が何をすればよいかわからなかったから	20	15.6
		(ウ) どのように接したらよいかわからなかったから	29	22.7
		(エ) お節介になるような気がしたから	9	7.0
		(オ) 専門の人や関係者にまかせた方がよいと思ったから	7	5.5
		(カ) 自分にとって負担になるような気がしたから	1	0.8
		(キ) その他	1	0.8
		(ク) 特に理由はない	14	10.9
		(ケ) わからない	0	0.0
		(ク) わからない	0	0.0
Q11	あなたは、世の中には障害がある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。	(ア) あると思う	172	57.1
		(イ) 少しはあると思う	109	36.2
		(ウ) ないと思う	15	5.0
		(エ) わからない	5	1.7
Q12	あなたは、5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思いますか。	(ア) かなり改善されている	37	12.2
		(イ) 少しずつ改善されている	150	49.5
		(ウ) あまり改善されていない	55	18.2
		(エ) 改善されていない	9	3.0
		(オ) どちらともいえない	20	6.6
		(カ) わからない	32	10.5
Q13	あなたは、平成16年に障害者基本法が改正され、「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが法律の基本的理念として明示されたことを知っていますか。	(ア) 知っている	34	11.3
		(イ) 詳しい内容は知らないが、障害者基本法が改正されたことは聞いたことがある	119	39.5
		(ウ) 知らない	148	49.2
Q14	「障害者基本法」では、都道府県や市町村が、障害のある人々への支援や社会参加を進めるための基本的な計画(障害者計画)をつくることとなっています。この計画をつくるに当たって、意見や要望を出することができる場が設けられるとしたら、あなたは参加したいと思いますか。	(ア) 参加したい	36	12.0
		(イ) 参加したいと思わないが、検討状況を知りたい	143	47.7
		(ウ) 障害のある人々や専門家でも十分議論すべきことなので、参加したいと思わない	46	15.3
		(エ) 関心がないので、参加したいと思わない	15	5.0
		(オ) その他	10	3.3
		(カ) わからない	50	16.7
Q15	平成17年4月に、新たに発達障害者支援法が施行され、学習障害(LD)(※1)や注意欠陥/多動性障害(A/DHD)(※2)、自閉症(※3)などの発達障害を持つ本人やその家族に対する支援が求められています。そのためにも、発達障害についてまわりの理解が重要ですが、あなたは、発達障害について社会の理解は深まっていると思いますか。	(ア) 深まっていると思う	15	4.9
		(イ) どちらかといえば深まっていると思う	113	37.1
		(ウ) どちらかといえば深まっているとは思わない	75	24.6
		(エ) 深まっているとは思わない	54	17.7
		(オ) どちらともいえない	29	9.5
		(カ) 知らない・わからない	19	6.2

設問	設問文	選択肢	回答数 (人)	割合 (%)
Q16	国連は、平成18年12月、障害者の権利や尊厳を保護・促進するため、障害を理由とする差別の禁止や、障害のある人が障害のない人と同様に暮らすためのさまざまな施策を包括的に定める「障害者権利条約」を採択しましたが、あなたはこのことを知っていますか。	(ア) 条約の内容も含めて知っている	4	1.3
		(イ) 詳しい内容は知らないが、条約ができたことは聞いたことがある	81	26.7
		(ウ) 知らない	214	70.7
		(エ) わからない	4	1.3
Q17	障害のある人となない人が同じように生活するためには、例えば、 ・ 車椅子が利用できるように商店やレストランの入り口のスロープやトイレの整備 ・ 目の不自由な人や耳の不自由な人が地域の集いや会社の会議に参加できるように、点字の資料や、手話の通訳を用意などいろいろな配慮や工夫が必要になることがあります。 あなたは、こうした配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」だと思いますか。	(ア) 差別になると思う	34	11.4
		(イ) どちらかといえば差別に当たると思う	77	25.9
		(ウ) どちらかといえば差別に当たるとは思わない	29	9.7
		(エ) 差別に当たるとは思わない	74	24.8
		(オ) 一概にいけない	73	24.5
		(カ) わからない	11	3.7
Q18	障害のある人となない人が同じように生活していくために必要とされるこうした配慮や工夫を行うことをあなたが求められた場合、経済的な負担を伴うこともあります。あなたはどうしますか。	(ア) 負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行う	16	5.3
		(イ) 可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う	197	65.7
		(ウ) 負担がなければ、配慮や工夫を行う	56	18.7
		(エ) 配慮や工夫を行うことは難しい	7	2.3
		(オ) 一概にはいけない	19	6.3
		(カ) わからない	5	1.7
Q19	あなたは、障害のある人のために企業などの民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。この中からいくつでもあげてください。	(ア) 障害のある人の雇用の促進	195	14.2
		(イ) 障害者になっても継続して働くことができる体制の整備	218	15.9
		(ウ) 障害や障害のある人への理解を深めるための研修の実施	105	7.7
		(エ) 障害のある人の雇用の促進スポーツ、文化、レクリエーション活動に対する支援	105	7.7
		(オ) 障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備	148	10.8
		(カ) 障害のある人に配慮した商品の開発	99	7.2
		(キ) 職場での精神的な不安を解消する相談体制の整備	116	8.5
		(ク) 職場での事故防止体制の充実	126	9.2
		(ケ) 障害のある人を支援するための介護休暇制度やボランティア休暇制度の充実	113	8.2
		(コ) 障害者団体に対する経済的支援	103	7.5
		(サ) 障害に関連する分野での国際協力の推進	31	2.3
		(シ) その他	1	0.1
		(ス) わからない	10	0.7
Q20	Q19で「(シ)その他」と答えた方は、希望する活動についてご記入をお願いします。	障害のある子の親の不安を取り除く。親が亡くなっても子が安心して暮らせるように。		-
		一部の障害のある人の中には、何もかも支援されたい甘えのある人もいる。極端なおんぶに抱っこは良くない。		-
Q21	障害のある人々に関する国や地方公共団体の施策のうち、あなたがもっと力を入れる必要があると思うものをこの中からいくつでもあげてください。	(ア) 障害のある人々への理解を深めるため啓発・広報活動	121	11.2
		(イ) ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	122	11.3
		(ウ) 生活の安定のための年金や手当の充実	133	12.4
		(エ) 障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	153	14.2
		(オ) 障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実	168	15.6
		(カ) 障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	175	16.3
		(キ) 保健医療サービスやリハビリテーションの充実	113	10.5
		(ク) 点字・手話、字幕放送などの情報提供の充実	78	7.2
		(ケ) その他	7	0.7
		(コ) わからない	6	0.6

設問	設問文	選択肢	回答数 (人)	割合 (%)
Q22	Q21で「(ケ)その他」と答えた方は、もっと力を入れる必要があると思うものについてご記入をお願いします。	点字ブロック上へ自転車の駐輪がされている。	-	-
		障害のない人も協力できるような機関が必要。	-	-
		国、県、市が財源に余裕のある範囲で行う施策。	-	-
		子どもの時から一般の子と同じ学校になるべく通うことをできるようにすることが障害のある人への理解に繋がると思う。	-	-
		人や国に言われなくても自然にサポートできる社会にしたい。	-	-
		障害のある人各自にあった制度、サービスを行い、障害のある人にサービスの説明をきちんとすべきだと思う。	-	-
		特別な事はしないでほしい。私の知る障害のある人は、自分は障害のある人であるから保護されるものだと言っているが、おかしい。	-	-
		施設を増やす等の環境の整備はもちろんですが、ヘルパーさんの雇用環境を良くするのも方法なのではと思っている。詳しい状況は分からないが、介護士さんの勤務形態や賃金等、あまり良いとは聞いていない。賃金を含めた環境が良くなれば介護士になりたいという人が増えて、介護施設やホームヘルプなどのサービスが充実するのではないかと思う。何をするにも、それをしてくれる人がいないことにはどうにもならない。ハード面以外に、ソフト面に力を入れてほしい。	-	-
Q23	5年前と比べて福祉・教育・雇用・まちづくりなどの障害者施策は進んだと思いますか。	(ア) かなり進んだと思う	31	10.4
		(イ) 少し進んだと思う	142	47.3
		(ウ) あまり進んだと思わない	67	22.3
		(エ) ほとんど進んだと思わない	14	4.7
		(オ) どちらともいえない	7	2.3
		(カ) わからない	39	13.0
Q24	最後にあなたご自身について伺います。あなたの性別は。	(ア) 男性	127	42.9
		(イ) 女性	169	57.1
Q25	あなたの年齢は。	(ア) 20～24歳	6	2.0
		(イ) 25～29歳	12	4.0
		(ウ) 30～34歳	22	7.4
		(エ) 35～39歳	23	7.7
		(オ) 40～44歳	27	9.0
		(カ) 45～49歳	36	12.0
		(キ) 50～54歳	30	10.0
		(ク) 55～59歳	44	14.7
		(ケ) 60～64歳	31	10.4
		(コ) 65～69歳	22	7.4
	(サ) 70歳以上	46	15.4	
Q26	あなたのご職業は。	(ア) 自営業主(農林漁業)	9	3.0
		(イ) 自営業主(商工サービス業)	6	2.0
		(ウ) 自営業主(自由業)	12	4.0
		(エ) 家族従業者(農林漁業)	2	0.7
		(オ) 家族従業者(商工サービス業)	9	3.0
		(カ) 家族従業者(自由業)	3	1.0
		(キ) 雇用者(管理職)	19	6.4
		(ク) 雇用者(専門技術職)	55	18.5
		(ケ) 雇用者(事務職)	40	13.5
		(コ) 雇用者(労務職)	24	8.1
		(サ) 無職(主婦)	75	25.3
		(シ) 無職(学生)	4	1.4
		(ス) 無職(その他)	39	13.1

4 国の基本指針

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）

障害保健福祉施策については、平成十五年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービス量の拡充が図られてきたところである。

しかしながら、居宅介護事業（ホームヘルプサービス等）等について未実施の市町村（特別区を含む。以下同じ。）がみられたほか、精神障害者に対するサービスは支援費制度の対象となっていなかったこともあって、その立ち後れが指摘されていた。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められていた。さらに、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活を支えていくために障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられたところである。

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）においては、こうした状況に対応して、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し障害福祉計画（市町村障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害福祉計画（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成を義務付ける等、サービス体系全般について見直しが行われた。

また、平成二十二年十二月に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）が成立し、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることとなった。

この指針は、法の施行及び整備法による法の改正等を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成二十六年末の数値目標を設定するとともに、平成二十四年度から平成二十六年までの第三期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。

また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

希望する障害者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支

援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。)を保障する。

3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。整備法による法の改正によりサービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや地域相談支援が創設されたことも踏まえ、相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。）を市町村において設置することが望ましい。

また、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設けるとともに、その位置付けを明確に示すことが必要である。

その際、自立支援協議会は、関係機関等が相互に連絡し合うことにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援を行うことができるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中核となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

第二 障害福祉計画の作成に関する事項

一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一に掲げる障害福祉計画の基本的理念を踏まえるとともに、数値目標

の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

(一) 障害者等の参加

障害福祉計画の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズの把握に努めるほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

(二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の作成に当たっては、自立支援協議会を活用するとともに、障害者等を始め地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

(三) 総合的な取組

障害者等の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、障害保健福祉の観点からのみならず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、公共職業安定所、特別支援学校等の行政機関、企業、医療機関等の関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化等を進める。

2 平成二十六年年度の数値目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、平成二十六年年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。また、数値目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、第一期障害福祉計画及び第二期障害福祉計画の実績並びに地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

(一) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十六年年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成二十六年年度末の施設入所者数を平成十七年十月一日時点の施設入所者数から一割以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、整備法による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者

(十八歳以上の者に限る。) であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの(以下「継続入所者」という。)の数を除いて設定するものとする。

(二) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、都道府県は、平成二十四年度から平成二十六年までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、一年未満入院者の平均退院率(ある月から連続した十二月の各月ごとに、当該ある月に入院した者のうちそれぞれ当該各月までに退院した者の総数を当該ある月に入院した者の数で除した数を算出し、その合計を十二で除したものをいう。以下同じ。)の目標値及び高齢長期退院者数(退院者のうち、六十五歳以上であって、五年以上入院していた者の数をいう。以下同じ。)に関する目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、一年未満入院者の平均退院率については、平成二十六年における一年未満入院者の平均退院率を平成二十年六月三十日の調査時点から七パーセント相当分増加させることを指標とする。また、高齢長期退院者数については、平成二十六年における高齢長期退院者数を直近の数から二割増加させることを指標とする。

また、これと併せ、医療計画(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)における基準病床数の見直しを進める。

(三) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成二十六年中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成十七年度の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十六年末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十六年末における就労継続支援事業の利用者のうち三割以上の者が就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す。なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

これらの数値目標を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。

その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の数値目標の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。

なお、将来的には、各都道府県が定める障害保健福祉圏域(以下「圏域」という。)ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策

の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の上欄に掲げる事項について、平成二十六年の数値目標を設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

さらに、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、平成二十六年の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。

また、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成二十二年六月二十九日閣議決定）において、「国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関し、適正で効率的な調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努める」とされている等、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、障害福祉計画において、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

3 障害福祉計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等を始め幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等を始め、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、法第八十八条第七項及び第八十九条第六項においては、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、自立支援協議会を活用することも考えられる。また、法第八十八条第八項及び第八十九条第七項においては、障害者基本法第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かななければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。

(二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画の作成に当たっては、労働担当部局、保健衛生担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担

当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

(三) 市町村と都道府県との間の連携

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、法の実施に関して一義的な責任を負っており、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。特に、障害福祉サービスを提供するための福祉施設の整備等に関しては、広域的調整を図る役割を有している。

このため、障害福祉計画の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

4 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の実情及びニーズを把握するよう努めることが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

5 区域の設定

都道府県障害福祉計画においては、指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）、指定地域相談支援（法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。）又は指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（法第八十九条第二項第一号に規定する都道府県が定める区域をいう。以下同じ。）を定めるものとされており、各都道府県は、他のサービスとの連携を図る観点から、圏域を標準として当該区域を定めることが必要である。

6 住民の意見の反映

障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメン

トの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

なお、平成二十四年三月三十一日までに障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である旨に留意する必要がある。また、同年四月一日以降についても、何らかの手段によりできる限り地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが望ましい。

7 他の計画との関係

障害福祉計画は、障害者計画（障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第八十条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、医療計画、介護保険事業計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。）その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画に盛り込むことが望ましい事項は別表第二に掲げる事項とし、このうち同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項は定めなければならない事項とし、同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策に関する事項及び同表四の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

平成二十六年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第三を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（B型）及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、

継続入所者の数を除いて設定するものとする。

- (二) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

特に、訪問系サービスについては、障害者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低一か所確保できるよう努める必要がある。また、指定計画相談支援の事業を行う事業所についてもその確保に努める必要がある。なお、小規模町村等において訪問系サービスを行う事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、法に基づく居宅介護事業所としての指定を取るよう促すなどの工夫が必要である。さらに、障害者が地域で安心して暮らしていくためには、介護者が病気等になった時等に対応できる短期入所サービスの充実を図っていくことが重要であり、医療機関が実施する短期入所事業所を含めた指定短期入所事業所の確保に努める必要がある。

- (三) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている市町村においては、必要となる指定障害福祉サービスの基盤整備を着実にを行うために都道府県との協働により計画的に指定障害福祉サービスの基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような市町村においては、都道府県が三の1の(三)によりサービスの種類及び量の見通し並びに整備計画を作成する際には、協働により作成作業を行うとともに、当該整備計画等において関連する内容を市町村障害福祉計画に反映することが必要である。

2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- (一) 実施する事業の内容
- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

3 留意事項

平成二十四年三月三十一日までに市町村障害福祉計画を定め、又は変更しよ

うとする場合における市町村障害福祉計画において定めなければならない事項は、第二の二の1及び2に掲げる事項その他の別表第二に掲げる事項である。

三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画に盛り込むことが望ましい事項は別表第四に掲げる事項とし、このうち、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項及び同表六の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項並びに同表七の項及び八の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに平成二十六年までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（B型）及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

また、法施行以前に、障害福祉サービスが未実施であった市町村におけるサービスの確保や、新たに創設された指定地域相談支援又は指定計画相談支援等の確保に留意することが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

(三) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策

施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている地域においては、必要となる指定障害福祉サービスの基盤整備を着実にを行うために都道府県と市町村が協働により計画的に指定障害福祉サービスの基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような地域においては、圏域単位を標準として、地域における課題を整理した上で、平成二十六年度において障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービスの種類及び量の見通しを明らかにすることが必要である。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービスを実施する事業所数（訪問系サービスを実施する事業所数を除く。以下同じ。）を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画（以下「整備計画」という。）を作成することが必要である。なお、サービスの種類及び量の見通し並びに整備計画の作成に当たっては、別表第四に掲げる事項に留意しつつ作成することが必要である。また、作成された整備計画等の内容は、関係する市町村障害福祉計画に反映し、都道府県と市町村が一体的に取り組むことが必要である。

2 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

平成二十六年度までの各年度における指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の必要入所定員総数については、別表第三を参考としつつ、設定することが適当である。なお、必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等の事業者は、指定障害福祉サービス等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組等を総合的に推進することが重要である。こうした取組を効果的に実施するためには、地域の実情に応じ、指定障害福祉サービス等の事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者等を含めた自立支援協議会等のネットワークを構築し、関係者の連携の下、取組を進めることが必要である。

（一）サービス提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

法の下では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者及

び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の事業者ごとに配置することとしており、これらの者に対する研修を実施することとしている。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者の養成等についても、重度訪問介護従業者養成研修等を実施することとしている。

都道府県は、それぞれの研修を計画的に実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。

また、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行を踏まえ、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

(三) 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）の施行も踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

都道府県や市町村においては、自立支援協議会を活用すること等により、都道府県障害者権利擁護センター（障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要である。

また、市町村においては、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うことができる体制を整備しておくことが必要である。

4 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

都道府県の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- (一) 実施する事業の内容
- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

5 留意事項

平成二十四年三月三十一日までに都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合における都道府県障害福祉計画において定めなければならない事項は、第二の三の1から4までに掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項である。

四 その他

1 障害福祉計画の作成の時期

第三期障害福祉計画は、平成二十四年度から平成二十六年までの三年間における指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定めるものであることから、平成二十三年中に作成することが必要である。

なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村等」という。）においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

2 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

障害福祉計画は、三年を一期として作成することとする。

3 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

4 障害福祉計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、二の1の(一)に掲げる事項については、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととし、併せて、その他の事項についても、都道府県と市町村が一体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望ましい。また、市町村障害福祉計画を定めた際には、

遅滞なく公表するとともに、これを都道府県知事に提出することが必要である。

都道府県は、都道府県障害福祉計画を作成したときは、遅滞なく公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

5 障害児支援のための計画的な基盤整備

整備法による児童福祉法の改正により障害児支援が強化されたことを踏まえ、都道府県及び市町村は、障害福祉計画の作成に併せて、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。

別表第一 福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定

事 項	内 容
一 就労移行支援事業の利用者数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の目標が達成できるよう、平成二十六年度末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。
二 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成二十六年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。
三 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十六年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定する。
四 障害者試行雇用事業の開始者数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十六年度において、障害者試行雇用事業（障害者雇用の経験の無い事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深め、障害者雇用に取り組むきっかけ作りを行う事業をいう。以下同じ。）について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、その開始者の数値目標を設定する。

<p>五 職場適応援助者による支援の対象者数</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行する者の職場適応を容易にするため、平成二十六年度において、職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による支援について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。</p> <p>また、平成二十六年度末までに障害者雇用納付金制度に基づく職場適応援助者助成金の対象となる職場適応援助者が全国で八百人養成されることを目指して、都道府県の労働担当部局においても、障害保健福祉担当部局とも連携し、その計画的な養成を図ることとする。</p>
<p>六 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等</p>	<p>都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を図るため、平成二十六年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）による支援を受けることができるようにすることを目指す。これらを含め、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、全ての圏域に一か所ずつ設置することを目指す。</p>

別表第二

事 項	内 容
一 市町村障害福祉計画の基本的理念等	市町村障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二 平成二十六年年度の数値目標の設定	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて平成二十六年年度における数値目標を設定すること。
三 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	<p>① 別表第三を参考として、平成二十六年年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。</p>
四 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項	<p>市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
五 市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期	市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。
六 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第三

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

<p>居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援</p>	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>同行援護については、これらの事項に加え、平成二十三年十月一日以前の地域生活支援事業（移動支援事業に限る。）の利用者のうち重度の視覚障害者数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>
---	--

二 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所

<p>日中活動系サービス全体の見込 量</p>	<p>次の①及び②を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>① 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センターの利用が見込まれる者の数を控除した数</p> <p>② 入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数</p>
<p>生活介護</p>	<p>現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>
<p>自立訓練（機能訓練）</p>	<p>現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>

自立訓練（生活訓練）	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
就労継続支援（A型）	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 設定に当たっては、平成二十六年末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の三割以上とすることが望ましい。
就労継続支援（B型）	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。）について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
療養介護	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
（削除）	
短期入所	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

三 共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援

<p>共同生活援助 共同生活介護</p>	<p>福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p>
<p>施設入所支援</p>	<p>平成十七年十月一日時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>なお、当該見込数は、平成二十六年度末において、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の一割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>

四 相談支援

<p>計画相談支援</p>	<p>障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として三年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となるものとして、利用者数及び量の見込みを定める。</p>
<p>地域相談支援（地域移行支援に限る。）</p>	<p>施設入所者の数、入院中の精神障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>なお、設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。</p>
<p>地域相談支援（地域定着支援に限る。）</p>	<p>居宅において、単身である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>

別表第四

事 項	内 容
一 都道府県障害福祉計画の基本的理念等	<p>都道府県障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。</p>
二 平成二十六年の数値目標の設定	<p>障害者について、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成二十六年における数値目標を設定すること。</p> <p>特に、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する数値目標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数 ② 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 ③ 障害者試行雇用事業の開始者数 ④ 職場適応援助者による支援の対象者数 ⑤ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等
三 区域の設定	<p>指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。</p>

<p>四 各年度における指定 障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>① 市町村障害福祉計画を基礎として、平成二十六年までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>
<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策</p>	<p>① 障害福祉サービスの利用状況や供給体制について、国民健康保険団体連合会へ委託する自立支援給付の支払に関するデータの分析等により的確に把握すること。</p> <p>② 障害者等のニーズを踏まえ、必要な住まい、訪問系サービス、日中活動の拠点が適切に整備されているかという視点から課題を整理すること。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、障害者等の支援に必要となる指定障害福祉サービスの種類及び量の見通しを作成すること。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービスを実施する事業所数を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画を作成すること。</p>
<p>六 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数</p>	<p>平成二十六年までの各年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めること。</p>
<p>七 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置</p>	<p>指定障害福祉サービス等に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。</p>

<p>八 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項</p>	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
<p>九 都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>十 都道府県障害福祉計画の達成状況の点検及び評価</p>	<p>各年度における都道府県障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>